

約款番号
K-1

無配当
定期保険

約 款

- 無配当定期保険
- 集団契約特約付
無配当定期保険

目次

約款

■主契約

- ・無配当定期保険普通保険約款……………1

■特約

- ・リビング・ニース特約……………14
- ・無配当災害割増特約……………19
- ・無配当傷害特約……………24
- ・無配当家族傷害特約……………33
- ・無配当災害入院特約……………42
- ・無配当家族災害入院特約……………47
- ・無配当疾病入院特約……………52
- ・無配当家族疾病入院特約……………58
- ・無配当成人病入院特約……………64
- ・無配当手術特約……………70
- ・無配当家族手術特約……………78
- ・無配当成人病手術特約……………83
- ・無配当女性疾病入院特約……………88
- ・無配当長期入院特約……………97
- ・無配当通院特約……………103
- ・無配当家族通院特約……………109
- ・無配当ガン特約……………115
- ・無配当ガン特約〔妻型〕……………124
- ・無配当特定損傷特約……………132
- ・指定代理請求特約条項……………137
- ・団体扱特約(A)……………140
- ・団体扱特約(B)……………142
- ・集団契約特約……………143
- ・特別扱保険特約……………144
- ・特約用特別扱保険特約……………146
- ・保険料口座振替特約(01)……………149

■特則

- ・保険契約の失効取消に関する特則(Ⅱ)……………151

■別表

- ・別表4(指定代理請求特約用)……………152

2010年4月1日より保険法が施行されたことに伴い、更新・特約中途付加のお手続きをいただくご契約につき、「保険法の施行に伴う特則(B)」が適用されます。
「保険法の施行に伴う特則(B)」は、「ご契約のしおり」(更新・特約中途付加用)に掲載していますので、あわせてご確認ください。

無配当定期保険普通保険約款 目次

1. この保険の仕組

- 第1条 保険金等の支払
- 第2条 保険料払込の免除
- 第3条 保険料払込の免除をしない場合

2. 会社の責任開始期

- 第4条

3. 保険料の払込

- 第5条 保険料の払込
- 第6条 保険料の払込方法<経路>
- 第7条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効
- 第8条 猶予期間中に保険事故が発生した場合
- 第9条 保険料の前納

4. 保険契約の復活

- 第10条 保険契約の復活
- 第11条 復活の場合の読替等

5. 保険金等、保険料払込免除および払戻金の請求 手続、保険金等の支払方法の選択ならびに保険 金等の支払の時期および場所

- 第12条 保険金等および保険料払込免除の請求
手続
- 第13条 払戻金の請求手続
- 第14条 保険金等の支払方法の選択
- 第15条 保険金等の支払の時期および場所

6. 保険契約の解約、解除、無効等

- 第16条 保険契約の解約
- 第17条 告知義務および告知義務違反による解
除
- 第18条 重大事由による解除
- 第19条 詐欺による無効および解除、不法取得
目的による無効
- 第19条の2 年齢の計算
- 第20条 年齢または性別の誤りの処理
- 第21条 保険金等の支払事由発生による保険契
約の消滅

7. 払戻金

- 第22条

8. 保険契約内容の変更

- 第23条 変更手続
- 第24条 保険契約内容の変更

9. 保険契約者または受取人の変更、保険契約者ま たは受取人の代表者、保険契約者の住所の変更

- 第25条 保険契約者の変更
- 第26条 受取人の指定および変更
- 第27条 保険契約者または受取人の代表者
- 第28条 保険契約者の住所の変更

10. 契約者配当

- 第29条

11. 保険契約の更新および他の保険契約への加入

- 第30条 保険契約の更新
- 第31条 他の保険契約への加入

12. 時効

- 第32条

13. 管轄裁判所

- 第33条

法人契約特則

民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行に関する特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 付則1 対象となる不慮の事故
- 付則2
- 付則3 保険金等、保険料払込免除および解約払
戻金の請求書類
- 付則4 保険契約内容変更、貸付等の諸手続書類

無配当定期保険普通保険約款

1. この保険の仕組

この保険は、被保険者が保険期間中に死亡したときまたは高度障害状態になったときに死亡保険金または高度障害給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（保険金等の支払）

1. この保険契約の死亡保険金、高度障害給付金（以下「保険金等」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

名称	支払金額	受取人	保険金等を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	保険金等を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
(1) 死亡保険金	死亡保険金額	死亡保険金受取人	被保険者が保険期間中に死亡したとき（生死不明の場合に会社が死亡したものと認めた場合を含みます。以下同様とします。）	被保険者がつぎのいずれかにより死亡したとき ① 責任開始の日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者の故意 ③ 死亡保険金受取人の故意 ④ 戦争その他の変乱
(2) 高度障害給付金	死亡保険金額と同額	被保険者	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として保険期間中に付則2の(1)に規定するいずれかの身体障害の状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに発生していた障害状態に責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前にすでに発生していた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	被保険者がつぎのいずれかにより高度障害状態に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争その他の変乱

2. 前項第2号に規定する高度障害給付金の支払事由のうち、保険期間満了時には、身体障害の状態の回復の見込がないことのみが明らかでないため、高度障害給付金が支払われない場合においても、保険期間満了後もその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了直前に高度障害状態に該当したものとみなして高度障害給付金を支払います。

3. 第1項第2号の場合に被保険者が高度障害給付金を会社に請求することなく保険期間中に死亡した場合には、高度障害給付金の支払事由に該当しなかったものとして取り扱い、会社は、第1項第1号により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

4. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときには、会社は、その残額を他の受取人に支払います。

5. 被保険者が戦争その他の変乱により死亡したまたは高度障害状態に該当した場合でも、戦争その他の変乱により死亡したまたは高度障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じて死亡保険金または高度障害給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

6. 会社は、第1項第1号の免責事由に該当して死亡保険金を支払わない場合には、第22条第2項のこの保険の積立金を保険契約者に支払います。ただし、第1項第1号の②の場合には支払いません。

7. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として責任開始期以後に高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

(1) その疾病について、保険契約の締結の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第2条（保険料払込の免除）

1. 会社は、被保険者が、責任開始期以後に発生した付則1に規定する不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内でかつ保険料払込期間中に、付則2の(2)に規定するいずれかの身体障害の状態に該当した場合に、将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに発生していた障害状態に責任開始期以後に発生した傷害を原因とする障害状態が新たに加わって付則2の(2)に規定する身体障害の状態に該当したときを含み、次条に規定する場合を除きます。
2. 前項により保険料の払込が免除された場合には、以後第4条（会社の責任開始期）第4項に規定する契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第3条（保険料払込の免除をしない場合）

1. 被保険者がつぎの各号の原因によって付則2の(2)に定める障害の状態になった場合には、前条第1項の規定の適用に当たっては、その障害が発生しなかったものとして取り扱います。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故
 - (2) 被保険者の犯罪行為中の事故
 - (3) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (6) 地震、噴火または津波
 - (7) 戦争その他の変乱
2. 前項第6号または第7号の場合には、第1条（保険金等の支払）第5項の規定を準用します。

2. 会社の責任開始期

第4条

1. 会社は、会社が保険契約の申込を承諾して第1回保険料を受領した時から保険契約上の責任を負います。
2. 前項の規定にかかわらず、会社が第1回保険料相当額を受領した後申込の承諾をした場合には、会社は、第1回保険料相当額を会社が受領した時（被保険者に関する告知前に受領した場合には、その告知の時）から保険契約上の責任を負います。
3. 保険期間の計算に当たっては、前2項による会社の責任開始の日から起算します。
4. 会社の責任開始日、その年ごとの応当日、その半年ごとの応当日またはその月ごとの応当日（その月に応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同様とします。）をそれぞれ「契約日」、「契約応当日」、「半年ごとの契約応当日」または「月ごとの契約応当日」といいます。
5. 第1項または第2項の規定にかかわらず、第1回保険料または第1回保険料相当額（以下、本項において「第1回保険料等」といいます。）をつぎの各号のいずれかの方法により払い込んだ場合には、その払込方法に応じて、つぎのとおり第1回保険料等を受け取ったものとして、第1項または第2項の規定を適用します。この場合、本項の取扱により払い込まれた第1回保険料等については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。
 - (1) クレジットカードにより払い込む方法
………クレジットカードが有効であり、かつ、第1回保険料等がその利用限度額の範囲内であることを会社が確認した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社が利用票を作成した時）に第1回保険料等を受け取ったものとします。
 - (2) 会社の指定した金融機関等のキャッシュカード（以下、本号において「カード」といいます。）を、会社所定の端末機（以下、本号において「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力することにより保険料を払い込む方法
………端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に第1回保険料等を受け取ったものとします。

3. 保険料の払込

第5条（保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、次条第1項に規定する払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。
 - (1) 月払契約の場合
月ごとの契約応当日の属する月の初日から末日まで
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合
契約応当日または半年ごとの契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項の保険料が契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）とします。以下本条において同様とします。）の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金等を支払うときはその受取人）に払い戻します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、契約応当日以後払込期月の末日までに保険金等の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき保険金等から未払込保険料を差し引きます。

4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、契約応当日以後払込期月の末日までに保険料払込の免除事由が発生した場合には、未払込保険料を払い込んで下さい。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第8条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項の規定を準用します。

第6条（保険料の払込方法〈経路〉）

1. 保険契約者は、会社の定める経路の範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
 - (1) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 会社の派遣した集金人に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限り、ります。）
 - (4) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (5) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体扱契約、集団扱契約または特別集団扱契約が締結されている場合に限り、ります。）
2. 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に保険料が払い込まれないときは、次条第1項に規定する猶予期間中に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、保険契約者からあらかじめ保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間中でも集金人を派遣します。
3. 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において次条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
4. 保険契約者は、会社の定める経路の範囲内で、第1項各号の保険料の払込方法を変更することができます。
5. 保険料の払込方法が第1項第3号ないし第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、前項の規定により保険料の払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険料の払込方法が変更されるまでの間は、会社の本社または会社の指定した場所に保険料を払い込んで下さい。

第7条（保険料払込の猶予期間および保険契約の失効）

1. 第2回以後の保険料の払込については、つぎの猶予期間があります。
 - (1) 月払契約の場合
払込期月の翌月の初日から末日まで
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合
払込期月の翌月の初日から翌々月の月ごとの契約応当日まで（契約応当日または半年ごとの契約応当日が2月、6月または11月の末日である場合には、それぞれ4月、8月または1月の末日まで）
2. 猶予期間中に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第8条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

1. 猶予期間中に保険金等の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき保険金等から未払込保険料を差し引きます。
2. 猶予期間中に保険料払込の免除事由が発生した場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

第9条（保険料の前納）

1. 保険契約者は、会社の定める回数の範囲内で、将来の保険料の一部または全部を前納することができます。この前納金に対しては、会社の定めた利率による利息を付し、毎年これを前納金に繰り入れます。
2. 月払契約の場合には、当月分以降の保険料を一括払することができます。この場合、一括払された保険料が3ヵ月分以上あるときは、会社の定めた割引率で保険料を割り引きます。
3. 保険料の払込を要しなくなった場合に前納金または一括払金の残額があるときは、保険契約者（保険金等を支払うときはその受取人）に払い戻します。
4. 月払契約の場合、保険契約締結時に、保険契約者から申出があったときは、あらかじめ保険契約者が指定した払込期月に、定められた月数分の保険料を定期的に一括して払い込む取扱（以下「定期一括払」といいます。）を行いません。ただし、定期一括払を開始するまでの保険料は保険契約締結時に一括して払い込んで下さい。
5. つぎのいずれかの場合に該当したときは、それ以後前項の定期一括払を行いません。
 - (1) 保険契約者から定期一括払停止の申出があった場合
 - (2) 保険契約が失効した場合

4. 保険契約の復活

第10条（保険契約の復活）

1. 保険契約が第7条第2項または第8条第2項によって失効した場合には、保険契約者は、失効後3年以内に限り、被保険者の健康状態を確認するに足る会社の定めた書類を提出して、保険契約の復活を請求することができます。ただし、第22条第1項の解約払戻金を請求した後は復活請求できません。

2. 前項の場合には、会社は、必要と認めるときは被保険者の診査を行いません。
3. 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに保険契約が有効に継続していたものとして契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）の到来している保険料の合計額を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
4. 保険契約は、会社が復活の承諾をして前項に規定する金額を受領した時に復活します。
5. 第4条（会社の責任開始期）第2項、第17条（告知義務および告知義務違反による解除）ならびに第19条（詐欺による無効および解除、不法取得目的による無効）第1項および第3項の規定は、本条の場合に準用します。

第11条（復活の場合の読替等）

保険契約が復活した場合には、以後第1条第1項中の「保険期間中」を「復活後の保険期間中」と、第1条第1項第2号および第7項ならびに第2条第1項中の「責任開始期以後」を「復活後」と、第1条第1項第1号および第17条第5項中の「責任開始の日」を「復活日」と、第1条第7項中の「責任開始期前」を「復活前」と、同条同項中の「締結」を「復活」とそれぞれ読み替えるものとします。

5. 保険金等、保険料払込免除および払戻金の請求手続、保険金等の支払方法の選択ならびに保険金等の支払の時期および場所

第12条（保険金等および保険料払込免除の請求手続）

1. 保険金等の支払事由または保険料払込の免除事由が発生した場合には、保険契約者または保険金等の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 保険金等を請求する場合または保険料払込免除を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認められた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。
4. 会社は、第2条によって保険料払込の免除をした場合には、保険証券に表示します。
5. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡保険金または高度障害給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく弔慰金または死亡退職金等（以下「弔慰金等」といいます。）として被保険者または労働基準法施行規則第42条（遺族補償を受ける者）等に規定する遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金または高度障害給付金の請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または弔慰金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または弔慰金等の受給者に弔慰金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
6. 死亡保険金の受取人は、死亡保険金の支払事由が発生した場合には、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、第2項に規定する提出書類の一部の省略を認めるものとします。

第13条（払戻金の請求手続）

1. 第22条第1項に規定する解約払戻金、その他の払戻金は、付則3に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
2. 前条第3項前段の規定は、本条の場合に準用します。

第14条（保険金等の支払方法の選択）

保険契約者（保険金等の支払事由発生後は、その受取人）は、保険金等の一時支払にかえて、会社の定める期間および方法により、保険金等の全部または一部についてつぎの支払方法を選択することができます。ただし、分割して支払う金額またはすえ置く金額が会社の定める金額に満たない場合にはこの取扱をしません。

- (1) 分割支払
一定期間中、保険金等を定額に分割して支払います。
- (2) すえ置支払
一定のすえ置期間中、保険金等に利息を付けて積み立てておき、すえ置期間満了のときその元利金を支払います。

第15条（保険金等の支払の時期および場所）

1. 払戻金または保険金等は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで保険金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

6. 保険契約の解約、解除、無効等

第16条（保険契約の解約）

保険契約者は、いつでも書面で会社に申し出て、将来に向かって保険契約を解約することができます。

第17条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. この保険契約の締結の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かって保険契約を解除することができます。保険契約を解除した場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、保険金等の支払事由または保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金等の支払または保険料払込の免除をしません。もし、すでに保険金等を支払っているときは、その返還を請求し、また、すでに保険料の払込を免除しているときは、第2条（保険料払込の免除）第2項の規定にかかわらず、払込を免除された保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の死亡、高度障害状態または障害の状態の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
4. 本条の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明である場合、その他正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または死亡保険金受取人に解除の通知をします。
5. 本条の解除権は、つぎの場合には消滅します。
 - (1) 会社が解除の原因を知った日（正当な事由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる日）からその日を含めて1ヵ月以内に解除しなかったとき
 - (2) 責任開始の日からその日を含めて2年以内に保険金等の支払事由および保険料払込の免除事由が発生しなかったとき

第18条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金（高度障害給付金、保険料払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) この保険契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合
 - (4) その他この保険契約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 死亡保険金もしくは高度障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、死亡保険金もしくは高度障害給付金の支払または保険料払込の免除をしません。もし、すでに死亡保険金もしくは高度障害給付金を支払っているときは、その返還を請求し、また、すでに保険料の払込を免除しているときは、払込を免除された保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この保険契約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 前条第4項の規定は、本条に規定する解除の場合に準用します。

第19条（詐欺による無効および解除、不法取得目的による無効）

1. 保険契約者または被保険者の詐欺による保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
2. 保険金等または保険料払込免除の請求に関し詐欺の行為があった場合には、会社は、第17条（告知義務および告知義務違反による解除）第2項の規定を準用して、保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合には、第17条（告知義務および告知義務違反による解除）第4項および第5項第1号の規定を準用します。
3. 保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条の2（年齢の計算）

1. 被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て、6ヵ月をこえるものは1年とします。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約日の年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第20条（年齢または性別の誤りの処理）

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合に、実際の年齢が保険契約の締結時および誤りの発見された時に会社の定める契約年齢の範囲外であるときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは実際の年齢に基づいて保険料を更正し、会社の定めた方法で保険料の過不足分を授受します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を更正し、会社の定めた方法で保険料の過不足分を授受します。

第21条（保険金等の支払事由発生による保険契約の消滅）

保険金等の支払事由が発生した場合には、保険契約は将来に向かって消滅します。ただし、被保険者が高度障害状態になった場合でこの普通保険約款の規定により高度障害給付金が支払われないときを除きます。

7. 払戻金

第22条

1. 第7条第2項および第8条第2項に規定する失効、第16条に規定する解約、第17条、第18条および第19条第2項に規定する解除の場合には、会社は、保険料払込期間中は保険料が払い込まれた年月数により、また保険料払込後は経過年月数により主務官庁の認可を得た方法で計算して得た金額の解約払戻金を保険契約者に払い戻します。
2. 第1条第1項第1号の①、③および④の規定によって死亡保険金が支払われない場合には、会社は、保険料払込期間中は保険料が払い込まれた年月数により、また保険料払込後は経過年月数により主務官庁の認可を得た方法で計算して得た金額の積立金を保険契約者に払い戻します。

8. 保険契約内容の変更

第23条（変更手続）

1. 保険契約者は、本章に規定する保険契約内容の変更を会社に請求することができます。ただし、第2条により保険料の払込が免除された後は保険契約内容を変更することはできません。
2. 前項の請求に際しては、付則4に定める書類を会社に提出することを要します。この場合には、第12条（保険金等および保険料払込免除の請求手続）第3項の規定を準用します。
3. 本章による変更は、会社が承認した時から効力を生じます。
4. 本章による変更をした場合には、保険証券に表示します。ただし、次条第2号による変更をした場合には、保険契約者に通知します。

第24条（保険契約内容の変更）

保険契約内容についてつぎの各号の変更をすることができます。

- (1) 保険期間の変更
会社の承諾を得て、会社の定めた期間の範囲内で保険期間を短縮または延長すること。この場合には、第22条第2項に規定する積立金の差額を授受し、かつ、つぎの契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）から保険料額または保険金額を更正します。ただし、死亡保険金額の増額は行ないません。
- (2) 保険料払込方法（回数）の変更
保険料払込方法をつぎの契約応当日（月払から半年払へまたは半年払から月払への変更については、半年ごとの契約応当日）から変更すること。ただし、払込方法は、年払、半年払および月払に限ります。
- (3) 死亡保険金額の減額
死亡保険金額を将来に向かって減額すること。ただし、減額後の死亡保険金額が会社の定める金額に満たない場合には、この取扱はしません。この場合には、減額部分について第22条第1項の規定を準用して減額部分に対応する払戻金を支払い、将来の保険料額を減額します。

9. 保険契約者または受取人の変更、保険契約者または受取人の代表者、保険契約者の住所の変更

第25条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、この保険契約上の権利義務一切を包括して第三者に承継させることができます。
2. 前項の場合に会社が同意したときは、保険証券に表示します。

第26条（受取人の指定および変更）

1. 保険契約者は、保険金等の支払事由の発生前ならばいつでも、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を指定または変更することができます。
2. 前項の指定または変更は、被保険者の同意書を添えて会社に書面で通知してからでなければ会社に対抗できません。

3. 受取人を変更した場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。
4. 死亡保険金受取人の死亡時以後、受取人の変更が行なわれていない間に死亡保険金の支払事由が発生したときは、受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人）で保険金の支払事由の発生時に生存している者を受取人とします。
5. 前項により受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第27条（保険契約者または受取人の代表者）

1. 保険契約者が2人以上ある場合には、各保険契約者は、連帯してこの保険契約上の責任を負うものとし、その代表者1人を定め会社に通知することを要します。
2. 前項の代表者が定まらない場合、会社に通知がなかった場合または代表者の所在が明らかでない場合には、会社が保険契約者の1人になした行為は、他の保険契約者についても効果を生じるものとします。
3. 前2項の規定は、受取人について準用します。

第28条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者の住所（通信先を含みます。以下本条において同様とします。）に変更を生じた場合には、保険契約者は、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知することを要します。
2. 前項の通知がない場合には、会社が知った最終の保険契約者の住所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

10. 契約者配当

第29条

この保険に対する契約者配当金はありません。

11. 保険契約の更新および他の保険契約への加入

第30条（保険契約の更新）

1. 保険契約者が保険期間満了の日の2週間前までに特に申出をしない限り、保険契約は、保険期間が満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新されるものとします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は更新されません。
 - (1) 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき
 - (2) 更新日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (3) 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (4) 保険契約に特別扱保険特約が付加されているとき
 - (5) 保険期間が歳満期で定められているとき
2. 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の場合と同一とします。ただし、前項第3号の規定に該当する場合には、保険契約は、その限度まで保険期間を短縮して更新されます。
3. 前2項の規定にかかわらず、更新日の2週間前までの保険契約者の申出により、会社の定める範囲内で、保険期間を変更して更新することができます。
4. 更新後の保険契約の死亡保険金額は、更新前の保険契約の死亡保険金額と同額とします。ただし、更新日の2週間前までの保険契約者の申出により、会社の定める範囲内で死亡保険金額を変更して更新することができます。
5. 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んで下さい。この場合、更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、第5条（保険料の払込）、第7条（保険料払込の猶予期間および保険契約の失効）および第8条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。
6. 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および更新後の保険契約の死亡保険金額によって計算します。
7. 保険契約が更新された場合に、第1条（保険金等の支払）、第2条（保険料払込の免除）および第17条（告知義務および告知義務違反による解除）の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
8. 更新後の保険契約については、会社は、更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。
9. 保険契約の更新が行なわれた場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
10. 保険契約に付加されている特約については、本条の規定を準用します。

第31条（他の保険契約への加入）

保険契約者は、保険期間満了の日の2カ月前までに申出をすることにより、会社所定の取扱範囲内で、保険期間が満了する日の翌日に、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。この場合、その保険契約の死亡保険金額は、この保険契約の死亡保険金額を限度とします。

12. 時効

第32条

保険金等もしくは払戻金の元利金または保険料払込免除を請求する権利は、支払または免除の事由が発生した時から3年間請求がない場合には消滅します。

13. 管轄裁判所

第33条

1. 保険金等の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金等の受取人（保険金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者として）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって合意による管轄裁判所とします。
2. 保険料払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

法人契約特則

保険契約者および死亡保険金受取人が法人である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは、特約条項を含みます。）の規定により被保険者に支払われる保険金および給付金は保険契約者に支払います。

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に関する特則

令和2年3月31日以前に締結された保険契約が、令和2年4月1日以後に保険契約の更新に関する規定により更新された場合には、年齢または性別の誤りの処理に関する規定中、「会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、」を「保険契約は無効とし、」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外項目等
1. 交通事故（V01～V99）	

分類項目（基本分類コード）	除外項目等
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	
・転倒・転落（W00～W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・煙、火および火炎への曝露（X00～X09）	
・熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・有毒動植物との接触（X20～X29）	
・自然の力への曝露（X30～X39）	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露（X30）（日射病、熱射病など）
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X59）	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動（X51）（乗り物酔いなど） ・無重力環境への長期滞在（X52） ・食糧の不足（X53） ・水の不足（X54）
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

備考

1. 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
2. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

付則2

- (1) 高度障害給付金支払の対象となる身体障害
 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- (2) 保険料払込免除の対象となる身体障害
 1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
 2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
 3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
 4. 上・下肢のうち1肢を手関節または足関節以上で失ったもの
 5. 上・下肢のうち少なくとも1肢の3大関節中の2関節以上の用を全く永久に失ったもの
 6. 1手の手指のうち第1指（母指）および第2指（示指）を含む4手指以上を失ったもの
 7. 両手ともに、第1指（母指）および第2指（示指）を含む3手指以上の用を全く永久に失ったもの
 8. 10足指を失ったもの

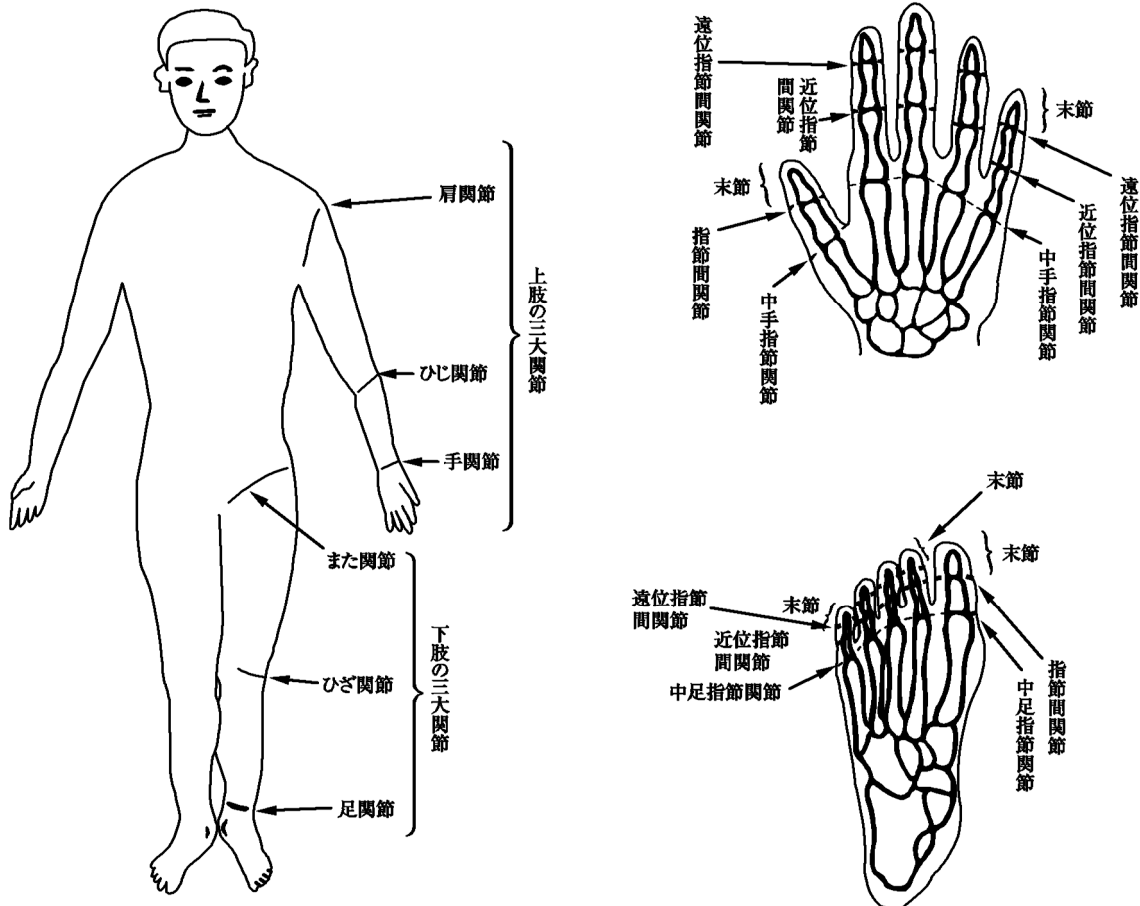
備考

- (1) 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- (2) 眼の障害（視力障害）
 1. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 2. 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 3. 視野狭さくまたは眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- (3) 言語またはそしゃくの障害
 1. 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 2. 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 耳の障害（聴力障害）
 1. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
 2. 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$
の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込がない場合をいいます。
- (5) 上・下肢の障害
 1. 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
 2. 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (6) 脊柱の障害
 1. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 2. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

(7) 手指・足指の障害

1. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
2. 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
3. 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

身体部位の名称は、つぎの図のとおりとします。



付則3 保険金等、保険料払込免除および解約払戻金の請求書類

(1) 死亡保険金の請求書類

1. 死亡保険金請求書
2. 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書）
3. 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
4. 死亡保険金受取人の戸籍抄本
5. 死亡保険金受取人の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

(2) 高度障害給付金の請求書類

1. 高度障害給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 被保険者の高度障害報告書
4. 被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

(3) 保険料払込免除の請求書類

1. 保険料払込免除請求書

2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 不慮の事故であることを証する書類
 4. 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
 5. 最終保険料の払込を証明する書類
 6. 保険証券
- (4) 解約払戻金の請求書類
1. 解約払戻金請求書
 2. 保険契約者の印鑑証明書
 3. 最終保険料の払込を証明する書類
 4. 保険証券

付則4 保険契約内容変更、貸付等の諸手続書類

(1) 保険契約の内容変更手続書類

〔 保険期間の変更、保険料払込方法（回数）の変更、死亡保険金額の減額 〕

1. 会社所定の保険契約内容変更請求書
 2. 保険契約者の印鑑証明書
 3. 最終保険料の払込を証明する書類
 4. 保険証券
- (2) 保険契約者の変更手続書類
1. 会社所定の保険契約名義変更請求書（被保険者の同意印必要）
 2. 変更前の保険契約者（保険契約者死亡による場合は相続人代表者）の印鑑証明書
 3. 保険証券
 4. 会社所定の念書および変更前の保険契約者の戸籍謄本（保険契約者死亡による場合のみ）
- (3) 死亡保険金受取人の変更手続書類
1. 会社所定の保険契約名義変更請求書（被保険者の同意印必要）
 2. 保険契約者の印鑑証明書
 3. 保険証券

リビング・ニーズ特約 目次

(この特約の趣旨)	第13条
1. この特約の仕組み	8. 契約者配当
第1条 特約保険金の支払	第14条
第2条 特約保険料の払込	
2. この特約の締結および責任開始期	9. 管轄裁判所
第3条	第15条
3. 特約保険金の請求手続ならびに支払の時期および場所	10. 主約款の規定の準用
第4条 特約保険金の請求手続	第16条
第5条 特約保険金の支払の時期および場所	
4. この特約の解約および解除	11. 特則等
第6条 特約の解約	第17条 主契約に無配当養老保険特約が付加されている場合の特則
第7条 告知義務および告知義務違反による解除	第18条 主契約に無配当家族定期保険特約〔妻型〕、無配当家族定期保険特約〔子型〕または無配当学資保障特約が付加されている場合の特則
第8条 重大事由による解除	第19条 主契約に付加されている無配当災害入院特約等の取扱
5. この特約の失効、消滅および復活	第20条 主契約に特別扱保険特約が付加されている場合の特則
第9条 特約の失効	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第10条 特約の消滅	
第11条 特約の復活	
6. 払戻金	付則1 特約保険金の請求書類
第12条	付則2 特約保険金の指定代理請求人の変更手続書類
7. 指定代理請求人の変更	

リビング・ニーズ特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主契約の全部または一部について、将来の保険金の支払に代えて、特約保険金を支払うことを主たる目的としたものです。

1. この特約の仕組み

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約の特約保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特約保険金を支払う場合 (支払事由)	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき	主契約の死亡保険金額のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき。 ただし、③の場合で、被保険者から請求があったときはこの限りではありません。 ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意 ③ 指定代理請求人の故意 ④ 戦争その他の変乱

2. 前項の規定にかかわらず、第4条に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到達しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。
3. 第1項の規定にかかわらず、特約保険金の請求日が主契約の保険期間の満了（主契約の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内である場合には、会社は、特約保険金を支払いません。
4. 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の払戻金の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
5. 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険金の減額の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
6. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金または高度障害給付金の請求を受けた場合には、会社は、特約保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害給付金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害給付金が支払われなるときは、この限りではありません。
7. 特約保険金が支払われたときは、その支払後に主約款に定める保険金または高度障害給付金の請求を受けても、指定保険金額分については、会社は、これを支払いません。
8. 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められたときは、会社は、その程度に応じて特約保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。
9. 特約保険金を支払う場合に、特約の規定による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金相当額を差し引きます。

第2条（特約保険料の払込）

この特約に対する保険料はありません。

2. この特約の締結および責任開始期

第3条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、被保険者の同意を得て保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約を付加した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社がこの特約を付加したとき

3. 特約保険金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第4条（特約保険金の請求手続）

1. 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第1項に規定する主契約の保険金額の指定を含みます。以下本条において同様とします。）する場合には、付則1の(1)に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
2. 特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第13条（指定代理請求人の変更）の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、付則1の(2)に規定する書類および特別な事情を示す書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。ただし、保険契約者および保険金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前項の請求の際に、指定代理請求人に指定または変更された者がその請求時において前項第1号もしくは第2号の要件に該当していないときは、指定代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
4. 第2項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 会社は、第1項または第2項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めまたは第1項もしくは第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第5条（特約保険金の支払の時期および場所）

1. 特約保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、特約保険金の請求日から7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特約保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

4. この特約の解約および解除

第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. この特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 告知義務違反により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

第8条（重大事由による解除）

1. 主約款の重大事由による解除の規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。
2. 重大事由により主契約を解除する場合で、正当な事由によって保険契約者、被保険者または保険金受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知をします。

5. この特約の失効、消滅および復活

第9条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第10条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

第11条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

6. 払戻金

第12条

この特約に対する払戻金はありません。

7. 指定代理請求人の変更

第13条

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第4条（特約保険金の請求手続）第2項に規定する者に限るものとします。
2. 前項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社に書面で通知してからでなければ会社に対抗できません。
3. 指定代理請求人を変更した場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

8. 契約者配当

第14条

この特約に対する契約者配当金はありません。

9. 管轄裁判所

第15条

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

10. 主約款の規定の準用

第16条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

11. 特則等

第17条（主契約に無配当養老保険特約が付加されている場合の特則）

1. 主契約に無配当養老保険特約が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、特約の保険期間の満了前1年間は、本項の規定を適用しません。
 - (1) 第1条（特約保険金の支払）第1項に定める主契約の保険金額は、無配当養老保険特約の特約死亡保険金額を加えた額とします。
 - (2) 前号の場合、第1条第1項に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約の保険金額および無配当養老保険特約の特約死亡保険金額の割合に応じて、主契約の保険金額および無配当養老保険特約の特約死亡保険金額から指定されたものとします。
 - (3) 前2号に定めるところによるほかは、前条までの規定を準用します。
2. 前項ただし書に定めるところにより前項の規定が適用されない無配当養老保険特約が第1条第4項の規定により消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金を特約保険金の受取人に支払います。

第18条（主契約に無配当家族定期保険特約〔妻型〕、無配当家族定期保険特約〔子型〕または無配当学資保障特約が付加されている場合の特則）

主契約に無配当家族定期保険特約〔妻型〕、無配当家族定期保険特約〔子型〕または無配当学資保障特約（以下本条において「無配当家族定期保険特約〔妻型〕等」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により、無配当家族定期保険特約〔妻型〕等が消滅したときは、同条同項ただし書の規定にかかわらず、その特約の積立金があるときはこれを特約保険金の受取人に支払います。また、他の保険契約への加入の規定を準用します。
- (2) 第1条第5項の規定により主契約の保険金額が減額された場合でも、無配当家族定期保険特約〔妻型〕等はそのまま有効に継続します。

第19条（主契約に付加されている無配当災害入院特約等の取扱）

主契約に付加されている無配当災害入院特約等については、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 主契約に付加されている無配当災害入院特約、無配当家族災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当家族疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性疾病入院特約または無配当長期入院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が、各特約の被保険者の入院中に第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後継続したその入院については各特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- (2) 主契約に付加されている無配当通院特約または無配当家族通院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。以下本号において同様とします。）については、つぎに定めるところによります。
 - (イ) 無配当通院特約または無配当家族通院特約が、各特約の被保険者の通院期間中に第1条第4項の規定により消滅した場合には、各特約の消滅後のその通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
 - (ロ) 前号の規定により保険期間中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院については、各特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- (3) 主契約に付加されている無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性疾病入院特約、無配当災害割増特約または無配当傷害特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）は、第1条第5項の規定により主契約の保険金額が減額された場合でも、そのまま有効に継続します。

第20条（主契約に特別扱保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に特別扱保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合で、削減期間内に特約保険金の請求があったときは、会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特約保険金として支払います。

- (1) 指定保険金額に特約保険金の請求日における特別扱保険特約に定める所定の割合を乗じて得られる金額
- (2) 会社の定める方法で計算した特約保険金の請求日から6カ月間の、前号の金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料相当額

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 特約保険金の請求書類

- (1) 特約保険金の請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 被保険者の印鑑証明書
 5. 最終保険料の払込を証明する書類
 6. 保険証券
- (2) 特約保険金の指定代理請求書類
 1. 特約保険金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の戸籍抄本
 4. 指定代理請求人の戸籍抄本
 5. 指定代理請求人の印鑑証明書
 6. 指定代理請求人の住民票
 7. 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
 8. 最終保険料の払込を証明する書類
 9. 保険証券

付則2 特約保険金の指定代理請求人の変更手続書類

1. 会社所定の保険契約名義変更請求書（被保険者の同意印必要）
2. 保険契約者の印鑑証明書
3. 保険証券

無配当災害割増特約 目次

1. この特約の仕組	第 13 条 重大事由による解除
第 1 条 不慮の事故等の定義	第 14 条 特約の払戻金
第 2 条 災害保険金の支払	
第 3 条 災害高度障害給付金の支払	7. この特約の失効、消滅および復活
第 4 条 特約保険料の払込	第 15 条 特約の失効
第 5 条 特約保険料払込の免除	第 16 条 特約の消滅
	第 17 条 特約の復活
2. この特約の締結、責任開始期および保険期間	8. 災害保険金額の変更
第 6 条	第 18 条 災害保険金額の増額
	第 19 条 災害保険金額の減額
3. 災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱	9. 契約者配当
第 7 条	第 20 条
4. 災害保険金等の請求手続ならびに支払の時期および場所	10. 管轄裁判所
第 8 条 災害保険金等の請求手続	第 21 条
第 9 条 災害保険金等の支払の時期および場所	11. 主約款の規定の準用
5. 災害保険金等を支払わない場合	第 22 条
第 10 条	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
6. この特約の解約、解除等	付則 1 災害保険金等の請求書類
第 11 条 特約の解約	付則 2 感染症
第 12 条 告知義務違反による解除	

無配当災害割増特約

1. この特約の仕組

第 1 条（不慮の事故等の定義）

- この特約において不慮の事故とは、この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発生した主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の付則 1 に定める不慮の事故をいいます。
- この特約において感染症とは、この特約の責任開始期以後に発病した付則 2 に定める感染症をいいます。

第 2 条（災害保険金の支払）

会社は、つぎの各号の場合に災害保険金を主契約の保険金受取人に支払います。ただし、第 10 条（災害保険金等を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

- 被保険者が不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して 180 日以内でかつこの特約の保険期間中に死亡したとき
- 被保険者が感染症を直接の原因としてこの特約の保険期間中に死亡したとき

第 3 条（災害高度障害給付金の支払）

1. 会社は、つぎの各号の場合に災害高度障害給付金を被保険者に支払います。ただし、第 10 条（災害保険金等を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

- 被保険者が不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して 180 日以内でかつこの特約の保険期間中に主約款第 1 条に規定する高度障害状態（以下単に「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前にすでに発生していた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
- 被保険者が感染症を直接の原因としてこの特約の保険期間中に高度障害状態に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前にすでに発生していた障害状態に責任開始期以後に発病した感染症を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。

2. 前項に規定する災害高度障害給付金の支払事由のうち、この特約の保険期間満了時には、身体障害の状態の回復

の見込がないことのみが明らかでないため、災害高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後もその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間の満了直前に高度障害状態に該当したものとみなして災害高度障害給付金を支払います。

3. 第1項の場合に、被保険者が災害高度障害給付金を会社に請求することなく、前条に規定する災害保険金の支払事由に該当した場合（この特約の規定によって災害保険金が支払われない場合を除きます。）には、この特約の適用上当該高度障害状態は発生しなかったものとして取り扱い、会社は、前条により災害保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

第4条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。主契約の保険料払込期間が変更された場合も同様とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
3. この特約の保険料の払込に当っては、主約款の保険料払込に関する規定を準用するほか、第7条（災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱）の規定が適用されます。

第5条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第2条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第6条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。主契約の保険期間が変更された場合も同様とします。

3. 災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第7条

保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による災害保険金または災害高度障害給付金（以下「災害保険金等」といいます。）の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき災害保険金等から未払込保険料を差し引きます。

4. 災害保険金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

第8条（災害保険金等の請求手続）

1. 災害保険金等の支払事由が発生した場合には、保険契約者および災害保険金等の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 災害保険金等を請求する場合には、付則1に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第9条（災害保険金等の支払の時期および場所）

1. 災害保険金等は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または災害保険金等の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで災害保険金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. 災害保険金等を支払わない場合

第10条

1. 会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第2条または第3条の規定に該当した場合には、災害保険金または災害高度障害給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 災害保険金に関しては、災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額をその他の受取人に支払います。

- (3) 被保険者の犯罪行為によるとき
 - (4) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (7) 地震、噴火または津波によるとき
 - (8) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第7号または第8号の事由により死亡または高度障害状態になった被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じて災害保険金もしくは災害高度障害給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

6. この特約の解約、解除等

第11条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第12条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には、解除することはできません。
3. 会社は、災害保険金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、災害保険金等の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに災害保険金等の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金（災害高度障害給付金、特約保険料払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) その他この特約を継続することを期待し得ない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 災害保険金もしくは災害高度障害給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、災害保険金もしくは災害高度障害給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに災害保険金もしくは災害高度障害給付金を支払っているときは、その返還を請求し、また、すでに特約保険料の払込を免除しているときは、払込を免除された特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第14条（特約の払戻金）

この特約に対する払戻金はありません。

7. この特約の失効、消滅および復活

第15条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第16条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約も同時に消滅します。

第17条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

8. 災害保険金額の変更

第18条（災害保険金額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、将来に向かって災害保険金額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限りです。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券および被保険者についての告知書を提出することを要します。
3. 会社は、災害保険金額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第12条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第4条（会社の責任開始期）および第19条（詐欺による無効および解除、不法取得目的による無効）の規定は、災害保険金額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって災害保険金額が増額された場合には、保険証券に表示します。

第19条（災害保険金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害保険金額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 主契約の死亡保険金額を減額する場合に、災害保険金額が減額後の主契約の死亡保険金額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、災害保険金額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の災害保険金額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって災害保険金額を減額した場合には、将来のこの特約の保険料額を減額します。
4. 前条第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

9. 契約者配当

第20条

この特約に対する契約者配当金はありません。

10. 管轄裁判所

第21条

災害保険金等または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

11. 主約款の規定の準用

第22条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 災害保険金等の請求書類

(1) 災害保険金の請求書類

1. 災害保険金請求書
2. 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書）
3. 不慮の事故であることを証する書類
4. 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
5. 受取人の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

(2) 災害高度障害給付金の請求書類

1. 災害高度障害給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 不慮の事故であることを証する書類
4. 被保険者の事故状況報告書
5. 被保険者の戸籍抄本
6. 被保険者の印鑑証明書
7. 最終保険料の払込を証明する書類
8. 保険証券

付則2 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症（ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りませう。以下、同じとします。）についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

無配当傷害特約 目次

1. この特約の仕組	第15条 特約の払戻金
第1条 不慮の事故の定義	
第2条 災害保険金の支払	7. この特約の失効、消滅および復活
第3条 障害給付金の支払	第16条 特約の失効
第4条 障害給付金額	第17条 特約の消滅
第5条 特約保険料の払込	第18条 特約の復活
第6条 特約保険料払込の免除	
2. この特約の締結、責任開始期および保険期間	8. 災害保険金額の変更
第7条	第19条 災害保険金額の増額
	第20条 災害保険金額の減額
3. 災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱	9. 契約者配当
第8条	第21条
4. 災害保険金等の請求手続ならびに支払の時期および場所	10. 管轄裁判所
第9条 災害保険金等の請求手続	第22条
第10条 災害保険金等の支払の時期および場所	11. 主約款の規定の準用
	第23条
5. 災害保険金等を支払わない場合	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第11条	
6. この特約の解約、解除等	付則1 給付割合表
第12条 特約の解約	付則2 身体の同一部位
第13条 告知義務違反による解除	付則3 災害保険金等の請求書類
第14条 重大事由による解除	付則4 感染症

無配当傷害特約

1. この特約の仕組

第1条（不慮の事故の定義）

この特約において不慮の事故とは、この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。）以後に発生した主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の付則1に定める不慮の事故をいいます。

第2条（災害保険金の支払）

1. 会社は、つぎの各号の場合に、災害保険金を主契約の保険金受取人に支払います。ただし、第11条（災害保険金等を支払わない場合）に規定する場合および次項において差引額が零となる場合を除きます。
 - (1) 被保険者が、不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内でかつこの特約の保険期間中に死亡したとき
 - (2) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に罹病した付則4に定める感染症を直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき
2. 前項第1号の場合において、被保険者が、その不慮の事故を直接の原因として障害給付金の支払事由にも該当し、かつ、その障害給付金を会社に請求した後に死亡したときは、災害保険金額にその障害給付金の給付割合を乗じて得られる金額を災害保険金から差し引きます。ただし、この特約の規定によって当該障害給付金が支払われない場合には差し引けません。

第3条（障害給付金の支払）

1. 会社は、被保険者が、不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内でかつこの特約の保険期間中に、付則1の給付割合表（以下単に「給付割合表」といいます。）に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合に、次条に定める金額の障害給付金を被保険者に支払います。ただし、第11条（災害保険金等を支払わない場合）に規定する場合およびすでに障害給付金が第4項に規定する給付限度まで支払わ

れている場合を除きます。

2. 前項に規定する障害給付金の支払事由のうち、この特約の保険期間満了時には、身体障害の状態の回復の見込がないことのみが明らかでないため、障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後もその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間の満了直前に前項に規定する障害給付金の支払事由に該当したものとみなして障害給付金を支払います。
3. 第1項の場合に、被保険者が障害給付金を会社に請求することなく、その不慮の事故を直接の原因として前条に規定する災害保険金の支払事由に該当した場合（この特約の規定によって災害保険金が支払われない場合を除きます。）には、この特約の適用上当該身体障害は発生しなかったものとして取り扱い、会社は、前条により災害保険金を主契約の保険金受取人に支払います。
4. この特約による障害給付金の支払は、その支払割合を通算して10割をもって限度とします。

第4条（障害給付金額）

1. 会社が前条第1項により支払う障害給付金の額は、つぎの各号に定めるとおりとします。ただし、前条第4項に規定する障害給付金の給付限度をこえることとなる場合には、その限度に達するまでの金額とします。
 - (1) 身体障害の状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額
 - (2) 身体障害の状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する各種目ごと（ただし、付則2に定める身体の同一部位（以下単に「身体の同一部位」といいます。）に発生した2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみ）に前号の規定を適用して得られる金額の合計額
2. 前項各号の適用に当っては、その身体障害がすでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に発生したものである場合には、つぎの第1号に定める給付割合から第2号に定める給付割合を差し引いて得られる割合を当該身体部位の身体障害についての給付割合とします。
 - (1) すでにあった障害（本項において「前障害」といいます。）を含めた当該身体部位の新たな身体障害の状態が該当する給付割合表の種目のうち最も上位の種目に対応する給付割合
 - (2) 当該身体部位の前障害の状態が該当する給付割合表の種目に対応する給付割合。ただし、2種目以上に該当する場合にはそのうち最も上位の種目に対応する給付割合

第5条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。主契約の保険料払込期間が変更された場合も同様とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
3. この特約の保険料の払込に当っては、主約款の保険料払込に関する規定を準用するほか、第8条（災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱）の規定が適用されます。

第6条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第2条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第7条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。主契約の保険期間が変更された場合も同様とします。

3. 災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第8条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による災害保険金または障害給付金（以下「災害保険金等」といいます。）の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき災害保険金等から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき災害保険金等が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、災害保険金等を支払いません。

4. 災害保険金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

第9条（災害保険金等の請求手続）

1. 災害保険金等の支払事由が発生した場合には、保険契約者および災害保険金等の受取人は、直ちに会社に通知し

て下さい。

2. 災害保険金等を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認められた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第10条（災害保険金等の支払の時期および場所）

1. 災害保険金等は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または災害保険金等の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで災害保険金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. 災害保険金等を支払わない場合

第11条

1. 会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第2条または第3条の規定に該当した場合には、災害保険金または障害給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 災害保険金に関しては、災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額をその他の受取人に支払います。
 - (3) 被保険者の犯罪行為によるとき
 - (4) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (7) 地震、噴火または津波によるとき
 - (8) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第7号または第8号の事由により死亡または身体障害の状態になった被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じて災害保険金もしくは障害給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

6. この特約の解約、解除等

第12条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第13条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には、解除することはできません。
3. 会社は、災害保険金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、災害保険金等の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに災害保険金等の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（災害保険金、特約保険料払込免除を含みます。また、他の保険契約の給付金を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。以下本項において同様とし

- ます。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 障害給付金もしくは災害保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、障害給付金もしくは災害保険金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに障害給付金もしくは災害保険金を支払っているときは、その返還を請求し、また、すでに特約保険料の払込を免除しているときは、払込を免除された特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第15条(特約の払戻金)

この特約に対する払戻金はありません。

7. この特約の失効、消滅および復活

第16条(特約の失効)

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第17条(特約の消滅)

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約も同時に消滅します。

第18条(特約の復活)

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

8. 災害保険金額の変更

第19条(災害保険金額の増額)

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、将来に向かって災害保険金額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限りです。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券および被保険者についての告知書を提出することを要します。
3. 会社は、災害保険金額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第13条(告知義務違反による解除)の規定ならびに主約款第4条(会社の責任開始期)および第19条(詐欺による無効および解除、不法取得目的による無効)の規定は、災害保険金額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって災害保険金額が増額された場合には、保険証券に表示します。

第20条(災害保険金額の減額)

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害保険金額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 主契約の死亡保険金額を減額する場合に、災害保険金額が減額後の主契約の死亡保険金額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、災害保険金額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の災害保険金額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって災害保険金額を減額した場合には、将来のこの特約の保険料額を減額します。
4. 前条第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

9. 契約者配当

第21条

この特約に対する契約者配当金はありません。

10. 管轄裁判所

第22条

災害保険金等または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

11. 主約款の規定の準用

第23条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったか、その用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13. から15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13. から15. までまたは第4級の21. から25. までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

備考

(1) 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

(2) 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

(3) 眼の障害（視力障害）

1. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
2. 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
3. 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
4. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

(4) 言語またはそしゃくの障害

1. 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
2. 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
3. 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

(5) 耳の障害（聴力障害）

1. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
2. 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記2.の $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が、70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

(6) 鼻の障害

1. 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
2. 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

(7) 上・下肢の障害

1. 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
2. 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
3. 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

(8) 脊柱の障害

1. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
2. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
3. 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

(9) 手指の障害

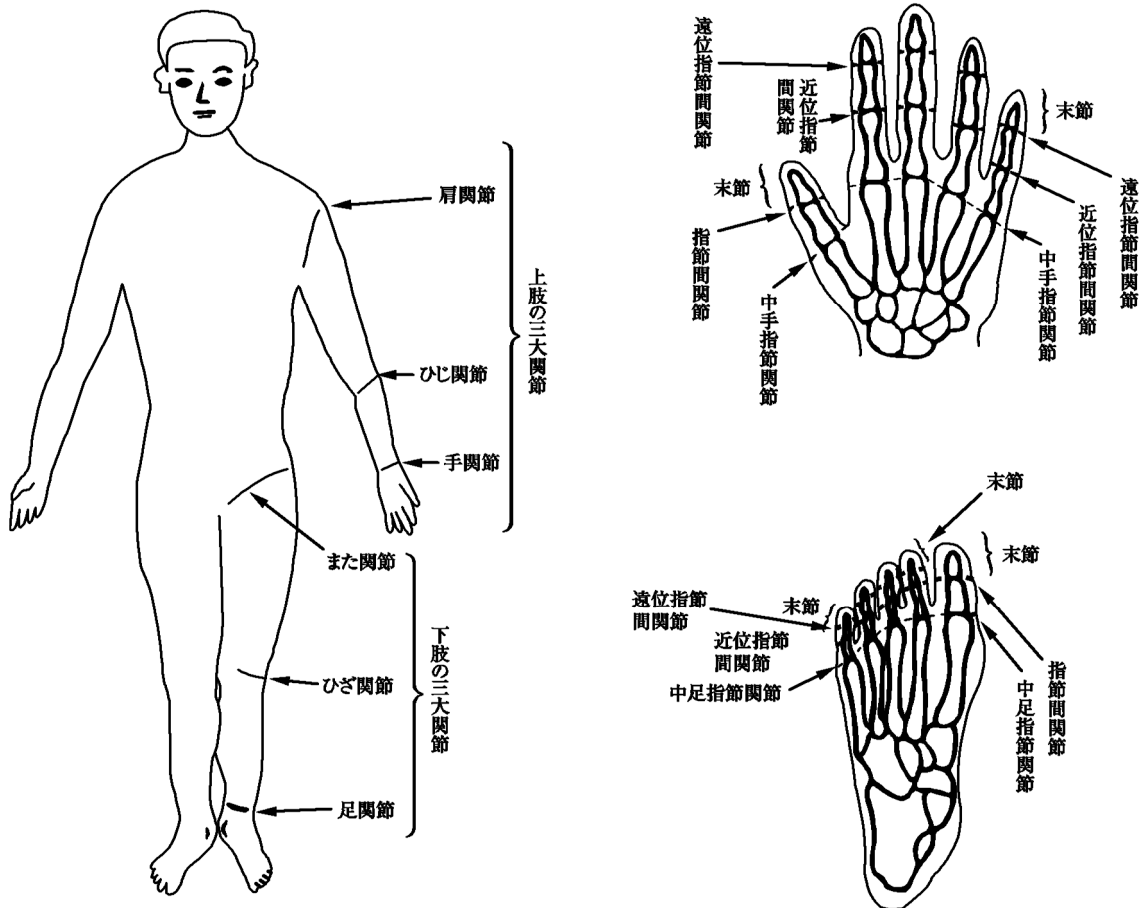
1. 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
2. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
3. 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1

以下で回復の見込のない場合をいいます。

(10) 足指の障害

1. 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
2. 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

身体部位の名称は、つぎの図のとおりとします。



付則2 身体の同一部位

- (1) 1 上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 1 下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 給付割合表の第1級の4.、5.、6.、もしくは7.、第2級の8.、9.、もしくは10.、第3級の16.、または第4級の26. の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

付則3 災害保険金等の請求書類

- (1) 災害保険金の請求書類
 - 1. 災害保険金請求書
 - 2. 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書）
 - 3. 不慮の事故であることを証する書類
 - 4. 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
 - 5. 受取人の印鑑証明書
 - 6. 最終保険料の払込を証明する書類
 - 7. 保険証券
- (2) 障害給付金の請求書類
 - 1. 障害給付金請求書
 - 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 - 3. 不慮の事故であることを証する書類
 - 4. 被保険者の事故状況報告書
 - 5. 被保険者の戸籍抄本
 - 6. 被保険者の印鑑証明書
 - 7. 最終保険料の払込を証明する書類
 - 8. 保険証券

付則4 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症（ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りませう。以下、同じとします。）についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

無配当家族傷害特約 目次

(この特約の趣旨)	7. この特約の解約、解除等
1. 特約の型および被保険者の範囲ならびに家族災害保険金額	第 14 条 特約の解約
第 1 条 特約の型および被保険者の範囲	第 15 条 重大事由による解除
第 2 条 家族災害保険金額	第 16 条 特約の払戻金
2. この特約の仕組み	8. この特約の失効、消滅および復活
第 3 条 不慮の事故の定義	第 17 条 特約の失効
第 4 条 家族災害保険金の支払	第 18 条 特約の消滅
第 5 条 家族障害給付金の支払	第 19 条 特約の復活
第 6 条 家族障害給付金額	9. 基本家族災害保険金額および特約の型の変更
第 7 条 特約保険料の払込	第 20 条 基本家族災害保険金額の増額
第 8 条 特約保険料払込の免除	第 21 条 基本家族災害保険金額の減額
3. この特約の締結、責任開始期および保険期間	第 22 条 特約の型の変更
第 9 条	10. 契約者担当
4. 家族災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱	第 23 条
第 10 条	11. 管轄裁判所
5. 家族災害保険金等の請求手続ならびに支払の時期および場所	第 24 条
第 11 条 家族災害保険金等の請求手続	12. 主約款の規定の準用
第 12 条 家族災害保険金等の支払の時期および場所	第 25 条
6. 家族災害保険金等を支払わない場合	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第 13 条	付則 1 給付割合表
	付則 2 身体の同一部位
	付則 3 家族災害保険金等の請求書類
	付則 4 感染症

無配当家族傷害特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下単に「被保険者」といいます。）の家族が不慮の事故によって死亡または身体に障害を受けた場合に所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

1. 特約の型および被保険者の範囲ならびに家族災害保険金額

第 1 条（特約の型および被保険者の範囲）

- この特約の型および被保険者（以下「被保険家族」といいます。）の範囲は、つぎの各号のいずれかとし、保険契約者は、この特約締結の際、そのいずれかを選択するものとします。
 - 妻子型 被保険者の妻および満年齢 20 歳未満の子
 - 妻型 被保険者の妻
 - 子型 被保険者の満年齢 20 歳未満の子
- 前項の被保険家族は、不慮の事故の発生時に、被保険者と同一の戸籍に被保険者の妻または子として記載されている者に限ります。
- この特約の締結後に前 2 項の規定に該当するに至った者は、その時に被保険家族の資格を取得したものとします。ただし、この特約の締結後に出生し、かつ、被保険者と同一戸籍に記載されている子については、出生した時に被保険家族の資格を取得したものとします。
- 被保険家族が つぎの各号のいずれかに該当した場合には、その時から将来に向かってこの特約の適用を受けられなくなります。

- (1) 被保険者の妻または子が、戸籍上の異動によって、被保険者の妻または子として被保険者と同一の戸籍に記載されなくなったとき
- (2) 被保険者の子が満年齢 20 歳に達したとき

第2条（家族災害保険金額）

各被保険家族の家族災害保険金額は、約定の基本家族災害保険金額に基づき定めるそれぞれの割合を乗じて得られる金額とします。

- (1) 被保険者の妻……………10 割
- (2) 被保険者の子……………10 割以下の約定の割合

2. この特約の仕組

第3条（不慮の事故の定義）

この特約において不慮の事故とは、この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。また、この特約の責任開始期以後第1条に定める被保険家族の資格を取得した者については、その資格を取得した時とします。以下同様とします。）以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の付則1に定める不慮の事故をいいます。

第4条（家族災害保険金の支払）

1. 会社は、つぎの各号の場合に、第2条に定める金額の当該被保険家族についての家族災害保険金を被保険者に支払います。ただし、第13条（家族災害保険金等を支払わない場合）に規定する場合および次項において差引額が零となる場合を除きます。
 - (1) 被保険家族が、不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内でかつこの特約の保険期間中に死亡したとき
 - (2) 被保険家族が、この特約の責任開始期以後に罹病した付則4に定める感染症を直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき
2. 前項第1号の場合において、被保険家族がその不慮の事故を直接の原因として家族障害給付金の支払事由にも該当し、かつ、その家族障害給付金を被保険者が会社に請求した後に死亡したときは、家族災害保険金額にその家族障害給付金の給付割合を乗じて得られる金額を家族災害保険金から差し引きます。ただし、この特約の規定によって当該家族障害給付金が支払われない場合には差し引ぎません。

第5条（家族障害給付金の支払）

1. 会社は、被保険家族が、不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内でかつこの特約の保険期間中に付則1の給付割合表（以下単に「給付割合表」といいます。）に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合に、次条に定める金額の家族障害給付金を被保険者に支払います。ただし、第13条（家族災害保険金等を支払わない場合）に規定する場合およびすでに当該被保険家族につき家族障害給付金が第4項に規定する給付限度まで支払われている場合を除きます。
2. 前項に規定する家族障害給付金の支払事由のうち、この特約の保険期間満了時には、身体障害の状態の回復の見込がないことのみが明らかでないため、家族障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後もその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間の満了直前に前項に規定する家族障害給付金の支払事由に該当したものとみなして家族障害給付金を支払います。
3. 第1項の場合に、被保険者が家族障害給付金を会社に請求する前に、当該被保険家族が、その不慮の事故を直接の原因として前条に規定する家族災害保険金の支払事由に該当した場合（この特約の規定によって家族災害保険金が支払われない場合を除きます。）には、この特約の適用上当該身体障害は発生しなかったものとして取り扱い、会社は、前条により家族災害保険金を支払います。
4. この特約による同一被保険家族に対する家族障害給付金の支払は、その支払割合を通算して10割をもって限度とします。

第6条（家族障害給付金額）

1. 会社が前条第1項により支払う家族障害給付金の額は、つぎの各号に定めるとおりとします。ただし、前条第4項に規定する家族障害給付金の給付限度をこえることとなる場合には、その限度に達するまでの金額とします。
 - (1) 身体障害の状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、第2条に定める当該被保険家族の家族災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額
 - (2) 身体障害の状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する各種目ごと（ただし、付則2に定める身体の同一部位（以下単に「身体の同一部位」といいます。）に発生した2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみ）に前号の規定を適用して得られる金額の合計額
2. 前項各号の適用に当っては、その身体障害がすでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に発生したものである場合には、つぎの第1号に定める給付割合から第2号に定める給付割合を差し引いて得られる割合を当該身体部位の身体障害についての給付割合とします。
 - (1) すでにあった障害（本項において「前障害」といいます。）を含めた当該身体部位の新たな身体障害の状態が該当する給付割合表の種目のうち最も上位の種目に対応する給付割合
 - (2) 当該身体部位の前障害の状態が該当する給付割合表の種目に対応する給付割合。ただし、2種目以上に該当

する場合にはそのうち最も上位の種目に対応する給付割合

第7条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。主契約の保険料払込期間が変更された場合も同様とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
3. この特約の保険料の払込に当っては、主約款の保険料払込に関する規定を準用するほか、第10条（家族災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱）の規定が適用されます。

第8条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第2条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

3. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第9条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。主契約の保険期間が変更された場合も同様とします。

4. 家族災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第10条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による家族災害保険金または家族障害給付金（以下「家族災害保険金等」といいます。）の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき家族災害保険金等から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき家族災害保険金等が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、家族災害保険金等を支払いません。

5. 家族災害保険金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

第11条（家族災害保険金等の請求手続）

1. 家族災害保険金等の支払事由が発生した場合には、保険契約者および家族災害保険金等の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 家族災害保険金等を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険家族の診査を行なわせることがあります。

第12条（家族災害保険金等の支払の時期および場所）

1. 家族災害保険金等は、事実の確認のため特に時日を要する場合は、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または当該被保険家族が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで家族災害保険金等を支払いません。会社が指定した医師による当該被保険家族の診断を求めたときも同様とします。

6. 家族災害保険金等を支払わない場合

第13条

1. 会社は、被保険家族がつぎの各号のいずれかによって第4条または第5条の規定に該当した場合には、家族災害保険金または家族障害給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または当該被保険家族の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 家族災害保険金に関しては、家族災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額をその他の受取人に支払います。
 - (3) 当該被保険家族の犯罪行為によるとき
 - (4) 当該被保険家族の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (5) 当該被保険家族が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき

- (6) 当該被保険家族が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による
とき
 - (7) 地震、噴火または津波によるとき
 - (8) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第7号または第8号の事由により死亡または身体障害の状態になったこの特約の被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じて家族災害保険金もしくは家族障害給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

7. この特約の解約、解除等

第14条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第15条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者、被保険家族または給付金の受取人が給付金（家族災害保険金、特約保険料払込免除を含みます。また、他の保険契約の給付金を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。以下本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険家族にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 家族障害給付金もしくは家族災害保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後も、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、家族障害給付金もしくは家族災害保険金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに家族障害給付金もしくは家族災害保険金を支払っているときは、その返還を請求し、また、すでに特約保険料の払込を免除しているときは、払込を免除された特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第16条（特約の払戻金）

この特約に対する払戻金はありません。

8. この特約の失効、消滅および復活

第17条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第18条（特約の消滅）

主契約または無配当傷害特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約も同時に消滅します。

第19条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活の請求をする場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

9. 基本家族災害保険金額および特約の型の変更

第20条（基本家族災害保険金額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、将来に向かって基本家族災害保険金額の増額を請求することができます。

ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限りです。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書および保険証券を提出することを要します。
3. 会社は、基本家族災害保険金額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 主約款第4条（会社の責任開始期）および第19条（詐欺による無効および解除、不法取得目的による無効）の

規定は、基本家族災害保険金額の増額分について準用します。

5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。

6. 本条の規定によって基本家族災害保険金額が増額された場合には、保険証券に表示します。

第21条（基本家族災害保険金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって基本家族災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本家族災害保険金額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。

2. 無配当傷害特約の災害保険金額を減額する場合に、基本家族災害保険金額が無配当傷害特約の災害保険金額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、基本家族災害保険金額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の基本家族災害保険金額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとします。

3. 前2項の規定によって基本家族災害保険金額を減額した場合には、将来のこの特約の保険料額を減額します。

4. 前条第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

第22条（特約の型の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、将来に向かってこの特約の型の変更を請求することができます。

2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書および保険証券を提出することを要します。

3. 本条の変更については、つぎの各号に定める時から変更の効力が生じます。

(1) 妻子型から妻型または子型への変更の場合

会社の変更の請求を受けた日

(2) 前号以外の変更の場合

会社が所定の金額を受領した時

4. 前項第2号の変更を会社が承諾した場合、会社は、新たに被保険家族となる者について変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

5. この特約の型を変更した場合には、将来のこの特約の保険料額を更正します。

6. 第20条（基本家族災害保険金額の増額）第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

10. 契約者配当

第23条

この特約に対する契約者配当金はありません。

11. 管轄裁判所

第24条

家族災害保険金等または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

12. 主約款の規定の準用

第25条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったか、その用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13. から15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13. から15. までまたは第4級の21. から25. までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

備考

(1) 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

(2) 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

(3) 眼の障害（視力障害）

1. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
2. 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
3. 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
4. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

(4) 言語またはそしゃくの障害

1. 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
2. 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
3. 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

(5) 耳の障害（聴力障害）

1. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
2. 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記2.の $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が、70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

(6) 鼻の障害

1. 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
2. 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

(7) 上・下肢の障害

1. 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
2. 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
3. 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

(8) 脊柱の障害

1. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
2. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
3. 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

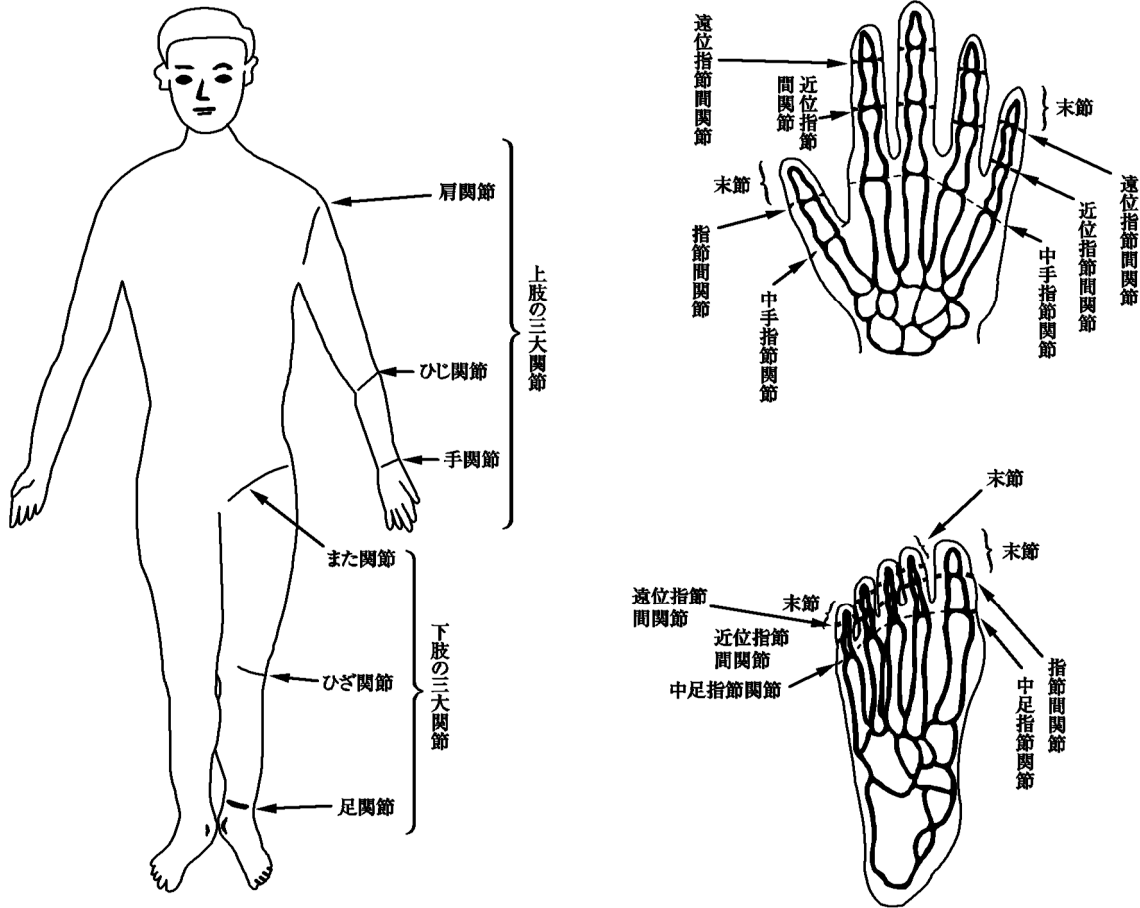
(9) 手指の障害

1. 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
2. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
3. 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

(10) 足指の障害

1. 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
2. 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

身体部位の名称は、つぎの図のとおりとします。



付則2 身体の同一部位

- (1) 1 上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 1 下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 給付割合表の第1級の4.、5.、6.、もしくは7.、第2級の8.、9.、もしくは10.、第3級の16.、または第4級の26. の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

付則3 家族災害保険金等の請求書類

- (1) 家族災害保険金の請求書類
 - 1. 家族災害保険金請求書
 - 2. 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書）
 - 3. 不慮の事故であることを証する書類
 - 4. 当該被保険家族および被保険者の戸籍抄本
 - 5. 受取人の印鑑証明書
 - 6. 最終保険料の払込を証明する書類
 - 7. 保険証券
- (2) 家族障害給付金の請求書類
 - 1. 家族障害給付金請求書
 - 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 - 3. 不慮の事故であることを証する書類
 - 4. 当該被保険家族の事故状況報告書
 - 5. 当該被保険家族および被保険者の戸籍抄本
 - 6. 被保険者の印鑑証明書
 - 7. 最終保険料の払込を証明する書類
 - 8. 保険証券

付則4 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症（ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りませう。以下、同じとします。）についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

無配当災害入院特約 目次

1. この特約の仕組	第12条 告知義務違反による解除
第1条 入院給付金の支払	第13条 重大事由による解除
第2条 無配当疾病入院特約が付加されている場合の取扱	第14条 特約の払戻金
第3条 この特約の支払限度	7. この特約の失効、消滅および復活
第4条 特約保険料の払込	第15条 特約の失効
第5条 特約保険料払込の免除	第16条 特約の消滅
2. この特約の締結、責任開始期および保険期間	第17条 特約の復活
第6条	8. 入院給付金日額の変更
3. 入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱	第18条 入院給付金日額の増額
第7条 入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱	第19条 入院給付金日額の減額
4. 入院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所	9. 契約者配当
第8条 入院給付金の請求手続	第20条
第9条 入院給付金の支払の時期および場所	10. 管轄裁判所
5. 入院給付金を支払わない場合	第21条
第10条	11. 主約款の規定の準用
6. この特約の解約、解除等	第22条
第11条 特約の解約	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
	付則1 入院等の定義
	付則2 入院給付金の請求書類

無配当災害入院特約

1. この特約の仕組

第1条（入院給付金の支払）

1. 入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中につきのいずれにも該当する付則1に定める入院をした場合に、次号に規定する金額の入院給付金を被保険者に支払います。ただし、第10条（入院給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

イ. この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発生した主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の付則1に定める不慮の事故（以下単に「不慮の事故」といいます。）による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院

ロ. 付則1に定める病院または診療所における入院

ハ. 入院日数が5日以上継続した入院

(2) 会社が前号により支払う入院給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、被保険者の入院中に入院給付金日額の変更があったときは、入院給付金日額は各日現在の入院給付金日額とします。

入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての4日）

2. 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により入院給付金の支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する入院給付金の支払額は、前項の支払額に関する規定にかかわらず、主たる不慮の事故により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じた金額とします。

3. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。

ただし、それぞれの入院は、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

- (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院
 - (2) それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一の入院
4. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
5. 被保険者が第1項に規定する入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、この特約の保険期間経過後継続したその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなします。

第2条（無配当疾病入院特約が付加されている場合の取扱）

この特約が無配当疾病入院特約とあわせて主契約に付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約の入院給付金日額が無配当疾病入院特約の入院給付金日額と同額であるかまたはそれより大きい場合、無配当疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、この特約の入院給付金の支払額は、前条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - イ. 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に不慮の事故による傷害の治療を開始したとき
不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額
 - ロ. 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故による傷害の治療を開始したとき
疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日以降その日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額
- (2) この特約の入院給付金日額が無配当疾病入院特約の入院給付金日額より小さい場合、無配当疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、この特約の入院給付金の支払額は、前条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- (3) この特約の規定により入院給付金の支払事由が生じた場合でも、無配当疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。

第3条（この特約の支払限度）

1. 同一の不慮の事故による入院についての入院給付金の支払限度は、支払日数（入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）120日とします。
2. 通算支払限度は、入院給付金の支払日数を通算して700日とします。

第4条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。主契約の保険料払込期間が変更された場合も同様とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。

第5条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第2条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第6条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。主契約の保険期間が変更された場合も同様とします。

3. 入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第7条（入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱）

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき入院給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに

未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、入院給付金を支払いません。

4. 入院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第8条（入院給付金の請求手続）

1. 入院給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および入院給付金の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 入院給付金を請求する場合には、付則2に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認められた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第9条（入院給付金の支払の時期および場所）

1. 入院給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで入院給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. 入院給付金を支払わない場合

第10条

1. 会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第1条の規定に該当した場合には、入院給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 被保険者の犯罪行為によるとき
 - (3) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (6) 地震、噴火または津波によるとき
 - (7) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第6号または第7号の事由により入院した被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じて入院給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

6. この特約の解約、解除等

第11条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第12条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、入院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、入院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに入院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 入院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後も、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、入院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに入院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第14条（特約の払戻金）

この特約に対する払戻金はありません。

7. この特約の失効、消滅および復活

第15条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第16条（特約の消滅）

1. 入院給付金の支払が第3条第2項に規定する通算支払限度に達した場合には、この特約は、その日の翌日から将来に向かって消滅します。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第17条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

8. 入院給付金日額の変更

第18条（入院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって入院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限りです。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券および被保険者についての告知書を提出することを要します。
3. 会社は、入院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第12条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第4条（会社の責任開始期）および第19条（詐欺による無効および解除、不法取得目的による無効）の規定は、入院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって入院給付金日額が増額された場合には、保険証券に表示します。

第19条（入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 主契約の死亡保険金額を減額する場合に、入院給付金日額が減額後の主契約の死亡保険金額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、入院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合は、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって入院給付金日額を減額した場合には、将来のこの特約の保険料額を減額します。
4. 前条第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

9. 契約者配当

第20条

この特約に対する契約者配当金はありません。

10. 管轄裁判所

第21条

入院給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

11. 主約款の規定の準用

第22条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 入院等の定義

(1) 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等（(2)に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、(2)に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(2) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折・脱臼・捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

付則2 入院給付金の請求書類

1. 入院給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による病院または診療所の入院証明書
4. 不慮の事故であることを証する書類
5. 被保険者の事故状況報告書
6. 被保険者の戸籍抄本
7. 被保険者の印鑑証明書
8. 最終保険料の払込を証明する書類
9. 保険証券

無配当家族災害入院特約 目次

(この特約の趣旨)	第12条
1. 特約の型および被保険者の範囲ならびに家族入院給付金日額	7. この特約の解約、解除等
第1条 特約の型および被保険者の範囲	第13条 特約の解約
第2条 家族入院給付金日額	第14条 重大事由による解除
	第15条 特約の払戻金
2. この特約の仕組み	8. この特約の失効、消滅および復活
第3条 家族入院給付金の支払	第16条 特約の失効
第4条 無配当家族疾病入院特約が付加されている場合の取扱	第17条 特約の消滅
第5条 この特約の支払限度	第18条 特約の復活
第6条 特約保険料の払込	
第7条 特約保険料払込の免除	9. 基本家族入院給付金日額および特約の型の変更
3. この特約の締結、責任開始期および保険期間	第19条 基本家族入院給付金日額の増額
第8条	第20条 基本家族入院給付金日額の減額
	第21条 特約の型の変更
4. 家族入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱	10. 契約者配当
第9条 家族入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱	第22条
	11. 管轄裁判所
5. 家族入院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所	第23条
第10条 家族入院給付金の請求手続	12. 主約款の規定の準用
第11条 家族入院給付金の支払の時期および場所	第24条
	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
6. 家族入院給付金を支払わない場合	付則 家族入院給付金の請求書類

無配当家族災害入院特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下単に「被保険者」といいます。）の家族が不慮の事故によって入院した場合に、入院日数に応じて給付を行なうことを主な内容とするものです。

1. 特約の型および被保険者の範囲ならびに家族入院給付金日額

第1条（特約の型および被保険者の範囲）

- この特約の型および被保険者（以下「被保険家族」といいます。）の範囲は、つぎの各号のいずれかとし、保険契約者は、この特約締結の際、そのいずれかを選択するものとします。
 - 妻子型 被保険者の妻および満年齢20歳未満の子
 - 妻型 被保険者の妻
 - 子型 被保険者の満年齢20歳未満の子
- 前項の被保険家族は、不慮の事故の発生時に、被保険者と同一の戸籍に被保険者の妻または子として記載されている者に限ります。
- この特約の締結後に前2項の規定に該当するに至った者は、その時に被保険家族の資格を取得したものとします。ただし、この特約の締結後に出生し、かつ、被保険者と同一戸籍に記載されている子については、出生した時に被保険家族の資格を取得したものとします。
- 被保険家族がつぎの各号のいずれかに該当した場合には、その時から将来に向かってこの特約の適用を受けられなくなります。
 - 被保険者の妻または子が、戸籍上の異動によって、被保険者の妻または子として被保険者と同一の戸籍に記載されなくなったとき

- (2) 被保険者の子が満年齢 20 歳に達したとき

第2条（家族入院給付金日額）

各被保険家族の家族入院給付金日額は、約定の基本家族入院給付金日額につき定めるそれぞれの割合を乗じて得られる金額とします。

- (1) 被保険者の妻……………10割
(2) 被保険者の子……………10割以下の約定の割合

2. この特約の仕組

第3条（家族入院給付金の支払）

1. 家族入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

- (1) 会社は、被保険家族がこの特約の保険期間中につきのいずれにも該当する無配当災害入院特約の付則1に定める入院をした場合に、次号に規定する金額の家族入院給付金を被保険者に支払います。ただし、第12条（家族入院給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

イ. この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。また、この特約の責任開始期以後第1条に定める被保険家族の資格を取得した者については、その資格を取得した時とします。以下同様とします。）以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の付則1に定める不慮の事故（以下単に「不慮の事故」といいます。）による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院

ロ. 無配当災害入院特約の付則1に定める病院または診療所における入院

ハ. 入院日数が5日以上継続した入院

- (2) 会社が前号により支払う家族入院給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、当該被保険家族の入院中に基本家族入院給付金日額の変更があったときは、家族入院給付金日額は各日現在の家族入院給付金日額とします。

家族入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての4日）

2. 同一被保険家族が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する家族入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する家族入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により家族入院給付金の支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により家族入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する家族入院給付金の支払額は、前項の支払額に関する規定にかかわらず、主たる不慮の事故により家族入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に当該被保険家族の家族入院給付金日額を乗じた金額とします。

3. 同一被保険家族が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。ただし、それぞれの入院は、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

- (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院

- (2) それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一の入院

4. 同一被保険家族が家族入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

5. 被保険家族が第1項に規定する入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、この特約の保険期間経過後継続したその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなします。

第4条（無配当家族疾病入院特約が付加されている場合の取扱）

この特約が無配当家族疾病入院特約とあわせて主契約に付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 同一被保険家族について、この特約の家族入院給付金日額が無配当家族疾病入院特約の家族入院給付金日額と同額であるかまたはそれより大きい場合、無配当家族疾病入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる入院中に当該被保険家族が不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、この特約の家族入院給付金の支払額は、前条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

イ. 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に不慮の事故による傷害の治療を開始したとき

不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額

ロ. 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故による傷害の治療を開始したとき

疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日以降その日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額

- (2) 同一被保険家族について、この特約の家族入院給付金日額が無配当家族疾病入院特約の家族入院給付金日額より小さい場合、無配当家族疾病入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる入院中に当該被保険家族が不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、この特約の家族入院給付金の支払額は、前条第1項の支払

額に関する規定にかかわらず、無配当家族疾病入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

- (3) 同一被保険家族について、この特約の規定により家族入院給付金の支払事由が生じた場合でも、無配当家族疾病入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の家族入院給付金は支払いません。

第5条（この特約の支払限度）

1. 同一の不慮の事故による入院についての家族入院給付金の支払限度は、同一被保険家族についての支払日数（家族入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）120日とします。
2. 通算支払限度は、同一被保険家族についての家族入院給付金の支払日数を通算して700日とします。

第6条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。主契約の保険料払込期間が変更された場合も同様とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。

第7条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第2条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合は除きます。

3. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第8条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。主契約の保険期間が変更された場合も同様とします。

4. 家族入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第9条（家族入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱）

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による家族入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき家族入院給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき家族入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、家族入院給付金を支払いません。

5. 家族入院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第10条（家族入院給付金の請求手続）

1. 家族入院給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および家族入院給付金の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 家族入院給付金を請求する場合には、付則に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険家族の診査を行なわせることがあります。

第11条（家族入院給付金の支払の時期および場所）

1. 家族入院給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または当該被保険家族が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで家族入院給付金を支払いません。会社が指定した医師による当該被保険家族の診断を求めたときも同様とします。

6. 家族入院給付金を支払わない場合

第12条

1. 会社は、被保険家族がつぎの各号のいずれかによって第3条の規定に該当した場合には、家族入院給付金を支払

いません。

- (1) 保険契約者、被保険者または当該被保険家族の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 当該被保険家族の犯罪行為によるとき
 - (3) 当該被保険家族の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (4) 当該被保険家族が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (5) 当該被保険家族が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (6) 地震、噴火または津波によるとき
 - (7) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第6号または第7号の事由により入院したこの特約の被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じて家族入院給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

7. この特約の解約、解除等

第13条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者、被保険家族または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険家族にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 家族入院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、家族入院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに家族入院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第15条（特約の払戻金）

この特約に対する払戻金はありません。

8. この特約の失効、消滅および復活

第16条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第17条（特約の消滅）

主契約または無配当災害入院特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第18条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

9. 基本家族入院給付金日額および特約の型の変更

第19条（基本家族入院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって基本家族入院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限りです。

2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書および保険証券を提出することを要します。
3. 会社は、基本家族入院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 主約款第4条（会社の責任開始期）および第19条（詐欺による無効および解除、不法取得目的による無効）の規定は、基本家族入院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって基本家族入院給付金日額が増額された場合には、保険証券に表示します。

第20条（基本家族入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって基本家族入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の基本家族入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 無配当災害入院特約の入院給付金日額を減額する場合に、基本家族入院給付金日額が無配当災害入院特約の入院給付金日額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、基本家族入院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の基本家族入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合は、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって基本家族入院給付金日額を減額した場合には、将来のこの特約の保険料額を減額します。
4. 前条第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

第21条（特約の型の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、将来に向かってこの特約の型の変更を請求することができます。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書および保険証券を提出することを要します。
3. 本条の変更については、つぎの各号に定める時から変更の効力が生じます。
 - (1) 妻子型から妻型または子型への変更の場合
会社の変更の請求を受けた日
 - (2) 前号以外の変更の場合
会社が所定の金額を受領した時
4. 前項第2号の変更を会社が承諾した場合、会社は、新たに被保険家族となる者について変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。
5. この特約の型を変更した場合には、将来のこの特約の保険料額を更正します。
6. 第19条（基本家族入院給付金日額の増額）第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

10. 契約者配当

第22条

この特約に対する契約者配当金はありません。

11. 管轄裁判所

第23条

家族入院給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

12. 主約款の規定の準用

第24条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則 家族入院給付金の請求書類

1. 家族入院給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による病院または診療所の入院証明書
4. 不慮の事故であることを証する書類
5. 当該被保険家族の事故状況報告書
6. 当該被保険家族および被保険者の戸籍抄本
7. 被保険者の印鑑証明書
8. 最終保険料の払込を証明する書類
9. 保険証券

無配当疾病入院特約 目次

1. この特約の仕組	第 13 条 重大事由による解除
第 1 条 入院給付金および長期療養給付金の支払	7. この特約の失効、消滅および復活
第 2 条 無配当災害入院特約が付加されている場合の取扱	第 14 条 特約の失効
第 3 条 この特約の支払限度	第 15 条 特約の消滅
第 4 条 特約保険料の払込	第 16 条 特約の復活
第 5 条 特約保険料払込の免除	8. 払戻金
2. この特約の締結、責任開始期および保険期間	第 17 条
第 6 条	9. 入院給付金日額の変更
3. 入院給付金または長期療養給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱	第 18 条 入院給付金日額の増額
第 7 条	第 19 条 入院給付金日額の減額
4. 入院給付金および長期療養給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所	10. 契約者配当
第 8 条 入院給付金および長期療養給付金の請求手続	第 20 条
第 9 条 入院給付金および長期療養給付金の支払の時期および場所	11. 管轄裁判所
5. 入院給付金および長期療養給付金を支払わない場合	第 21 条
第 10 条	12. 主約款の規定の準用
6. この特約の解約、解除等	第 22 条
第 11 条 特約の解約	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第 12 条 告知義務違反による解除	付則 1 入院等の定義
	付則 2 対象となる薬物依存
	付則 3 入院給付金および長期療養給付金の請求書類

無配当疾病入院特約

1. この特約の仕組

第 1 条（入院給付金および長期療養給付金の支払）

- 入院給付金および長期療養給付金の支払は、つぎのとおりとします。
 - 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中につぎのいずれにも該当する付則 1 に定める入院をした場合に、第 3 号イ. に規定する金額の入院給付金を被保険者に支払います。ただし、第 10 条（入院給付金および長期療養給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。
 - この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。）以後に発病した疾病の付則 1 に定める治療を目的とする入院
 - 付則 1 に定める病院または診療所における入院
 - 入院日数が 5 日以上継続した入院
 - 会社は、前号に定める被保険者の入院が継続して 270 日以上となった場合に、次号ロ. に規定する金額の長期療養給付金を被保険者に支払います。ただし、第 10 条（入院給付金および長期療養給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。
 - 会社が前 2 号により支払う入院給付金および長期療養給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、被保険者の入院中に入院給付金日額の変更があったときは、入院給付金日額は各日現在の入院給付金日額とします。
 - 入院給付金
入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての 4 日）
 - 長期療養給付金
入院給付金日額×50 日分（この特約の支払限度の残日数が 50 日未満の場合は、その残日数分）
- つぎの各号のいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして、前項の規定を適用します。

- (1) この特約の責任開始期以後に発生した主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- (2) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- (3) 分娩のための入院。ただし、付則1に定める異常分娩（以下「異常分娩」といいます。）による場合に限るものとします。
3. 会社は、被保険者が第1項に規定する入院を開始した時に異なる疾病を併発した場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして第1項の規定を適用します。
4. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
 - (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院
 - (2) それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは付則1に定める医学上重要な関係（以下「医学上重要な関係」といいます。）があると会社が認める入院
5. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めるときは、1回の入院とみなして本条および第3条（この特約の支払限度）第1項の規定を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
6. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項および第2項の規定を適用します。
7. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として責任開始期以後に入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項および第2項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により入院給付金の支払事由に該当したときを除きます。
 - (1) その疾病について、この特約の締結もしくは復活または入院給付金日額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
8. 被保険者が第1項に規定する入院中に、この特約が保険期間の満了により消滅した場合には、この特約の消滅後継続したその入院についてはこの特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。

第2条（無配当災害入院特約が付加されている場合の取扱）

この特約が無配当災害入院特約とあわせて主契約に付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約の入院給付金日額が無配当災害入院特約の入院給付金日額より大きい場合、無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始したときは、この特約の入院給付金の支払額は、前条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - イ. 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に疾病の治療を開始したとき

疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額
 - ロ. 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に疾病の治療を開始したとき

不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日以降その日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額
- (2) この特約の入院給付金日額が無配当災害入院特約の入院給付金日額と同額であるかまたはそれより小さい場合、無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始したときは、この特約の入院給付金の支払額は、前条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- (3) この特約の規定により入院給付金の支払事由が生じた場合でも、無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。

第3条（この特約の支払限度）

1. 1回の入院についての入院給付金の支払限度は、支払日数（入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）120日とします。
2. 通算支払限度は、入院給付金の支払日数を通算して700日とします。この場合、長期療養給付金については1回の支払につき50日分として通算支払限度に算入するものとします。

第4条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。主契約の保険料払込期間が変更された場合も同様とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。

第5条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第2条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第6条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。
3. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。主契約の保険期間が変更された場合も同様とします。

3. 入院給付金または長期療養給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第7条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による入院給付金または長期療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき入院給付金または長期療養給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき入院給付金または長期療養給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、入院給付金または長期療養給付金を支払いません。

4. 入院給付金および長期療養給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第8条（入院給付金および長期療養給付金の請求手続）

1. 入院給付金または長期療養給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 入院給付金または長期療養給付金を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第9条（入院給付金および長期療養給付金の支払の時期および場所）

1. 入院給付金または長期療養給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで入院給付金または長期療養給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. 入院給付金および長期療養給付金を支払わない場合

第10条

会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第1条の規定に該当した場合には、入院給付金および長期療養給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 付則2に定める被保険者の薬物依存
- (3) 不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的とする入院については、主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）に掲げる原因

6. この特約の解約、解除等

第11条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第12条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、入院給付金もしくは長期療養給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、入院給付金および長期療養給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに入院給付金および長期療養給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 入院給付金および長期療養給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、入院給付金および長期療養給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに入院給付金および長期療養給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

7. この特約の失効、消滅および復活

第14条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第15条（特約の消滅）

1. 入院給付金の支払が第3条第2項に規定する通算支払限度に達した場合には、この特約は、その日の翌日から将来に向かって消滅します。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第16条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

8. 払戻金

第 17 条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第 15 条第 2 項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第 22 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第 9 条（入院給付金および長期療養給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

9. 入院給付金日額の変更

第 18 条（入院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって入院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が 1 年以上ある場合に限りです。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券ならびに被保険者についての診断書および告知書を提出することを要します。ただし、会社は、被保険者についての診断書の提出の省略を認めることがあります。
3. 会社は、入院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第 12 条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第 4 条（会社の責任開始期）および第 19 条（詐欺による無効および解除、不法取得目的による無効）の規定は、入院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって入院給付金日額が増額された場合には、保険証券に表示します。

第 19 条（入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 主契約の死亡保険金額を減額する場合に、入院給付金日額が減額後の主契約の死亡保険金額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、入院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前 2 項の規定によって入院給付金日額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 前条第 5 項および第 6 項の規定は、本条の場合に準用します。

10. 契約者配当

第 20 条

この特約に対する契約者配当金はありません。

11. 管轄裁判所

第 21 条

入院給付金、長期療養給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

12. 主約款の規定の準用

第 22 条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 入院等の定義

(1) 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等（(3)に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、(3)に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(2) 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。

(3) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

(4) 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

(5) 異常分娩

「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務省告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	000~008
○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	010~016
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020~029
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030~048
○分娩の合併症	060~075
○分娩（完全な正常例における分娩（080）は除く）	081~084
○主として産じょく<褥>に関連する合併症	085~092
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094~099

付則2 対象となる薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

付則3 入院給付金および長期療養給付金の請求書類

1. 入院給付金・長期療養給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
4. 被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当家族疾病入院特約 目次

(この特約の趣旨)

1. 特約の型および被保険者の範囲ならびに家族入院給付金日額

- 第1条 特約の型および被保険者の範囲
- 第2条 家族入院給付金日額

2. この特約の仕組

- 第3条 家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払
- 第4条 無配当家族災害入院特約が付加されている場合の取扱
- 第5条 この特約の支払限度
- 第6条 特約保険料の払込
- 第7条 特約保険料払込の免除

3. この特約の締結、責任開始期および保険期間

- 第8条

4. 家族入院給付金または家族長期療養給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

- 第9条

5. 家族入院給付金および家族長期療養給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

- 第10条 家族入院給付金および家族長期療養給付金の請求手続
- 第11条 家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払の時期および場所

6. 家族入院給付金および家族長期療養給付金を支払わない場合

- 第12条

7. この特約の解約、解除等

- 第13条 特約の解約
- 第14条 告知義務違反による解除
- 第15条 重大事由による解除

8. この特約の失効、消滅および復活

- 第16条 特約の失効
- 第17条 特約の消滅
- 第18条 特約の復活

9. 払戻金

- 第19条

10. 基本家族入院給付金日額および特約の型の変更

- 第20条 基本家族入院給付金日額の増額
- 第21条 基本家族入院給付金日額の減額
- 第22条 特約の型の変更

11. 契約者配当

- 第23条

12. 管轄裁判所

- 第24条

13. 主約款の規定の準用

- 第25条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 付則 家族入院給付金および家族長期療養給付金の請求書類

無配当家族疾病入院特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下単に「被保険者」といいます。）の家族が、疾病の治療のため中・長期の入院をした場合に、入院日数に応じて家族入院給付金を支払うほか、家族長期療養給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1. 特約の型および被保険者の範囲ならびに家族入院給付金日額

第1条（特約の型および被保険者の範囲）

1. この特約の型および被保険者（以下「被保険家族」といいます。）の範囲は、つぎの各号のいずれかとし、保険契約者は、この特約締結の際、そのいずれかを選択するものとします。
 - (1) 妻子型 被保険者の妻および満年齢20歳未満の子
 - (2) 妻型 被保険者の妻
 - (3) 子型 被保険者の満年齢20歳未満の子
2. 前項の被保険家族は、被保険者と同一の戸籍に被保険者の妻または子として記載されている者に限ります。
3. この特約の締結後に前項の規定に該当するに至った者は、その時に被保険家族の資格を取得したものとします。ただし、この特約の締結後に出生し、かつ、被保険者と同一戸籍に記載されている子については、出生した時に被保険家族の資格を取得したものとします。
4. 被保険家族がつぎの各号のいずれかに該当した場合には、その時から将来に向かってこの特約の適用を受けら

れなくなります。

- (1) 被保険者の妻または子が、戸籍上の異動によって、被保険者の妻または子として被保険者と同一の戸籍に記載されなくなったとき
- (2) 被保険者の子が満年齢 20 歳に達したとき

第2条（家族入院給付金日額）

各被保険家族の家族入院給付金日額は、約定の基本家族入院給付金日額につき定めるそれぞれの割合を乗じて得られる金額とします。

- (1) 被保険者の妻……………10割
- (2) 被保険者の子……………10割以下の約定の割合

2. この特約の仕組

第3条（家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払）

1. 家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払は、つぎのとおりとします。

- (1) 会社は、被保険家族がこの特約の保険期間中につきのいずれにも該当する無配当疾病入院特約の付則1に定める入院をした場合に、第3号イ.に規定する金額の家族入院給付金を被保険者に支払います。ただし、第12条（家族入院給付金および家族長期療養給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

イ. この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。また、この特約の責任開始期以後第1条に定める被保険家族の資格を取得した者については、その資格を取得した時とします。以下同様とします。）以後に発病した疾病の無配当疾病入院特約の付則1に定める治療を目的とする入院

ロ. 無配当疾病入院特約の付則1に定める病院または診療所における入院

ハ. 入院日数が5日以上継続した入院

- (2) 会社は、前号に定める当該被保険家族の入院が継続して270日以上となった場合に、次号ロ.に規定する金額の家族長期療養給付金を被保険者に支払います。ただし、第12条（家族入院給付金および家族長期療養給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

- (3) 会社が前2号により支払う家族入院給付金および家族長期療養給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、当該被保険家族の入院中に基本家族入院給付金日額の変更があったときは、家族入院給付金日額は各日現在の家族入院給付金日額とします。

イ. 家族入院給付金

家族入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての4日）

ロ. 家族長期療養給付金

家族入院給付金日額×50日分（この特約の支払限度の残日数が50日未満の場合は、その残日数分）

2. つぎの各号のいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして、前項の規定を適用します。

- (1) この特約の責任開始期以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）以外の外因による傷害の治療を目的とする入院

- (2) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院

- (3) 分娩のための入院。ただし、無配当疾病入院特約の付則1に定める異常分娩（以下「異常分娩」といいます。）による場合に限るものとします。

3. 会社は、同一被保険家族が第1項に規定する入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして第1項の規定を適用します。

4. 同一被保険家族が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。

- (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院

- (2) それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは無配当疾病入院特約の付則1に定める医学上重要な関係（以下「医学上重要な関係」といいます。）があると会社が認める入院

5. 同一被保険家族が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めるときは、1回の入院とみなして本条および第5条（この特約の支払限度）第1項の規定を適用します。ただし、家族入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

6. 同一被保険家族が責任開始期前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項および第2項の規定を適用します。

7. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、同一被保険家族が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として責任開始期以後に家族入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項および第2項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に

開始した入院により家族入院給付金の支払事由に該当したときを除きます。

- (1) その疾病について、この特約の締結もしくは復活、基本家族入院給付金日額の増額または特約の型の変更の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
8. 被保険家族が第1項に規定する入院中に、この特約が保険期間の満了により消滅した場合には、この特約の消滅後継続したその入院についてはこの特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。

第4条（無配当家族災害入院特約が付加されている場合の取扱）

この特約が無配当家族災害入院特約とあわせて主契約に付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 同一被保険家族について、この特約の家族入院給付金日額が無配当家族災害入院特約の家族入院給付金日額より大きい場合、無配当家族災害入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる入院中に当該被保険家族が疾病の治療を開始したときは、この特約の家族入院給付金の支払額は、前条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - イ. 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に疾病の治療を開始したとき
疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額
 - ロ. 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に疾病の治療を開始したとき
不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日以降その日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額
- (2) 同一被保険家族について、この特約の家族入院給付金日額が無配当家族災害入院特約の家族入院給付金日額と同額であるかまたはそれより小さい場合、無配当家族災害入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる入院中に当該被保険家族が疾病の治療を開始したときは、この特約の家族入院給付金の支払額は、前条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当家族災害入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- (3) 同一被保険家族について、この特約の規定により家族入院給付金の支払事由が生じた場合でも、無配当家族災害入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の家族入院給付金は支払いません。

第5条（この特約の支払限度）

1. 1回の入院についての家族入院給付金の支払限度は、支払日数（家族入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）120日とします。
2. 通算支払限度は、同一被保険家族について家族入院給付金の支払日数を通算して700日とします。この場合、家族長期療養給付金については1回の支払につき50日分として通算支払限度に算入するものとします。

第6条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。主契約の保険料払込期間が変更された場合も同様とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。

第7条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第2条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

3. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第8条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。主契約の保険期間が変更された場合も同様とします。

4. 家族入院給付金または家族長期療養給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第9条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約当日、月払契約の場合には月ごとの契約当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による家族

入院給付金または家族長期療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき家族入院給付金または家族長期療養給付金から未払込保険料を差し引きます。

2. 前項の場合において、支払うべき家族入院給付金または家族長期療養給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、家族入院給付金または家族長期療養給付金を支払いません。

5. 家族入院給付金および家族長期療養給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第10条（家族入院給付金および家族長期療養給付金の請求手続）

1. 家族入院給付金または家族長期療養給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 家族入院給付金または家族長期療養給付金を請求する場合には、付則に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認められた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険家族の診査を行なわせることがあります。

第11条（家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払の時期および場所）

1. 家族入院給付金または家族長期療養給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または当該被保険家族が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで家族入院給付金または家族長期療養給付金を支払いません。会社が指定した医師による当該被保険家族の診断を求めたときも同様とします。

6. 家族入院給付金および家族長期療養給付金を支払わない場合

第12条

会社は、被保険家族が下記の各号のいずれかによって第3条の規定に該当した場合には、家族入院給付金および家族長期療養給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者または当該被保険家族の故意または重大な過失
- (2) 無配当疾病入院特約の付則2に定める当該被保険家族の薬物依存
- (3) 不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的とする入院については、主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）に掲げる原因

7. この特約の解約、解除等

第13条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第14条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、家族入院給付金もしくは家族長期療養給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第 15 条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者、被保険家族または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険家族にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第 1 号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

8. この特約の失効、消滅および復活

第 16 条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第 17 条（特約の消滅）

主契約または無配当疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第 18 条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

9. 払戻金

第 19 条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第 17 条の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第 22 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第 11 条（家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

10. 基本家族入院給付金日額および特約の型の変更

第 20 条（基本家族入院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって基本家族入院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が 1 年以上ある場合に限りです。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券および被保険家族についての告知書を提出することを要します。
3. 会社は、基本家族入院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第 14 条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第 4 条（会社の責任開始期）および第 19 条（詐欺による無効および解除、不法取得目的による無効）の規定は、基本家族入院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって基本家族入院給付金日額が増額された場合には、保険証券に表示します。

第 21 条（基本家族入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって基本家族入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の基本家族入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。

2. 無配当疾病入院特約の入院給付金日額を減額する場合に、基本家族入院給付金日額が無配当疾病入院特約の入院給付金日額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、基本家族入院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の基本家族入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって基本家族入院給付金日額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 前条第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

第22条（特約の型の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、将来に向かってこの特約の型の変更を請求することができます。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、新たに被保険家族となる者の告知書および保険証券を提出することを要します。
3. 本条の変更については、つぎの各号に定める時から変更の効力が生じます。
 - (1) 妻子型から妻型または子型への変更の場合
会社の変更の請求を受けた日
 - (2) 前号以外の変更の場合
会社が所定の金額を受領した時（被保険家族に関する告知前に受領した場合には、その告知の時）
4. 前項第2号の変更を会社が承諾した場合、会社は、新たに被保険家族となる者について変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。
5. この特約の型を変更した場合には、この特約の払戻金の差額を授受し、将来のこの特約の保険料額を更正します。
6. 第14条（告知義務違反による解除）の規定および主約款第19条（詐欺による無効および解除、不法取得目的による無効）の規定は、本条の特約の型の変更により新たに被保険家族となる者に関する部分について準用します。
7. 第20条（基本家族入院給付金日額の増額）第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

11. 契約者配当

第23条

この特約に対する契約者配当金はありません。

12. 管轄裁判所

第24条

家族入院給付金、家族長期療養給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

13. 主約款の規定の準用

第25条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則 家族入院給付金および家族長期療養給付金の請求書類

1. 家族入院給付金・家族長期療養給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
4. 当該被保険家族および被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当成人病入院特約 目次

1. この特約の仕組	第 12 条 特約の失効
第 1 条 入院給付金の支払	第 13 条 特約の消滅
第 2 条 この特約の支払限度	第 14 条 特約の復活
第 3 条 特約保険料の払込	
第 4 条 特約保険料払込の免除	7. 払戻金
	第 15 条
2. この特約の締結、責任開始期および保険期間	8. 入院給付金日額の変更
第 5 条	第 16 条 入院給付金日額の増額
	第 17 条 入院給付金日額の減額
3. 入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込 保険料の取扱	9. 契約者配当
第 6 条	第 18 条
4. 入院給付金の請求手続ならびに支払の時期およ び場所	10. 管轄裁判所
第 7 条 入院給付金の請求手続	第 19 条
第 8 条 入院給付金の支払の時期および場所	
5. この特約の解約、解除等	11. 主約款の規定の準用
第 9 条 特約の解約	第 20 条
第 10 条 告知義務違反による解除	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第 11 条 重大事由による解除	付則 1 対象となる成人病
6. この特約の失効、消滅および復活	付則 2 入院等の定義
	付則 3 入院給付金の請求書類

無配当成人病入院特約

1. この特約の仕組

第 1 条（入院給付金の支払）

- 入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。
 - 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中につぎのいずれにも該当する付則 2 に定める入院をした場合に、次号に規定する金額の入院給付金を被保険者に支払います。
 - この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発病した付則 1 に定める成人病の付則 2 に定める治療を目的とする入院
 - 付則 2 に定める病院または診療所における入院
 - 入院日数が 5 日以上継続した入院
 - 会社が前号により支払う入院給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、被保険者の入院中に入院給付金日額の変更があったときは、入院給付金日額は各日現在の入院給付金日額とします。
入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての 4 日）
- 会社は、被保険者が前項に規定する入院を開始した時に異なる成人病（付則 1 の表の同一の成人病の種類に区分された成人病は同一の成人病とします。）を併発していた場合またはその入院中に異なる成人病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなして前項の規定を適用します。
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した 1 回の入院とみなして第 1 項の規定を適用します。
 - 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が 30 日以内の入院
 - それぞれの入院の直接の原因となった成人病が同一かまたは付則 2 に定める医学上重要な関係（以下「医学上重要な関係」といいます。）があると会社が認める入院
- 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を 2 回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった成人病が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1 回の入院とみなして本条および次条（この特約の支払限度）第 1 項の規定を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

5. 被保険者が、責任開始期前に発病した成人病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
6. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した成人病を直接の原因として責任開始期以後に入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
 - (1) その成人病について、この特約の締結もしくは復活または入院給付金日額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その成人病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その成人病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その成人病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
7. 被保険者が第1項に規定する入院中に、この特約が保険期間の満了により消滅した場合には、この特約の消滅後継続したその入院についてはこの特約の保険期間中の入院とみなします。

第2条（この特約の支払限度）

1. 1回の入院についての入院給付金の支払限度は、支払日数（入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）120日とします。
2. 通算支払限度は、入院給付金の支払日数を通算して700日とします。

第3条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料払込期間は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険料払込期間と同一とします。主契約の保険料払込期間が変更された場合も同様とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。

第4条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第2条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第5条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。主契約の保険期間が変更された場合も同様とします。

3. 入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第6条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき入院給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、入院給付金を支払いません。

4. 入院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第7条（入院給付金の請求手続）

1. 入院給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および入院給付金の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 入院給付金を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認められた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第8条（入院給付金の支払の時期および場所）

1. 入院給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達し

てから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで入院給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. この特約の解約、解除等

第9条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第10条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、入院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、入院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに入院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含む。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 入院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、入院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに入院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、会社は、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

6. この特約の失効、消滅および復活

第12条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第13条（特約の消滅）

1. 入院給付金の支払が第2条第2項に規定する通算支払限度に達した場合には、この特約は、その日の翌日から将来に向かって消滅します。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第14条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活

の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。

3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

7. 払戻金

第 15 条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第 13 条第 2 項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第 22 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第 8 条（入院給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

8. 入院給付金日額の変更

第 16 条（入院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって入院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が 1 年以上ある場合に限りです。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券ならびに被保険者についての診断書および告知書を提出することを要します。ただし、会社は、被保険者についての診断書の提出の省略を認めることがあります。
3. 会社は、入院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第 10 条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第 4 条（会社の責任開始期）および第 19 条（詐欺による無効および解除、不法取得目的による無効）の規定は、入院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって入院給付金日額が増額された場合には、保険証券に表示します。

第 17 条（入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 主契約の死亡保険金額を減額する場合に、入院給付金日額が減額後の主契約の死亡保険金額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、入院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる時は、この特約は解約されたものとします。
3. 前 2 項の規定によって入院給付金日額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 前条第 5 項および第 6 項の規定は、本条の場合に準用します。

9. 契約者配当

第 18 条

この特約に対する契約者配当金はありません。

10. 管轄裁判所

第 19 条

入院給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

11. 主約款の規定の準用

第 20 条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特例

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 対象となる成人病

対象となる成人病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる成人病に含めることがあります。

成人病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
○上皮内新生物	D00～D09	
悪性新生物	○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
	・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	・骨髓異形成症候群	D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
	・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3	
悪性新生物	○血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）中の	
	・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）中の	
	・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0
糖尿病	○糖尿病	E10～E14
心疾患	○慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	○虚血性心疾患	I20～I25
	○肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	○その他の型の心疾患	I30～I52
	○循環器系のその他および詳細不明の障害（I95～I99）中の	
	・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）中の	
	・心（臓）切開後症候群	I97.0
	・心臓手術に続発するその他の機能障害	I97.1
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	I10～I15
脳血管疾患	○挿間性および発作性障害（G40～G47）中の	
	・一過性脳虚血発作および関連症候群（G45）中の	
	・椎骨脳底動脈症候群	G45.0
	・頸動脈症候群（半球性）	G45.1
	・多発性および両側性脳（実質）外動脈症候群	G45.2
	・一過性全健忘	G45.4
	・その他の一過性脳虚血発作および関連症候群	G45.8
	・一過性脳虚血発作、詳細不明	G45.9
○脳血管疾患	I60～I69	

付則2 入院等の定義

(1) 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等（(3)に定める病院または診療所以外の施設を含みません。）での治療が困難なため、(3)に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(2) 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。

(3) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

(4) 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

付則3 入院給付金の請求書類

1. 入院給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
4. 被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当手術特約 目次

1. この特約の仕組	第12条 特約の失効
第1条 手術給付金の支払	第13条 特約の消滅
第2条 特約保険料の払込	第14条 特約の復活
第3条 特約保険料払込の免除	
2. この特約の締結、責任開始期および保険期間	8. 払戻金
第4条	第15条
3. 手術給付金の支払事由が発生した場合の未払込 保険料の取扱	9. 特約保険料額の更正
第5条	第16条
4. 手術給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所	10. 契約者配当
第6条 手術給付金の請求手続	第17条
第7条 手術給付金の支払の時期および場所	11. 管轄裁判所
5. 手術給付金を支払わない場合	第18条
第8条	12. 主約款の規定の準用
6. この特約の解約、解除等	第19条
第9条 特約の解約	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第10条 告知義務違反による解除	付則1 手術等の定義
第11条 重大事由による解除	付則2 給付倍率表
7. この特約の失効、消滅および復活	付則3 対象となる薬物依存
	付則4 手術給付金の請求書類

無配当手術特約

1. この特約の仕組

第1条（手術給付金の支払）

1. 手術給付金の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中につきのいずれにも該当する付則1に定める手術を受けた場合に、次号に規定する金額の手術給付金を被保険者に支払います。ただし、第8条（手術給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

イ. つぎのいずれかに該当する手術

① この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発生した傷害または疾病（付則1に定める異常分娩を含みます。以下同様とします。）の付則1に定める治療を直接の目的とする手術

② 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。）

ロ. 付則1に定める病院または診療所における手術

(2) 会社が前号により支払う手術給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加されている無配当疾病入院特約の入院給付金日額（以下単に「入院給付金日額」といいます。）の変更があったときは、入院給付金日額は手術日現在の入院給付金日額とします。

入院給付金日額×手術の種類に応じ付則2に定める給付倍率

2. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害または疾病の治療を直接の目的として手術を受けた場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は責任開始期以後の原因によるものとみなして前項の規定を適用します。

3. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として責任開始期以後に手術給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の

規定を適用します。

- (1) その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
4. 被保険者が付則2に定める2種類以上の手術を同時に受けた場合には、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして第1項の規定を適用します。
 5. 第1項第1号のイ、の②の規定により支払われる手術給付金の支払限度は、1回とします。

第2条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。主契約の保険料払込期間が変更された場合も同様とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。

第3条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第2条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第4条

1. この特約は、主契約締結の際、無配当疾病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。主契約の保険期間が変更された場合も同様とします。

3. 手術給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第5条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき手術給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき手術給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、手術給付金を支払いません。

4. 手術給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第6条（手術給付金の請求手続）

1. 手術給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 手術給付金を請求する場合には、付則4に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第7条（手術給付金の支払の時期および場所）

1. 手術給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで手術給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. 手術給付金を支払わない場合

第8条

1. 会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第1条の規定に該当した場合には、手術給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 被保険者の犯罪行為によるとき
 - (3) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (4) 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (6) 付則3に定める被保険者の薬物依存によるとき
 - (7) 地震、噴火または津波によるとき
 - (8) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第7号または第8号の事由により手術を受けた被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じて手術給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

6. この特約の解約、解除等

第9条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第10条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、手術給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、手術給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに手術給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 手術給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、手術給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに手術給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

7. この特約の失効、消滅および復活

第12条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第13条（特約の消滅）

主契約または無配当疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第14条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

8. 払戻金

第15条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第13条の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第22条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第7条（手術給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

9. 特約保険料額の更正

第16条

会社は、入院給付金日額が変更された場合には、同時にこの特約の保険料額を更正します。

10. 契約者配当

第17条

この特約に対する契約者配当金はありません。

11. 管轄裁判所

第18条

手術給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

12. 主約款の規定の準用

第19条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 手術等の定義

(1) 手術

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、付則2の給付倍率表の手術番号1. から89. までを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

(2) 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術（避妊のための手術）、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

(3) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

(4) 異常分娩

「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	000～008
○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	010～016
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
○分娩の合併症	060～075
○分娩（完全な正常例における分娩（080）は除く）	081～084
○主として産じょく<褥>に関連する合併症	085～092
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

付則2 給付倍率表

手術 番号	手術の種類	給付 倍率
§皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術（25 cm ² 未満は除く。）	20
2.	乳房切断術	20
§筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3.	骨移植術	20
4.	骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
5.	頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔は除く。）	20
6.	鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術は除く。）	10
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
8.	脊椎・骨盤観血手術	20
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10.	四肢切断術（手指・足指は除く。）	20
11.	切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの）	20
12.	四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指は除く。）	10
13.	筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指は除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
§呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭全摘除術	20
16.	気管、気管支、肺、胸膜手術（開胸術を伴うもの）	20
17.	胸郭形成術	20
18.	縦隔腫瘍摘出術	40
§循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術は除く。）	20
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの）	40

手術 番号	手術の種類	給付 倍率
22.	心膜切開・縫合術	20
23.	直視下心臓内手術	40
24.	体内用ペースメーカー埋込術	20
25.	脾摘除術	20
§ 消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	20
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	40
29.	胃切除術	40
30.	その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの）	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの）	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10
§ 尿・性器の手術		
38.	腎移植手術（受容者に限る。）	40
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術は除く。）	20
51.	卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§ 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術（視力矯正を直接の目的とする手術を除く。）		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10

手術 番号	手術の種類	給付 倍率
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
§ 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	10
§ 新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射（5,000 ラド以上の照射で施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	10
§ 骨髄幹細胞採取手術		
89.	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。）	20

（備考）

1. 観血手術
「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直接的に操作を加える手術をいいます。
2. 開頭術
「開頭術」とは頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。
3. 開胸術
「開胸術」とは、胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や気管、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行うものをいいます。
4. 開腹術
「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。
5. 悪性新生物根治手術
「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。1 つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1 回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象となります。転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術に該当しません。
6. 視力矯正を直接の目的とする手術
「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

付則3 対象となる薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

付則4 手術給付金の請求書類

1. 手術給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書
4. 被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当家族手術特約 目次

(この特約の趣旨)	第12条 重大事由による解除
1. 特約の型および被保険者の範囲	8. この特約の失効、消滅および復活
第1条	第13条 特約の失効
2. この特約の仕組	第14条 特約の消滅
第2条 家族手術給付金の支払	第15条 特約の復活
第3条 特約保険料の払込	9. 払戻金
第4条 特約保険料払込の免除	第16条
3. この特約の締結、責任開始期および保険期間	10. 特約保険料額の更正および特約の型の変更
第5条	第17条 特約保険料額の更正
4. 家族手術給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱	第18条 特約の型の変更
第6条	11. 契約者配当
5. 家族手術給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所	第19条
第7条 家族手術給付金の請求手続	12. 管轄裁判所
第8条 家族手術給付金の支払の時期および場所	第20条
6. 家族手術給付金を支払わない場合	13. 主約款の規定の準用
第9条	第21条
7. この特約の解約、解除等	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第10条 特約の解約	付則 家族手術給付金の請求書類
第11条 告知義務違反による解除	

無配当家族手術特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下単に「被保険者」といいます。）の家族が、所定の手術を受けた場合に、手術の種類に応じて家族手術給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1. 特約の型および被保険者の範囲

第1条

この特約の型および被保険者（以下「被保険家族」といいます。）の範囲は、主契約に付加されている無配当家族疾病入院特約（以下単に「無配当家族疾病入院特約」といいます。）の第1条に定める特約の型および被保険者の範囲と同一とします。

2. この特約の仕組

第2条（家族手術給付金の支払）

1. 家族手術給付金の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 会社は、被保険家族がこの特約の保険期間中につきのいずれにも該当する無配当手術特約の付則1に定める手術を受けた場合に、次号に規定する金額の家族手術給付金を被保険者に支払います。ただし、第9条（家族手術給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

イ. つぎのいずれかに該当する手術

① この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。また、この特約の責任開始期以後無配当家族疾病入院特約の第1条に定める被保険家族の資格を取得した者については、その資格を取得した時とします。以下同様とします。）以後に発生した傷害または疾病（無配当手術特約の付則1に定める異常分娩を含みます。以下同様とします。）の無配当手術特約の付則1に定める治療

を直接の目的とする手術

- ② 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。）
- ロ. 無配当手術特約の付則1に定める病院または診療所における手術
- (2) 会社が前号により支払う家族手術給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、無配当家族疾病入院特約の基本家族入院給付金日額の変更があったときは、無配当家族疾病入院特約の家族入院給付金日額（以下単に「家族入院給付金日額」といいます。）は手術日現在の家族入院給付金日額とします。
家族入院給付金日額×手術の種類に応じ無配当手術特約の付則2に定める給付倍率
2. 同一被保険家族が責任開始期前に発生した傷害または疾病の治療を直接の目的として手術を受けた場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は責任開始期以後の原因によるものとみなして前項の規定を適用します。
3. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、同一被保険家族が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として責任開始期以後に家族手術給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
 - (1) その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
4. 同一被保険家族が無配当手術特約の付則2に定める2種類以上の手術を同時に受けた場合には、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして第1項の規定を適用します。
5. 第1項第1号のイ. の②の規定により支払われる家族手術給付金の支払限度は、同一被保険家族について、1回とします。

第3条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。主契約の保険料払込期間が変更された場合も同様とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。

第4条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第2条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

3. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第5条

1. この特約は、主契約締結の際、無配当手術特約および無配当家族疾病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。主契約の保険期間が変更された場合も同様とします。

4. 家族手術給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第6条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による家族手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき家族手術給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき家族手術給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、家族手術給付金を支払いません。

5. 家族手術給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第7条（家族手術給付金の請求手続）

1. 家族手術給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 家族手術給付金を請求する場合には、付則に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認められた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険家族の診査を行なわせることがあります。

第8条（家族手術給付金の支払の時期および場所）

1. 家族手術給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または当該被保険家族が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで家族手術給付金を支払いません。会社が指定した医師による当該被保険家族の診断を求めたときも同様とします。

6. 家族手術給付金を支払わない場合

第9条

1. 会社は、被保険家族が下記の各号のいずれかによって第2条の規定に該当した場合には、家族手術給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または当該被保険家族の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 当該被保険家族の犯罪行為によるとき
 - (3) 当該被保険家族の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (4) 当該被保険家族が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (5) 当該被保険家族が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (6) 無配当手術特約の付則3に定める当該被保険家族の薬物依存によるとき
 - (7) 地震、噴火または津波によるとき
 - (8) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第7号または第8号の事由により手術を受けたこの特約の被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じて家族手術給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

7. この特約の解約、解除等

第10条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第11条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、家族手術給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、家族手術給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに家族手術給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第 12 条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者、被保険家族または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険家族にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第 1 号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 家族手術給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後も、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、家族手術給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに家族手術給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

8. この特約の失効、消滅および復活

第 13 条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第 14 条（特約の消滅）

主契約、無配当手術特約または無配当家族疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第 15 条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

9. 払戻金

第 16 条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第 14 条の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第 22 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第 8 条（家族手術給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

10. 特約保険料額の更正および特約の型の変更

第 17 条（特約保険料額の更正）

会社は、家族入院給付金日額が変更された場合には、同時にこの特約の保険料額を更正します。

第 18 条（特約の型の変更）

1. 無配当家族疾病入院特約の型の変更が行なわれた場合には、この特約の型も同時に変更されたものとして取り扱います。
2. 前項の場合、無配当家族疾病入院特約第 22 条（特約の型の変更）第 3 項から第 7 項までの規定を準用します。

11. 契約者配当

第 19 条

この特約に対する契約者配当金はありません。

12. 管轄裁判所

第20条

家族手術給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

13. 主約款の規定の準用

第21条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則 家族手術給付金の請求書類

1. 家族手術給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書
4. 当該被保険家族および被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当成人病手術特約 目次

1. この特約の仕組	第 11 条 特約の失効
第 1 条 成人病手術給付金の支払	第 12 条 特約の消滅
第 2 条 特約保険料の払込	第 13 条 特約の復活
第 3 条 特約保険料払込の免除	
2. この特約の締結、責任開始期および保険期間	7. 払戻金
第 4 条	第 14 条
3. 成人病手術給付金の支払事由が発生した場合の 未払込保険料の取扱	8. 特約保険料額の更正
第 5 条	第 15 条
4. 成人病手術給付金の請求手続ならびに支払の時 期および場所	9. 契約者配当
第 6 条 成人病手術給付金の請求手続	第 16 条
第 7 条 成人病手術給付金の支払の時期および場 所	10. 管轄裁判所
	第 17 条
5. この特約の解約、解除等	11. 主約款の規定の準用
第 8 条 特約の解約	第 18 条
第 9 条 告知義務違反による解除	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第 10 条 重大事由による解除	付則 1 手術等の定義
	付則 2 給付倍率表
6. この特約の失効、消滅および復活	付則 3 成人病手術給付金の請求書類

無配当成人病手術特約

1. この特約の仕組

第 1 条（成人病手術給付金の支払）

- 成人病手術給付金の支払は、つぎのとおりとします。
 - 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中につきのいずれにも該当する付則 1 に定める手術を受けた場合に、次号に規定する金額の成人病手術給付金を被保険者に支払います。
 - この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発病した無配当成人病入院特約の付則 1 に定める成人病の付則 1 に定める治療を直接の目的とする手術
 - 付則 1 に定める病院または診療所における手術
 - 会社が前号により支払う成人病手術給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、主たる保険契約（以下「主約款」といいます。）に付加されている無配当成人病入院特約の入院給付金日額（以下単に「入院給付金日額」といいます。）の変更があったときは、入院給付金日額は手術日現在の入院給付金日額とします。
入院給付金日額×手術の種類に応じ付則 2 に定める給付倍率
- 被保険者が、責任開始期前に発病した成人病の治療を直接の目的として手術を受けた場合でも、責任開始の日からその日を含めて 2 年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は責任開始期以後の原因によるものとみなして前項の規定を適用します。
- つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した成人病を直接の原因として責任開始期以後に成人病手術給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第 1 項の規定を適用します。
 - その成人病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その成人病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その成人病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その成人病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

4. 被保険者が付則2に定める2種類以上の手術を同時に受けた場合には、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして第1項の規定を適用します。

第2条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。主契約の保険料払込期間が変更された場合も同様とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。

第3条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第2条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第4条

1. この特約は、主契約締結の際、無配当成人病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。主契約の保険期間が変更された場合も同様とします。

3. 成人病手術給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第5条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による成人病手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき成人病手術給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき成人病手術給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、成人病手術給付金を支払いません。

4. 成人病手術給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第6条（成人病手術給付金の請求手続）

1. 成人病手術給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および成人病手術給付金の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 成人病手術給付金を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第7条（成人病手術給付金の支払の時期および場所）

1. 成人病手術給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで成人病手術給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. この特約の解約、解除等

第8条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第9条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要

します。

2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、成人病手術給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、成人病手術給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに成人病手術給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第 10 条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第 1 号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 成人病手術給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、成人病手術給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに成人病手術給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

6. この特約の失効、消滅および復活

第 11 条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第 12 条（特約の消滅）

主契約または無配当成人病入院特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第 13 条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

7. 払戻金

第 14 条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第 12 条の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第 22 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第 7 条（成人病手術給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

8. 特約保険料額の更正

第 15 条

会社は、入院給付金日額が変更された場合には、同時にこの特約の保険料額を更正します。

9. 契約者配当

第16条

この特約に対する契約者配当金はありません。

10. 管轄裁判所

第17条

成人病手術給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

11. 主約款の規定の準用

第18条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 手術等の定義

(1) 手術

「手術」とは、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、付則2の給付倍率表の手術番号1. から17. までを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

(2) 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

(3) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

付則2 給付倍率表

手術 番号	手術の種類	給付 倍率
1.	四肢切断術（手指・足指は除く。）	20
2.	体内用ペースメーカー埋込術	20
3.	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術は除く。）	20
4.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの）	40
5.	直視下心臓内手術	40
6.	心膜切開・縫合術	20
7.	副腎全摘除術	20
8.	頭蓋内観血手術	40
9.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術）	20
10.	白内障・水晶体観血手術	20
11.	網膜剥離症手術	10
12.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
13.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
14.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
15.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
16.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
17.	新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする）	10

(備考)

1. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。

2. 開胸術

「開胸術」とは、胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や気管、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

3. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

4. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。1つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象となります。転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術に該当しません。

付則3 成人病手術給付金の請求書類

1. 成人病手術給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書
4. 被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当女性疾病入院特約 目次

(この特約の趣旨)	第12条 特約の失効
1. この特約の仕組	第13条 特約の消滅
第1条 入院給付金の支払	第14条 特約の復活
第2条 この特約の支払限度	
第3条 特約保険料の払込	7. 払戻金
第4条 特約保険料払込の免除	第15条
2. この特約の締結、責任開始期および保険期間	8. 入院給付金日額の変更
第5条	第16条 入院給付金日額の増額
3. 入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込 保険料の取扱	第17条 入院給付金日額の減額
第6条	9. 契約者配当
4. 入院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所	第18条
第7条 入院給付金の請求手続	10. 管轄裁判所
第8条 入院給付金の支払の時期および場所	第19条
5. この特約の解約、解除等	11. 主約款の規定の準用
第9条 特約の解約	第20条
第10条 告知義務違反による解除	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第11条 重大事由による解除	付則1 対象となる女性特定疾病
6. この特約の失効、消滅および復活	付則2 入院等の定義
	付則3 入院給付金の請求書類

無配当女性疾病入院特約

(この特約の趣旨)

この特約は、女性を被保険者とする主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者が女性特定疾病の治療のため入院をした場合に、入院日数に応じて入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1. この特約の仕組

第1条（入院給付金の支払）

1. 入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中につきのいずれにも該当する付則2に定める入院をした場合に、次号に規定する金額の入院給付金を被保険者に支払います。

イ. この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発病した付則1に定める女性特定疾病（以下「女性特定疾病」といいます。）の付則2に定める治療を目的とする入院

ロ. 付則2に定める病院または診療所における入院

ハ. 入院日数が5日以上継続した入院

(2) 会社が前号により支払う入院給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、被保険者の入院中に入院給付金日額の変更があったときは、入院給付金日額は各日現在の入院給付金日額とします。

入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての4日）

2. 会社は、被保険者が前項に規定する入院を開始した時に異なる女性特定疾病（付則1の表の同一の女性特定疾病の種類に区分された女性特定疾病は同一の女性特定疾病とします。）を併発していた場合またはその入院中に異なる女性特定疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなして前項の規定を適用します。

3. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。

(1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30

日以内の入院

- (2) それぞれの入院の直接の原因となった女性特定疾病が同一かまたは付則2に定める医学上重要な関係（以下「医学上重要な関係」といいます。）があると会社が認める入院
4. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった女性特定疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めるときは、1回の入院とみなして本条および次条第1項の規定を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
5. 被保険者が、責任開始期前に発病した女性特定疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
6. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した女性特定疾病を直接の原因として責任開始期以後に入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
 - (1) その女性特定疾病について、この特約の締結もしくは復活または入院給付金日額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その女性特定疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その女性特定疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その女性特定疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
7. 被保険者が傷害または女性特定疾病以外の疾病の治療を目的とする入院を開始した時に女性特定疾病を併発していた場合またはその入院中に女性特定疾病を併発した場合には、その治療を開始した日から、その女性特定疾病の治療を目的として入院したものとみなして第1項の規定を適用します。
8. 被保険者が第1項に規定する入院中に、この特約がつぎの各号のいずれかに該当することにより消滅した場合には、この特約の消滅後継続したその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の高度障害給付金の支払事由が発生したとき

第2条（この特約の支払限度）

1. 1回の入院についての入院給付金の支払限度は、支払日数（入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）120日とします。
2. 通算支払限度は、入院給付金の支払日数を通算して700日とします。

第3条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。主契約の保険料払込期間が変更された場合も同様とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。

第4条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第2条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第5条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。主契約の保険期間が変更された場合も同様とします。

3. 入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第6条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき入院給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、入院給付金を支払いません。

4. 入院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第7条（入院給付金の請求手続）

1. 入院給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および入院給付金の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 入院給付金を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認められた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第8条（入院給付金の支払の時期および場所）

1. 入院給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで入院給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. この特約の解約、解除等

第9条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第10条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、入院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、入院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに入院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐取行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 入院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、入院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに入院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

6. この特約の失効、消滅および復活

第12条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第13条（特約の消滅）

1. 入院給付金の支払が第2条第2項に規定する通算支払限度に達した場合には、この特約は、その日の翌日から将来に向かって消滅します。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第14条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

7. 払戻金

第15条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第13条第2項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第22条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第8条（入院給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

8. 入院給付金日額の変更

第16条（入院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって入院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限りです。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券ならびに被保険者についての診断書および告知書を提出することを要します。ただし、会社は、被保険者についての診断書の提出の省略を認めることがあります。
3. 会社は、入院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第10条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第4条（会社の責任開始期）および第19条（詐欺による無効および解除、不法取得目的による無効）の規定は、入院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって入院給付金日額が増額された場合には、保険証券に表示します。

第17条（入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 主契約の死亡保険金額を減額する場合に、入院給付金日額が減額後の主契約の死亡保険金額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、入院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって入院給付金日額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 前条第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

9. 契約者配当

第18条

この特約に対する契約者配当金はありません。

10. 管轄裁判所

第19条

入院給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

11. 主約款の規定の準用

第20条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 対象となる女性特定疾病

対象となる女性特定疾病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる女性特定疾病に含めることがあります。

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物（D00～D09）中の	
	・口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
	・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
	・上皮内黒色腫	D03
	・皮膚の上皮内癌	D04
	・乳房の上皮内癌	D05
	・子宮頸（部）の上皮内癌	D06
	・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の	
・子宮内膜	D07.0	
・外陰部	D07.1	
・膣	D07.2	
・その他および部位不明の女性生殖器	D07.3	
・その他および部位不明の上皮内癌	D09	
○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の		
・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45	
・骨髓異形成症候群	D46	
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の		
・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1	
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3	
○血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）中の		
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）中の		
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0	
良性新生物および性状不詳または不明の新生物	○良性新生物（D10～D36）中の	
	・乳房の良性新生物	D24
	・子宮平滑筋腫	D25
	・子宮のその他の良性新生物	D26
	・卵巣の良性新生物	D27
	・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D28
	・腎尿路の良性新生物	D30
	・甲状腺の良性新生物	D34
	○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
	・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物	D39
・腎尿路の性状不詳または不明の新生物	D41	
・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の		
・乳房	D48.6	
血液および造血器の疾患	○栄養性貧血	D50～D53
	○溶血性貧血（D55～D59）中の	
	・後天性溶血性貧血	D59
	○無形成性貧血およびその他の貧血	D60～D64
	○凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態（D65～D69）中の	
	・紫斑病およびその他の出血性病態（D69）中の	
	・アレルギー性紫斑病	D69.0
	・血小板機能異常症	D69.1
	・その他の血小板非減少性紫斑病	D69.2
	・特発性血小板減少性紫斑病	D69.3

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の原発性血小板減少症 ・続発性血小板減少症 ・血小板減少症、詳細不明 	D69.4 D69.5 D69.6
内分泌、栄養および代謝疾患	○甲状腺障害（E00～E07）中の <ul style="list-style-type: none"> ・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態 ・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 ・その他の甲状腺機能低下症（E03）中の <ul style="list-style-type: none"> ・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症 ・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症 ・感染後甲状腺機能低下症 ・甲状腺萎縮（後天性） ・粘液水腫性昏睡 ・その他の明示された甲状腺機能低下症 ・甲状腺機能低下症、詳細不明 ○その他の内分泌腺障害（E20～E35）中の <ul style="list-style-type: none"> ・クッシング<Cushing>症候群 ・卵巣機能障害 ○代謝障害（E70～E90）中の <ul style="list-style-type: none"> ・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の <ul style="list-style-type: none"> ・治療後甲状腺機能低下症 ・治療後卵巣機能不全（症） 	E01 E02 E03.0 E03.2 E03.3 E03.4 E03.5 E03.8 E03.9 E04 E05 E06 E07 E24 E28 E89.0 E89.4
循環系の疾患	○慢性リウマチ性心疾患 ○静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I80～I89）中の <ul style="list-style-type: none"> ・その他の部位の静脈瘤（I86）中の <ul style="list-style-type: none"> ・外陰静脈瘤 ○循環器系のその他および詳細不明の障害（I95～I99）中の <ul style="list-style-type: none"> ・低血圧（症） ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）中の <ul style="list-style-type: none"> ・乳房切断後リンパ浮腫症候群 	I05～I09 I86.3 I95 I97.2
消化系の疾患	○胆のう<嚢>、胆管および膵の障害（K80～K87）中の <ul style="list-style-type: none"> ・胆石症 ・胆のう<嚢>炎 ・胆のう<嚢>のその他の疾患 ・胆道のその他の疾患 ・他に分類される疾患における胆のう<嚢>、胆道および膵の障害（K87）中の <ul style="list-style-type: none"> ・他に分類される疾患における胆のう<嚢>および胆道の障害 ○消化器系のその他の疾患（K90～K93）中の <ul style="list-style-type: none"> ・消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K91）中の <ul style="list-style-type: none"> ・胆のう<嚢>摘出<除>後症候群 	K80 K81 K82 K83 K87.0 K91.5
筋骨格系および結合組織の疾患	○炎症性多発性関節障害（M05～M14）中の <ul style="list-style-type: none"> ・血清反応陽性関節リウマチ ・その他の関節リウマチ ・若年性関節炎 ・他に分類される疾患における若年性関節炎 ・その他の明示された関節障害（M12）中の <ul style="list-style-type: none"> ・リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー<Jaccoud>病〕 ○全身性結合組織障害（M30～M36）中の <ul style="list-style-type: none"> ・その他のえ<壊>死性血管障害（M31）中の <ul style="list-style-type: none"> ・大動脈弓症候群〔高安病〕 ・全身性エリテマトーデス<紅斑性狼瘡><SLE> ・皮膚（多発性）筋炎 ・全身性硬化症 ・その他の全身性結合組織疾患（M35）中の <ul style="list-style-type: none"> ・乾燥症候群〔シェーグレン<Sjögren>症候群〕 ・その他の重複症候群 ・リウマチ性多発筋痛症 	M05 M06 M08 M09 M12.0 M31.4 M32 M33 M34 M35.0 M35.1 M35.3

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の明示された全身性結合組織疾患 ・全身性結合組織疾患、詳細不明 	M35.8 M35.9
腎尿路生殖器系の疾患	○糸球体疾患 ○腎尿細管間質性疾患 ○腎不全（N17～N19）中の <ul style="list-style-type: none"> ・慢性腎不全 ○尿路結石症（N20～N23）中の <ul style="list-style-type: none"> ・腎結石および尿管結石 ・下部尿路結石 ・他に分類される疾患における尿路結石 ○腎および尿管のその他の障害（N25～N29）中の <ul style="list-style-type: none"> ・腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの ・他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害 ○尿路系のその他の疾患 ○乳房の障害 ○女性骨盤臓器の炎症性疾患 ○女性生殖器の非炎症性障害（N80～N98）中の <ul style="list-style-type: none"> ・子宮内膜症 ・女性性器脱 ・女性性器を含む瘻 ・卵巣、卵管および子宮広間膜の非炎症性障害 ・女性性器のポリープ ・子宮のその他の非炎症性障害、子宮頸（部）を除く ・子宮頸（部）のびらんおよび外反（症） ・子宮頸（部）の異形成 ・子宮頸（部）のその他の非炎症性障害 ・膣のその他の非炎症性障害 ・外陰および会陰のその他の非炎症性障害 ・無月経、過少月経および希発月経 ・過多月経、頻発月経および月経不順 ・子宮および膣のその他の異常出血 ・女性生殖器および月経周期に関連する疼痛およびその他の病態 ・閉経期およびその他の閉経周辺期障害 ・習慣流産 ・女性不妊症 ○腎尿路生殖器系のその他の障害	N00～N08 N10～N16 N18 N20 N21 N22 N28 N29 N30～N39 N60～N64 N70～N77 N80 N81 N82 N83 N84 N85 N86 N87 N88 N89 N90 N91 N92 N93 N94 N95 N96 N97 N99
妊娠、分娩および産じょく<褥>	○流産に終わった妊娠 ○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害 ○主として妊娠に関連するその他の母体障害 ○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 ○分娩の合併症 ○分娩（O80～O84）中の <ul style="list-style-type: none"> ・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 ・帝王切開による単胎分娩 ・その他の介助単胎分娩 ・多胎分娩 ○主として産じょく<褥>に関連する合併症 ○その他の産科的病態、他に分類されないもの ○その他の細菌性疾患（A30～A49）中の <ul style="list-style-type: none"> ・産科的破傷風 	O00～O08 O10～O16 O20～O29 O30～O48 O60～O75 O81 O82 O83 O84 O85～O92 O94～O99 A34

付則2 入院等の定義

(1) 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等（(3)に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、(3)に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(2) 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。

(3) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

(4) 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、胃ガンとその転移による肝ガン等の関係をいいます。

付則3 入院給付金の請求書類

1. 入院給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
4. 被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当長期入院特約 目次

(この特約の趣旨)

1. この特約の仕組

- 第1条 長期入院給付金の支払
- 第2条 この特約の支払限度
- 第3条 特約保険料の払込
- 第4条 特約保険料払込の免除

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第5条

3. 長期入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第6条

4. 長期入院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

- 第7条 長期入院給付金の請求手続
- 第8条 長期入院給付金の支払の時期および場所

5. 長期入院給付金を支払わない場合

第9条

6. この特約の解約、解除等

- 第10条 特約の解約
- 第11条 告知義務違反による解除
- 第12条 重大事由による解除

7. この特約の失効、消滅および復活

- 第13条 特約の失効
- 第14条 特約の消滅
- 第15条 特約の復活

8. 払戻金

第16条

9. 長期入院給付金日額の変更

- 第17条 長期入院給付金日額の増額
- 第18条 長期入院給付金日額の減額

10. 契約者配当

第19条

11. 管轄裁判所

第20条

12. 主約款の規定の準用

第21条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 付則1 入院等の定義
- 付則2 対象となる薬物依存
- 付則3 長期入院給付金の請求書類

無配当長期入院特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者が傷害または疾病の治療のために長期の入院をした場合に、入院日数に応じて長期入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1. この特約の仕組

第1条（長期入院給付金の支払）

1. 長期入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

- (1) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中につきのいずれにも該当する付則1に定める入院をした場合に、次号に規定する金額の長期入院給付金を被保険者に支払います。ただし、第9条（長期入院給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。
 - イ. この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の付則1に定める不慮の事故（以下単に「不慮の事故」といいます。）もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病（付則1に定める異常分娩を含みます。以下同様とします。）の付則1に定める治療を目的とする入院
 - ロ. 付則1に定める病院または診療所における入院
 - ハ. 入院日数が125日以上継続した入院
- (2) 会社が前号により支払う長期入院給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、被保険者の入院中に長期入院給付金日額の変更があったときは、長期入院給付金日額は各日現在の長期入院給付金日額とします。
長期入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての124日）

2. 会社は、被保険者が前項に規定する入院を開始した時に異なる傷害もしくは疾病を併発した場合またはその入院中に異なる傷害もしくは疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった傷害または疾病により継続して入院したものとみなして前項の規定を適用します。

3. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいす

れにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。

- (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院
 - (2) それぞれの入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故その他の外因による傷害が同一かまたは付則1に定める医学上重要な関係（以下「医学上重要な関係」といいます。）があると会社が認める入院
4. 被保険者が長期入院給付金の支払事由に該当する入院の退院日後に、同一の不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）を原因として入院を開始したときは、1回の入院とみなして本条および次条第1項の規定を適用します。ただし、長期入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
5. 被保険者が責任開始期前に発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
6. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下本項において同様とします。）を直接の原因として責任開始期以後に長期入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- (1) その疾病について、この特約の締結もしくは復活または長期入院給付金日額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
7. 被保険者が第1項に規定する入院中に、この特約がつぎの各号のいずれかに該当することにより消滅した場合には、この特約の消滅後継続したその入院についてはこの特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の高度障害給付金の支払事由が発生したとき

第2条（この特約の支払限度）

1. 1回の入院についての長期入院給付金の支払限度は、支払日数（長期入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）150日とします。
2. 通算支払限度は、長期入院給付金の支払日数を通算して700日とします。

第3条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。主契約の保険料払込期間が変更された場合も同様とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。

第4条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第2条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第5条

1. この特約は、主契約締結の際、無配当災害入院特約および無配当疾病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。主契約の保険期間が変更された場合も同様とします。

3. 長期入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第6条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約当日、月払契約の場合には月ごとの契約当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による長期入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき長期入院給付金から未払込保険料を差し引きします。
2. 前項の場合において、支払うべき長期入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、長期入院給付金を支払いません。

4. 長期入院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第7条（長期入院給付金の請求手続）

1. 長期入院給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 長期入院給付金を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認められた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第8条（長期入院給付金の支払の時期および場所）

1. 長期入院給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで長期入院給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. 長期入院給付金を支払わない場合

第9条

1. 会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第1条の規定に該当した場合には、長期入院給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 被保険者の犯罪行為によるとき
 - (3) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (4) 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (6) 付則2に定める被保険者の薬物依存によるとき
 - (7) 地震、噴火または津波によるとき
 - (8) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第7号または第8号の事由により入院した被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じて長期入院給付金の全額を支払いまたは一部を削減して支払います。

6. この特約の解約、解除等

第10条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第11条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、長期入院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、長期入院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに長期入院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 長期入院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後も、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、長期入院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに長期入院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

7. この特約の失効、消滅および復活

第13条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第14条（特約の消滅）

1. 長期入院給付金の支払が第2条第2項に規定する通算支払限度に達した場合には、この特約は、その日の翌日から将来に向かって消滅します。
2. 主契約、無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第15条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

8. 払戻金

第16条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第14条第2項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第22条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第8条（長期入院給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

9. 長期入院給付金日額の変更

第17条（長期入院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって長期入院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限りです。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券ならびに被保険者についての診断書および告知書を提出することを要します。ただし、会社は、被保険者についての診断書の提出の省略を認めることがあります。
3. 会社は、長期入院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第11条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第4条（会社の責任開始期）および第19条（詐欺による無効および解除、不法取得目的による無効）の規定は、長期入院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって長期入院給付金日額が増額された場合には、保険証券に表示します。

第18条（長期入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって長期入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の長期入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約の入院給付金日額を減額する場合に、長期入院給付金日額が無

- 配当災害入院特約または無配当疾病入院特約の入院給付金日額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、長期入院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の長期入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって長期入院給付金日額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 前条第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

10. 契約者配当

第19条

この特約に対する契約者配当金はありません。

11. 管轄裁判所

第20条

長期入院給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

12. 主約款の規定の準用

第21条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 入院等の定義

(1) 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等（(3)に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、(3)に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(2) 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。

(3) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

(4) 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

(5) 異常分娩

「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	000～008
○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	010～016
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
○分娩の合併症	060～075
○分娩（完全な正常例における分娩（080）は除く）	081～084
○主として産じょく<褥>に関連する合併症	085～092
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

付則2 対象となる薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

付則3 長期入院給付金の請求書類

1. 長期入院給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
4. 被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当通院特約 目次

(この特約の趣旨)

1. この特約の仕組

- 第1条 通院給付金の支払
- 第2条 この特約の支払限度
- 第3条 特約保険料の払込
- 第4条 特約保険料払込の免除

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第5条

3. 通院給付金の支払事由が発生した場合の未払込

保険料の取扱

第6条

4. 通院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第7条 通院給付金の請求手続

第8条 通院給付金の支払の時期および場所

5. 通院給付金を支払わない場合

第9条

6. この特約の解約、解除等

- 第10条 特約の解約
- 第11条 告知義務違反による解除
- 第12条 重大事由による解除

7. この特約の失効、消滅および復活

- 第13条 特約の失効
- 第14条 特約の消滅
- 第15条 特約の復活

8. 払戻金

第16条

9. 通院給付金日額の変更

- 第17条 通院給付金日額の増額
- 第18条 通院給付金日額の減額

10. 契約者配当

第19条

11. 管轄裁判所

第20条

12. 主約款の規定の準用

第21条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 付則1 通院等の定義
- 付則2 対象となる薬物依存
- 付則3 通院給付金の請求書類

無配当通院特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者が傷害または疾病の治療のために入院をしたときで、退院後に通院した場合に、通院日数に応じて通院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1. この特約の仕組

第1条（通院給付金の支払）

1. 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中につきの各号のいずれにも該当する通院をした場合に、次項に規定する金額の通院給付金を被保険者に支払います。ただし、第9条（通院給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

(1) つぎのいずれにも該当する入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間（以下「通院期間」といいます。）の付則1に定める通院（往診を含みます。以下同様とします。）

イ. この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の付則1に定める不慮の事故（以下単に「不慮の事故」といいます。）もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病（付則1に定める異常分娩を含みます。以下同様とします。）を直接の原因とする入院

ロ. 無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約の入院給付金（以下「入院給付金」といいます。）の支払われる入院

(2) 前号イ. に規定する入院の直接の原因となった傷害または疾病の付則1に定める治療を目的とする通院

(3) 付則1に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。）への通院

2. 会社が前項により支払う通院給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、被保険者の通院中に通院給付金日額の変更があったときは、通院給付金日額は各日現在の通院給付金日額とします。

入院1回につき：通院給付金日額×通院日数

3. 被保険者が、入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であるか否にかかわらず、通院給付金は支払いません。
4. つぎの場合には、通院給付金は重複して支払いません。
 - (1) 被保険者が同一の日に第1項に規定する通院を2回以上したとき（この場合、1回の通院とみなして取り扱います。）
 - (2) 被保険者が2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
5. 被保険者が同一の事由により第1項第1号に規定する入院を2回以上した場合、無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約の規定により1回の入院とみなされる入院の退院後の通院については、つぎのとおりとします。
 - (1) 最終の入院（1回の入院の入院給付金の支払限度をこえる場合は、そのこえる日を含んだ入院をいいます。以下本項において同様とします。）の退院日を第1項第1号に定める退院日として取り扱います。
 - (2) 最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については、第1項の通院とみなします。
6. 会社は、被保険者が第1項第1号に規定する入院を開始した時に異なる傷害もしくは疾病を併発した場合またはその入院中に異なる傷害もしくは疾病を併発した場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
 - (2) それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めた場合に限り、その異なる傷害または疾病の治療を目的とする通院を第1項に規定する通院に含めます。
7. 被保険者が責任開始期前に発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
8. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下本項において同様とします。）を直接の原因として責任開始期以後に通院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
 - (1) その疾病について、この特約の締結もしくは復活または通院給付金日額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されなかったことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
9. 通院期間中に、この特約がつぎの各号のいずれかに該当することにより消滅した場合には、この特約の消滅後のその通院期間中の通院についてはこの特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の高度障害給付金の支払事由が発生したとき
10. つぎの各号のいずれかに該当する入院の退院後の通院期間中の通院については、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
 - (1) 無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約の規定により、その特約消滅後の継続入院がその特約の保険期間中の入院とみなされる入院
 - (2) 入院給付金の支払が通算支払限度に達したことにより、この特約が消滅したときにおける入院

第2条（この特約の支払限度）

1. 1回の入院（無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。）のその通院についての通院給付金の支払限度は、支払日数（通院給付金を支払う日数。以下同様とします。）30日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当した場合に、前条第6項の規定により通院給付金が支払われるときは、それぞれの事由による通院についての支払限度は、支払日数30日とします。
 - (1) 無配当災害入院特約の入院給付金が支払われる入院中に、異なる傷害の治療を開始したとき
 - (2) 無配当災害入院特約の入院給付金と無配当疾病入院特約の入院給付金の支払事由が重複して発生したとき
3. 通算支払限度は、通院給付金の支払日数を通算して700日とします。

第3条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。主契約の保険料払込期間が変更された場合も同様とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。

第4条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第2条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第5条

1. この特約は、主契約締結の際、無配当災害入院特約および無配当疾病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。主契約の保険期間が変更された場合も同様とします。

3. 通院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第6条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき通院給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき通院給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、通院給付金を支払いません。

4. 通院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第7条（通院給付金の請求手続）

1. 通院給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 通院給付金を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第8条（通院給付金の支払の時期および場所）

1. 通院給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで通院給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. 通院給付金を支払わない場合

第9条

1. 会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第1条の規定に該当した場合には、通院給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 付則2に定める被保険者の薬物依存によるとき
 - (3) 地震、噴火または津波によるとき
 - (4) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第3号または第4号の事由により通院した被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じて通院給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

6. この特約の解約、解除等

第10条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第11条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。

2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、通院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、通院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに通院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りでありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第 12 条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第 1 号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 通院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、通院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに通院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

7. この特約の失効、消滅および復活

第 13 条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第 14 条（特約の消滅）

1. 通院給付金の支払が第 2 条第 3 項に規定する通算支払限度に達した場合には、この特約は、その日の翌日から将来に向かって消滅します。
2. 主契約、無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第 15 条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

8. 払戻金

第 16 条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第 14 条第 2 項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第 22 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第 8 条（通院給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

9. 通院給付金日額の変更

第 17 条（通院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって通院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が 1 年以上ある場合に限りです。

2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券ならびに被保険者についての診断書および告知書を提出することを要します。ただし、会社は、被保険者についての診断書の提出の省略を認めることがあります。
3. 会社は、通院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第11条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第4条（会社の責任開始期）および第19条（詐欺による無効および解除、不法取得目的による無効）の規定は、通院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって通院給付金日額が増額された場合には、保険証券に表示します。

第18条（通院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって通院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の通院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約の入院給付金日額を減額する場合に、通院給付金日額が無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約の入院給付金日額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、通院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の通院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとして扱います。
3. 前2項の規定によって通院給付金日額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 前条第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

10. 契約者配当

第19条

この特約に対する契約者配当金はありません。

11. 管轄裁判所

第20条

通院給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

12. 主約款の規定の準用

第21条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 通院等の定義

(1) 通院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であるため、(3)に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

(2) 治療を目的とする通院

「治療を目的とする通院」とは、治療のために必要な通院をいいます。たとえば、美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取のみの通院などはこれに該当しません。

(3) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

(4) 異常分娩

「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務省告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	000～008
○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	010～016
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
○分娩の合併症	060～075
○分娩（完全な正常例における分娩（080）は除く）	081～084
○主として産じょく<褥>に関連する合併症	085～092
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

付則2 対象となる薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

付則3 通院給付金の請求書類

1. 通院給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書
4. 被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当家族通院特約 目次

(この特約の趣旨)	第12条 特約の解約
1. 特約の型および被保険者の範囲ならびに家族通院給付金日額	第13条 告知義務違反による解除
第1条 特約の型および被保険者の範囲	第14条 重大事由による解除
第2条 家族通院給付金日額	8. この特約の失効、消滅および復活
2. この特約の仕組	第15条 特約の失効
第3条 家族通院給付金の支払	第16条 特約の消滅
第4条 この特約の支払限度	第17条 特約の復活
第5条 特約保険料の払込	9. 払戻金
第6条 特約保険料払込の免除	第18条
3. この特約の締結、責任開始期および保険期間	10. 基本家族通院給付金日額および特約の型の変更
第7条	第19条 基本家族通院給付金日額の増額
4. 家族通院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱	第20条 基本家族通院給付金日額の減額
第8条	第21条 特約の型の変更
5. 家族通院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所	11. 契約者配当
第9条 家族通院給付金の請求手続	第22条
第10条 家族通院給付金の支払の時期および場所	12. 管轄裁判所
6. 家族通院給付金を支払わない場合	第23条
第11条	13. 主約款の規定の準用
7. この特約の解約、解除等	第24条
	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
	付則 家族通院給付金の請求書類

無配当家族通院特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下単に「被保険者」といいます。）の家族が、傷害または疾病の治療のために入院をしたときで、退院後に通院した場合に、通院日数に応じて家族通院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1. 特約の型および被保険者の範囲ならびに家族通院給付金日額

第1条（特約の型および被保険者の範囲）

この特約の型および被保険者（以下「被保険家族」といいます。）の範囲は、主契約に付加されている無配当家族災害入院特約および無配当家族疾病入院特約の第1条に定める特約の型および被保険者の範囲と同一とします。

第2条（家族通院給付金日額）

各被保険家族の家族通院給付金日額は、約定の基本家族通院給付金日額に基づき定めるそれぞれの割合を乗じて得られる金額とします。

- (1) 被保険者の妻……………10割
- (2) 被保険者の子……………10割以下の約定の割合

2. この特約の仕組

第3条（家族通院給付金の支払）

1. 会社は、被保険家族がこの特約の保険期間中につきの各号のいずれにも該当する通院をした場合に、次項に規定

する金額の家族通院給付金を被保険者に支払います。ただし、第 11 条（家族通院給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

- (1) つぎのいずれにも該当する入院の退院日の翌日からその日を含めて 120 日以内の期間（以下「通院期間」といいます。）の無配当通院特約の付則 1 に定める通院（往診を含みます。以下同様とします。）
 - イ. この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。また、この特約の責任開始期以後無配当家族災害入院特約および無配当家族疾病入院特約の第 1 条に定める被保険家族の資格を取得した者については、その資格を取得した時とします。以下同様とします。）以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の付則 1 に定める不慮の事故（以下単に「不慮の事故」といいます。）もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病（無配当通院特約の付則 1 に定める異常分娩を含みます。以下同様とします。）を直接の原因とする入院
 - ロ. 無配当家族災害入院特約または無配当家族疾病入院特約の家族入院給付金（以下「家族入院給付金」といいます。）の支払われる入院
 - (2) 前号イ. に規定する入院の直接の原因となった傷害または疾病の無配当通院特約の付則 1 に定める治療を目的とする通院
 - (3) 無配当通院特約の付則 1 に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。）への通院
2. 会社が前項により支払う家族通院給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、当該被保険家族の通院中に基本家族通院給付金日額の変更があったときは、家族通院給付金日額は各日現在の家族通院給付金日額とします。
入院 1 回につき：家族通院給付金日額×通院日数
3. 同一被保険家族が、家族入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否とにかかわらず、家族通院給付金は支払いません。
4. つぎの場合には、家族通院給付金は重複して支払いません。
- (1) 同一被保険家族が同一の日に第 1 項に規定する通院を 2 回以上したとき（この場合、1 回の通院とみなして取り扱います。）
 - (2) 同一被保険家族が 2 以上の事由の治療を目的とした 1 回の通院をしたとき
5. 同一被保険家族が同一の事由により第 1 項第 1 号に規定する入院を 2 回以上した場合、無配当家族災害入院特約または無配当家族疾病入院特約の規定により 1 回の入院とみなされる入院の退院後の通院については、つぎのとおりとします。
- (1) 最終の入院（1 回の入院の家族入院給付金の支払限度をこえる場合は、そのこえる日を含んだ入院をいいます。以下本項において同様とします。）の退院日を第 1 項第 1 号に定める退院日として取り扱います。
 - (2) 最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については、第 1 項の通院とみなします。
6. 会社は、同一被保険家族が第 1 項第 1 号に規定する入院を開始した時に異なる傷害もしくは疾病を併発した場合またはその入院中に異なる傷害もしくは疾病を併発した場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
 - (2) それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めた場合に限り、その異なる傷害または疾病の治療を目的とする通院を第 1 項に規定する通院に含めます。
7. 同一被保険家族が責任開始期前に発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて 2 年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして第 1 項の規定を適用します。
8. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、同一被保険家族が責任開始期前に発病した疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下本項において同様とします。）を直接の原因として責任開始期以後に家族通院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第 1 項の規定を適用します。
- (1) その疾病について、この特約の締結もしくは復活または基本家族通院給付金日額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
9. 通院期間中に、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、その後のその通院期間中の通院については、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- (1) この特約が保険期間の満了により消滅したとき
 - (2) この特約が主契約の保険金等の支払事由の発生により消滅したとき
 - (3) 無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約の入院給付金の支払が通算支払限度に達したことによりこの特約が消滅したとき
 - (4) 無配当通院特約の通院給付金の支払が通算支払限度に達したことによりこの特約が消滅したとき
 - (5) この特約の型が妻子型または子型の場合で、その子が満年齢 20 歳に達したことにより被保険家族の資格を失ったとき
10. 無配当家族災害入院特約または無配当家族疾病入院特約の規定により、その特約消滅後の継続入院がその特約の保険期間中の入院とみなされる場合には、その入院の退院後の通院期間中の通院については、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。

第4条（この特約の支払限度）

1. 1回の入院（無配当家族災害入院特約または無配当家族疾病入院特約の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。）のその通院についての家族通院給付金の支払限度は、同一被保険家族について支払日数（家族通院給付金を支払う日数。以下同様とします。）30日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当した場合に、前条第6項の規定により家族通院給付金が支払われるときは、それぞれの事由による通院についての支払限度は、支払日数30日とします。
 - (1) 無配当家族災害入院特約の家族入院給付金が支払われる入院中に、異なる傷害の治療を開始したとき
 - (2) 無配当家族災害入院特約の家族入院給付金と無配当家族疾病入院特約の家族入院給付金の支払事由が重複して発生したとき
3. 通算支払限度は、同一被保険家族について家族通院給付金の支払日数を通算して700日とします。

第5条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。主契約の保険料払込期間が変更された場合も同様とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。

第6条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第2条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

3. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第7条

1. この特約は、主契約締結の際、無配当通院特約、無配当家族災害入院特約および無配当家族疾病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。主契約の保険期間が変更された場合も同様とします。

4. 家族通院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第8条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による家族通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき家族通院給付金から未払込保険料を差し引きします。
2. 前項の場合において、支払うべき家族通院給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、家族通院給付金を支払いません。

5. 家族通院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第9条（家族通院給付金の請求手続）

1. 家族通院給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 家族通院給付金を請求する場合には、付則に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認められた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険家族の診査を行なわせることがあります。

第10条（家族通院給付金の支払の時期および場所）

1. 家族通院給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または当該被保険家族が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで家族通院給付金を支払いません。会社が指定した医師による当該被保険家族の診断を求めたときも同様とします。

6. 家族通院給付金を支払わない場合

第11条

1. 会社は、被保険家族がつぎの各号のいずれかによって第3条の規定に該当した場合には、家族通院給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または当該被保険家族の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 無配当通院特約の付則2に定める当該被保険家族の薬物依存によるとき
 - (3) 地震、噴火または津波によるとき
 - (4) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第3号または第4号の事由により通院したこの特約の被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じて家族通院給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

7. この特約の解約、解除等

第12条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第13条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、家族通院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、家族通院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに家族通院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者、被保険家族または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険家族にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 家族通院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、家族通院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに家族通院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

8. この特約の失効、消滅および復活

第15条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第16条（特約の消滅）

主契約、無配当通院特約、無配当家族災害入院特約または無配当家族疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第17条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

9. 払戻金

第18条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第16条の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第22条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第10条（家族通院給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

10. 基本家族通院給付金日額および特約の型の変更

第19条（基本家族通院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって基本家族通院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限りです。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券および被保険家族についての告知書を提出することを要します。
3. 会社は、基本家族通院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第13条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第4条（会社の責任開始期）および第19条（詐欺による無効および解除、不法取得目的による無効）の規定は、基本家族通院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって基本家族通院給付金日額が増額された場合には、保険証券に表示します。

第20条（基本家族通院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって基本家族通院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の基本家族通院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 無配当通院特約の通院給付金日額または無配当家族災害入院特約もしくは無配当家族疾病入院特約の家族入院給付金日額を減額する場合に、基本家族通院給付金日額が無配当通院特約の通院給付金日額または無配当家族災害入院特約もしくは無配当家族疾病入院特約の家族入院給付金日額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、基本家族通院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の基本家族通院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって基本家族通院給付金日額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 前条第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

第21条（特約の型の変更）

1. 無配当家族災害入院特約および無配当家族疾病入院特約の型の変更が行なわれた場合には、この特約の型も同時に変更されたものとして取り扱います。
2. 前項の場合、無配当家族疾病入院特約第22条（特約の型の変更）第3項から第7項までの規定を準用します。

11. 契約者配当

第22条

この特約に対する契約者配当金はありません。

12. 管轄裁判所

第23条

家族通院給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

13. 主約款の規定の準用

第24条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則 家族通院給付金の請求書類

1. 家族通院給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書
4. 当該被保険家族および被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当ガン特約 目次

(この特約の趣旨)

1. この特約の仕組み

- 第1条 ガン死亡保険金の支払
- 第2条 ガン高度障害給付金の支払
- 第3条 ガン診断給付金の支払
- 第4条 ガン入院給付金の支払
- 第5条 ガン長期療養給付金の支払
- 第6条 ガン手術給付金の支払
- 第7条 ガン通院給付金の支払
- 第8条 この特約の支払限度
- 第9条 特約保険料の払込
- 第10条 特約保険料払込の免除

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

- 第11条

3. ガン死亡保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

- 第12条

4. ガン死亡保険金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

- 第13条 ガン死亡保険金等の請求手続
- 第14条 ガン死亡保険金等の支払の時期および場所

5. この特約の解約、解除等

- 第15条 特約の解約
- 第16条 告知義務違反による解除

第17条 重大事由による解除

6. この特約の失効、消滅および復活

- 第18条 特約の失効
- 第19条 特約の消滅
- 第20条 特約の復活

7. 払戻金

- 第21条

8. ガン入院給付金日額の変更

- 第22条 ガン入院給付金日額の増額
- 第23条 ガン入院給付金日額の減額

9. 契約者配当

- 第24条

10. 管轄裁判所

- 第25条

11. 主約款の規定の準用

- 第26条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 付則1 対象となる悪性新生物
- 付則2 入院等の定義
- 付則3 手術等の定義および給付倍率表
- 付則4 通院等の定義
- 付則5 ガン死亡保険金等の請求書類

無配当ガン特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者のガンによる死亡、高度障害、入院、手術、退院後の通院の場合に、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

- (1) ガン死亡保険金
- (2) ガン高度障害給付金
- (3) ガン診断給付金
- (4) ガン入院給付金
- (5) ガン長期療養給付金
- (6) ガン手術給付金
- (7) ガン通院給付金

1. この特約の仕組み

第1条（ガン死亡保険金の支払）

ガン死亡保険金の支払は、つぎのとおりとします。

支払事由	支払金額	受取人
被保険者が、この特約の保険期間中に、付則1に規定する悪性新生物（以下「ガン」といいます。）を直接の原因として死亡したとき	死亡日現在のガン入院給付金日額×300	主契約の保険金受取人

第2条（ガン高度障害給付金の支払）

1. ガン高度障害給付金の支払は、つぎのとおりとします。

支払事由	支払金額	受取人
被保険者が、この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発病したガンを直接の原因として、この特約の保険期間中に主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第1条に規定する高度障害状態に該当したとき	その高度障害状態に該当した日現在のガン入院給付金日額×300	被 保 険 者

2. 前項の場合、責任開始期前にすでに発生していた障害状態に責任開始期以後に発病したガン（責任開始期前にすでに発生していた障害状態の原因となった傷または疾病と因果関係のないガンに限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
3. 第1項に規定するガン高度障害給付金の支払事由のうち、この特約の保険期間満了時には、身体障害の状態の回復の見込がないことのみが明らかでないため、ガン高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後もその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間の満了直前に高度障害状態に該当したものとみなしてガン高度障害給付金を支払います。
4. 前3項の場合に、被保険者がガン高度障害給付金を会社に請求することなく、前条に規定するガン死亡保険金の支払事由に該当した場合には、この特約の適用上当該高度障害状態は発生しなかったものとして取り扱い、会社は、前条によりガン死亡保険金を主契約の保険金受取人に支払います。
5. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病したガンを直接の原因として責任開始期以後にガン高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- (1) そのガンについて、この特約の締結もしくは復活またはガン入院給付金日額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、そのガンに関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) そのガンについて、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、そのガンによる症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第3条（ガン診断給付金の支払）

1. ガン診断給付金の支払は、つぎのとおりとします。

支払事由	支払金額	受取人
被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する付則2の(1)に定める入院を開始したとき (イ) この特約の責任開始期以後に発病したガンの付則2の(2)に定める治療を目的とする入院 (ロ) 付則2の(3)に定める病院または診療所における入院	その入院開始日現在のガン入院給付金日額×100	被 保 険 者

2. 被保険者が責任開始期前に発病したガンの治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして前項の規定を適用します。
3. 前条第5項の規定は、本条の場合に準用します。

第4条（ガン入院給付金の支払）

1. ガン入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

支払事由	支払金額	受取人
被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する付則2の(1)に定める入院をしたとき (イ) この特約の責任開始期以後に発病したガンの付則2の(2)に定める治療を目的とする入院 (ロ) 付則2の(3)に定める病院または診療所における入院 (ハ) 入院日数が5日以上継続した入院	ガン入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての4日） この場合、被保険者の入院中にガン入院給付金日額の変更があったときは、ガン入院給付金日額は各日現在のガン入院給付金日額とします。	被 保 険 者

2. 会社は、被保険者が前項に規定する入院を開始した時に異なるガンを併発した場合またはその入院中に異なるガンを併発した場合には、その入院開始の直接の原因となったガンにより継続して入院したものとみなして前項の規定を適用します。
3. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
- (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院

- (2) それぞれの入院の直接の原因となったガンが同一かまたは付則2に定める医学上重要な関係（以下「医学上重要な関係」といいます。）があると会社が認める入院
4. 被保険者がガン入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となったガンが同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなして本条および第8条（この特約の支払限度）の第2項および第4項の規定を適用します。ただし、ガン入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
5. 被保険者が責任開始期前に発病したガンの治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
6. 被保険者が第1項に規定する入院中に、この特約がつぎの各号のいずれかに該当することにより消滅した場合には、この特約の消滅後継続したその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 主契約の高度障害給付金の支払事由が発生したとき
7. 第2条（ガン高度障害給付金の支払）第5項の規定は、本条の場合に準用します。

第5条（ガン長期療養給付金の支払）

1. ガン長期療養給付金の支払は、つぎのとおりとします。

支払事由	支払金額	受取人
被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する付則2の(1)に定める入院をしたとき (イ) この特約の責任開始期以後に発病したガンの付則2の(2)に定める治療を目的とする入院 (ロ) 付則2の(3)に定める病院または診療所における入院 (ハ) 入院日数が270日以上継続した入院	その270日目現在のガン入院給付金日額×50日（第8条第3項に規定する通算支払限度の残日数が50日未満の場合は、その残日数）	被 保 険 者

2. 第2条（ガン高度障害給付金の支払）第5項ならびに前条第2項、第3項、第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

第6条（ガン手術給付金の支払）

1. ガン手術給付金の支払は、つぎのとおりとします。

支払事由	支払金額	受取人
被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する付則3の(1)の1. に定める手術を受けたとき (イ) この特約の責任開始期以後に発病したガンの付則3の(1)の2. に定める治療を直接の目的とする手術 (ロ) 付則2の(3)に定める病院または診療所における手術	その手術日現在のガン入院給付金日額×手術の種類に応じ付則3の(2)に定める給付倍率	被 保 険 者

2. 被保険者が責任開始期前に発病したガンの治療を直接の目的として手術を受けた場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は責任開始期以後の原因によるものとみなして前項の規定を適用します。
3. 被保険者が付則3の(2)に定める2種類以上の手術を同時に受けた場合には、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして第1項の規定を適用します。
4. 第2条（ガン高度障害給付金の支払）第5項の規定は、本条の場合に準用します。

第7条（ガン通院給付金の支払）

1. ガン通院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

支払事由	支払金額	受取人
被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する通院をしたとき (イ) ガン入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間（以下「通院期間」といいます。）の付則4の(1)に定める通院（往診を含みます。以下同様とします。） (ロ) (イ)に規定する入院の直接の原因となったガンの付則4の(2)に定める治療を目的とする通院 (ハ) 付則2の(3)に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。）への通院	ガン入院給付金日額×0.6×通院日数 この場合、被保険者の通院中にガン入院給付金日額の変更があったときは、ガン入院給付金日額は各日現在のガン入院給付金日額とします。	被 保 険 者

2. 被保険者が、ガン入院給付金の支払対象となる日に前項に規定する通院をしたときは、その通院の直接の原因となったガンがその入院の直接の原因となったガンと同一であると否にかかわらず、ガン通院給付金は支払いません。
3. つぎの場合には、ガン通院給付金は重複して支払いません。
- (1) 被保険者が同一の日に第1項に規定する通院を2回以上したとき（この場合、1回の通院とみなして取り扱います。）

- (2) 被保険者が2以上のガンの治療を目的とした1回の通院をしたとき
4. 被保険者がガン入院給付金が支払われる入院を2回以上した場合、第4条（ガン入院給付金の支払）第4項の規定により1回の入院とみなされる入院の退院後の通院については、つぎのとおりとします。
- (1) 最終の入院（1回の入院のガン入院給付金の支払限度をこえる場合は、そのこえる日を含んだ入院をいいます。以下本項において同様とします。）の退院日を第1項(イ)に定める退院日として取り扱います。
- (2) 最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については、第1項の通院とみなします。
5. 会社は、被保険者がガン入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なるガンを併発した場合またはその入院中に異なるガンを併発した場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
- (2) それぞれのガンについて入院の必要があると会社が認めた場合に限り、その異なるガンの治療を目的とする通院を第1項に規定する通院に含めます。
6. 通院期間中に、この特約がつぎの各号のいずれかに該当することにより消滅した場合には、この特約の消滅後のその通院期間中の通院についてはこの特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 主契約の高度障害給付金の支払事由が発生したとき
7. 第4条（ガン入院給付金の支払）第6項の規定により、この特約消滅後の継続入院がこの特約の保険期間中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院については、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。

第8条（この特約の支払限度）

1. ガン診断給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて1回のみとします。
2. 1回の入院についてのガン入院給付金の支払限度は、ガン入院給付金の支払日数120日とします。
3. ガン入院給付金およびガン長期療養給付金の通算支払限度は、ガン入院給付金およびガン長期療養給付金の支払日数を通算して700日とします。この場合、ガン長期療養給付金については、1回の支払につき50日分として通算支払限度に算入するものとします。
4. 1回の入院のその通院についてのガン通院給付金の支払限度は、ガン通院給付金の支払日数30日とします。
5. ガン通院給付金の通算支払限度は、ガン通院給付金の支払日数を通算して700日とします。

第9条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。主契約の保険料払込期間が変更された場合も同様とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。

第10条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第2条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第11条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約の付加を承諾した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
- (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
- (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社の定める方法により計算した金額を会社が受領した時および被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時の直後に到来する月ごとの契約応当日
3. 前項第2号の契約応当日を「中途付加日」といいます。
4. 第2項第2号の規定にかかわらず、会社の定める方法により計算した金額を会社が受領した時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から中途付加日の前日までの間に、ガン死亡保険金、ガン高度障害給付金、ガン診断給付金、ガン入院給付金、ガン長期療養給付金、ガン手術給付金もしくはガン通院給付金（以下「ガン死亡保険金等」といいます。）の支払事由となる原因または特約保険料払込の免除事由となる原因が発生した場合には、会社は、この特約の付加を承諾したとき、その原因が発生した時にさかのぼって、この特約上の責任を負います。
5. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。主契約の保険期間が変更された場合も同様とします。

3. ガン死亡保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第12条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約によるガン

死亡保険金等の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべきガン死亡保険金等から未払込保険料を差し引きます。

2. 前項の場合において、支払うべきガン死亡保険金等が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、ガン死亡保険金等を支払いません。

4. ガン死亡保険金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

第13条（ガン死亡保険金等の請求手続）

1. ガン死亡保険金等の支払事由が発生した場合には、保険契約者およびガン死亡保険金等の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. ガン死亡保険金等を請求する場合には、付則5に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認められた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。
4. ガン死亡保険金等の支払事由が発生した場合に、被保険者がガン死亡保険金等を請求することができない事情があるときは、被保険者の配偶者（配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者に代わってガン死亡保険金等を会社に請求することができます。ただし、ガン死亡保険金の支払の場合には、この取扱をしません。

第14条（ガン死亡保険金等の支払の時期および場所）

1. ガン死亡保険金等は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者またはガン死亡保険金の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまでガン死亡保険金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. この特約の解約、解除等

第15条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第16条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、ガン死亡保険金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、ガン死亡保険金等の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでにガン死亡保険金等の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第17条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（ガン死亡保険金を含みます。また、他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額（ガン死亡保険金およびガン高度障害給付金の

金額を含みません。)の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

- (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. ガン死亡保険金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、ガン死亡保険金等の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでにガン死亡保険金等の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
 4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

6. この特約の失効、消滅および復活

第18条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第19条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第20条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

7. 払戻金

第21条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第19条の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第22条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第14条（ガン死亡保険金等の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

8. ガン入院給付金日額の変更

第22条（ガン入院給付金日額の増額）

保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かってガン入院給付金日額の増額を請求することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。ただし、ガン診断給付金の支払事由発生前で、かつ、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限りです。

- (1) 保険契約者は、会社所定の請求書、保険証券ならびに被保険者についての診断書および告知書を提出することを要します。ただし、会社は、被保険者についての診断書の提出の省略を認めることがあります。
- (2) 保険契約者は、会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- (3) 会社は、ガン入院給付金日額の増額を承諾した場合、会社の定める方法により計算した金額を会社が受領した時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時の直後に到来する月ごとの契約応当日（以下「増額日」といいます。）から増額部分の責任を負います。
- (4) 前号の規定にかかわらず、会社の定める方法により計算した金額を会社が受領した時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から増額日の前日までの間に、ガン死亡保険金等の支払事由となる原因または特約保険料払込の免除事由となる原因が発生した場合には、会社は、ガン入院給付金日額の増額を承諾したとき、その原因が発生した時にさかのぼって、増額部分の責任を負います。
- (5) 増額部分については増額日をこの特約の締結日とみなしてこの特約を適用します。
- (6) 会社は、ガン入院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
- (7) この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
- (8) 本条の規定によってガン入院給付金日額が増額された場合には、保険証券に表示します。

第23条（ガン入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってガン入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のガン入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 主契約の死亡保険金額を減額する場合に、ガン入院給付金日額が主契約の死亡保険金額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、ガン入院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後のガン入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとします。

3. 前2項の規定によってガン入院給付金日額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。
 4. 前条第7号および第8号の規定は、本条の場合に準用します。

9. 契約者配当

第24条

この特約に対する契約者配当金はありません。

10. 管轄裁判所

第25条

ガン死亡保険金等または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

11. 主約款の規定の準用

第26条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
○消化器の悪性新生物	C15～C26
○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
○乳房の悪性新生物	C50
○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
○上皮内新生物	D00～D09
○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
・骨髓異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
○血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）中の	
・リンパ細胞組織および細胞組織球系の疾患（D76）中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

ただし、悪性新生物であることの診断は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者により客観的に確定されたものであることを要します。

付則2 入院等の定義

(1) 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等（(3)に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、(3)に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(2) 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。

(3) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

(4) 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、胃ガンとその転移による肝ガン等の関係をいいます。

付則3 手術等の定義および給付倍率表

(1) 手術等の定義

1. 手術

「手術」とは、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、(2)の給付倍率表の手術番号

1. から5. ままでを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

2. 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術（避妊のための手術）、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

(2) 給付倍率表

手術 番号	手術の種類	給付 倍率
1.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
2.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
3.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
4.	新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
5.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

（備考）

1. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。1つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象となります。転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術に該当しません。

付則4 通院等の定義

(1) 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であるため、付則2の(3)に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

(2) 治療を目的とする通院

「治療を目的とする通院」とは、治療のために必要な通院をいいます。たとえば、美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取のみの通院などはこれに該当しません。

付則5 ガン死亡保険金等の請求書類

- (1) ガン死亡保険金の請求書類
 1. ガン死亡保険金請求書
 2. 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書）
 3. 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
 4. 主契約の保険金受取人の戸籍抄本
 5. 主契約の保険金受取人の印鑑証明書
 6. 最終保険料の払込を証明する書類
 7. 保険証券
- (2) ガン高度障害給付金の請求書類
 1. ガン高度障害給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の高度障害報告書
 4. 被保険者の戸籍抄本
 5. 被保険者の印鑑証明書（第13条第4項による代理受領の場合には、代理人の印鑑証明書）
 6. 最終保険料の払込を証明する書類
 7. 保険証券
- (3) ガン診断給付金の請求書類
 1. ガン診断給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
 4. 被保険者の戸籍抄本
 5. 被保険者の印鑑証明書（第13条第4項による代理受領の場合には、代理人の印鑑証明書）
 6. 最終保険料の払込を証明する書類
 7. 保険証券
- (4) ガン入院給付金の請求書類
 1. ガン入院給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
 4. 被保険者の戸籍抄本
 5. 被保険者の印鑑証明書（第13条第4項による代理受領の場合には、代理人の印鑑証明書）
 6. 最終保険料の払込を証明する書類
 7. 保険証券
- (5) ガン長期療養給付金の請求書類
 1. ガン長期療養給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
 4. 被保険者の戸籍抄本
 5. 被保険者の印鑑証明書（第13条第4項による代理受領の場合には、代理人の印鑑証明書）
 6. 最終保険料の払込を証明する書類
 7. 保険証券
- (6) ガン手術給付金の請求書類
 1. ガン手術給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書
 4. 被保険者の戸籍抄本
 5. 被保険者の印鑑証明書（第13条第4項による代理受領の場合には、代理人の印鑑証明書）
 6. 最終保険料の払込を証明する書類
 7. 保険証券
- (7) ガン通院給付金の請求書類
 1. ガン通院給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書
 4. 被保険者の戸籍抄本
 5. 被保険者の印鑑証明書（第13条第4項による代理受領の場合には、代理人の印鑑証明書）
 6. 最終保険料の払込を証明する書類
 7. 保険証券

無配当ガン特約〔妻型〕 目次

（この特約の趣旨）

- | | |
|---|---|
| <p>1. この特約の被保険者</p> <p>第1条</p> <p>2. この特約の仕組</p> <p>第2条 ガン死亡保険金の支払</p> <p>第3条 ガン高度障害給付金の支払</p> <p>第4条 ガン診断給付金の支払</p> <p>第5条 ガン入院給付金の支払</p> <p>第6条 ガン長期療養給付金の支払</p> <p>第7条 ガン手術給付金の支払</p> <p>第8条 ガン通院給付金の支払</p> <p>第9条 この特約の支払限度</p> <p>第10条 特約保険料の払込</p> <p>第11条 特約保険料払込の免除</p> <p>3. この特約の締結、責任開始期および保険期間</p> <p>第12条</p> <p>4. ガン死亡保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱</p> <p>第13条</p> <p>5. ガン死亡保険金等の請求手続ならびに支払の時期および場所</p> <p>第14条 ガン死亡保険金等の請求手続</p> <p>第15条 ガン死亡保険金等の支払の時期および場所</p> | <p>6. この特約の解約、解除等</p> <p>第16条 特約の解約</p> <p>第17条 告知義務違反による解除</p> <p>第18条 重大事由による解除</p> <p>7. この特約の失効、消滅および復活</p> <p>第19条 特約の失効</p> <p>第20条 特約の消滅</p> <p>第21条 特約の復活</p> <p>8. 払戻金</p> <p>第22条</p> <p>9. ガン入院給付金日額の変更</p> <p>第23条 ガン入院給付金日額の増額</p> <p>第24条 ガン入院給付金日額の減額</p> <p>10. 契約者配当</p> <p>第25条</p> <p>11. 管轄裁判所</p> <p>第26条</p> <p>12. 主約款の規定の準用</p> <p>第27条</p> <p>情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則</p> <p>付則 ガン死亡保険金等の請求書類</p> |
|---|---|

無配当ガン特約〔妻型〕

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、主契約の被保険者（以下単に「被保険者」といいます。）の妻のガンによる死亡、高度障害、入院、手術、退院後の通院の場合に、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

- (1) ガン死亡保険金
- (2) ガン高度障害給付金
- (3) ガン診断給付金
- (4) ガン入院給付金
- (5) ガン長期療養給付金
- (6) ガン手術給付金
- (7) ガン通院給付金

1. この特約の被保険者

第1条

1. この特約の被保険者は、被保険者と同一の戸籍に被保険者の妻として記載されている者としてします。
2. この特約の締結後に前項の規定に該当するに至った場合は、その時にこの特約の被保険者の資格を取得したものとします。
3. この特約の被保険者が、戸籍上の異動によって、被保険者の妻として被保険者と同一の戸籍に記載されなくなった場合には、その時から将来に向かってこの特約の適用を受けられなくなります。

2. この特約の仕組

第2条（ガン死亡保険金の支払）

ガン死亡保険金の支払は、つぎのとおりとします。

支払事由	支払金額	受取人
この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、無配当ガン特約の付則1に規定する悪性新生物（以下「ガン」といいます。）を直接の原因として死亡したとき	死亡日現在のこの特約のガン入院給付金日額（以下「ガン入院給付金日額」といいます。）×300	被 保 険 者

第3条（ガン高度障害給付金の支払）

1. ガン高度障害給付金の支払は、つぎのとおりとします。

支払事由	支払金額	受取人
この特約の被保険者が、この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。また、この特約の責任開始期以後第1条に定めるこの特約の被保険者の資格を取得した場合は、その資格を取得した時とします。以下同様とします。）以後に発病したガンを直接の原因として、この特約の保険期間中に主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第1条に規定する高度障害状態に該当したとき	その高度障害状態に該当した日現在のガン入院給付金日額×300	被 保 険 者

- 前項の場合、責任開始期前にすでに発生していた障害状態に責任開始期以後に発病したガン（責任開始期前にすでに発生していた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のないガンに限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
- 第1項に規定するガン高度障害給付金の支払事由のうち、この特約の保険期間満了時には、身体障害の状態の回復の見込がないことのみが明らかでないため、ガン高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後もその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間の満了直前に高度障害状態に該当したものとみなしてガン高度障害給付金を支払います。
- 前3項の場合に、被保険者がガン高度障害給付金を会社に請求する前に、この特約の被保険者が前条に規定するガン死亡保険金の支払事由に該当した場合には、この特約の適用上当該高度障害状態は発生しなかったものとして取り扱い、会社は、前条によりガン死亡保険金を被保険者に支払います。
- つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者が責任開始期前に発病したガンを直接の原因として責任開始期以後にガン高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
 - そのガンについて、この特約の締結もしくは復活またはガン入院給付金日額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、そのガンに関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - そのガンについて、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、そのガンによる症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第4条（ガン診断給付金の支払）

1. ガン診断給付金の支払は、つぎのとおりとします。

支払事由	支払金額	受取人
この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する無配当ガン特約の付則2の(1)に定める入院を開始したとき (イ) この特約の責任開始期以後に発病したガンの無配当ガン特約の付則2の(2)に定める治療を目的とする入院 (ロ) 無配当ガン特約の付則2の(3)に定める病院または診療所における入院	その入院開始日現在のガン入院給付金日額×100	被 保 険 者

- この特約の被保険者が責任開始期前に発病したガンの治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして前項の規定を適用します。
- 前条第5項の規定は、本条の場合に準用します。

第5条（ガン入院給付金の支払）

1. ガン入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

支払事由	支払金額	受取人
この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する無配当ガン特約の付則2の(1)に定める入院をしたとき (イ) この特約の責任開始期以後に発病したガンの無配当ガン特約の付則2の(2)に定める治療を目的とする入院 (ロ) 無配当ガン特約の付則2の(3)に定める病院または診療所における入院 (ハ) 入院日数が5日以上の継続した入院	ガン入院給付金日額×(入院日数－入院開始日からその日を含めての4日) この場合、この特約の被保険者の入院中にガン入院給付金日額の変更があったときは、ガン入院給付金日額は各日現在のガン入院給付金日額とします。	被 保 険 者

2. 会社は、この特約の被保険者が前項に規定する入院を開始した時に異なるガンを併発した場合またはその入院中に異なるガンを併発した場合には、その入院開始の直接の原因となったガンにより継続して入院したものとみなして前項の規定を適用します。
3. この特約の被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
- (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院
- (2) それぞれの入院の直接の原因となったガンが同一かまたは無配当ガン特約の付則2に定める医学上重要な関係（以下「医学上重要な関係」といいます。）があると会社が認める入院
4. この特約の被保険者がガン入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となったガンが同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めるときは、1回の入院とみなして本条および第9条（この特約の支払限度）の第2項および第4項の規定を適用します。ただし、ガン入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
5. この特約の被保険者が責任開始期前に発病したガンの治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
6. この特約の被保険者が第1項に規定する入院中に、この特約がつぎの各号のいずれかに該当することにより消滅した場合には、この特約の消滅後継続したその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) この特約のガン高度障害給付金の支払事由が発生したとき
- (3) 主契約の保険金等の支払事由が発生したとき
7. 第3条（ガン高度障害給付金の支払）第5項の規定は、本条の場合に準用します。

第6条（ガン長期療養給付金の支払）

1. ガン長期療養給付金の支払は、つぎのとおりとします。

支払事由	支払金額	受取人
この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する無配当ガン特約の付則2の(1)に定める入院をしたとき (イ) この特約の責任開始期以後に発病したガンの無配当ガン特約の付則2の(2)に定める治療を目的とする入院 (ロ) 無配当ガン特約の付則2の(3)に定める病院または診療所における入院 (ハ) 入院日数が270日以上継続した入院	その270日目現在のガン入院給付金日額×50日（第9条第3項に規定する通算支払限度の残日数が50日未満の場合は、その残日数）	被 保 険 者

2. 第3条（ガン高度障害給付金の支払）第5項ならびに前条第2項、第3項、第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

第7条（ガン手術給付金の支払）

1. ガン手術給付金の支払は、つぎのとおりとします。

支払事由	支払金額	受取人
この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する無配当ガン特約の付則3の(1)の1.に定める手術を受けたとき (イ) この特約の責任開始期以後に発病したガンの無配当ガン特約の付則3の(1)の2.に定める治療を直接の目的とする手術 (ロ) 無配当ガン特約の付則2の(3)に定める病院または診療所における手術	その手術日現在のガン入院給付金日額×手術の種類に応じ無配当ガン特約の付則3の(2)に定める給付倍率	被 保 険 者

2. この特約の被保険者が責任開始期前に発病したガンの治療を直接の目的として手術を受けた場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は責任開始期以後の原因によるものとみなして前項の規定を適用します。
3. この特約の被保険者が無配当ガン特約の付則3の(2)に定める2種類以上の手術を同時に受けた場合には、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして第1項の規定を適用します。
4. 第3条（ガン高度障害給付金の支払）第5項の規定は、本条の場合に準用します。

第8条（ガン通院給付金の支払）

1. ガン通院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

支払事由	支払金額	受取人
この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する通院をしたとき (イ) ガン入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間（以下「通院期間」といいます。）の無配当ガン特約の付則4の(1)に定める通院（往診を含みます。以下同様とします。） (ロ) (イ)に規定する入院の直接の原因となったガンの無配当ガン特約の付則4の(2)に定める治療を目的とする通院 (ハ) 無配当ガン特約の付則2の(3)に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。）への通院	ガン入院給付金日額×0.6×通院日数 この場合、この特約の被保険者の通院中にガン入院給付金日額の変更があったときは、ガン入院給付金日額は各日現在のガン入院給付金日額とします。	被保険者

2. この特約の被保険者が、ガン入院給付金の支払対象となる日に前項に規定する通院をしたときは、その通院の直接の原因となったガンがその入院の直接の原因となったガンと同一であると否とにかかわらず、ガン通院給付金は支払いません。
3. つぎの場合には、ガン通院給付金は重複して支払いません。
 - (1) この特約の被保険者が同一の日に第1項に規定する通院を2回以上したとき（この場合、1回の通院とみなして取り扱います。）
 - (2) この特約の被保険者が2以上のガンの治療を目的とした1回の通院をしたとき
4. この特約の被保険者がガン入院給付金が支払われる入院を2回以上した場合、第5条（ガン入院給付金の支払）第4項の規定により1回の入院とみなされる入院の退院後の通院については、つぎのとおりとします。
 - (1) 最終の入院（1回の入院のガン入院給付金の支払限度をこえる場合は、そのこえる日を含んだ入院をいいます。以下本項において同様とします。）の退院日を第1項(イ)に定める退院日として取り扱います。
 - (2) 最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については、第1項の通院とみなします。
5. 会社は、この特約の被保険者がガン入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なるガンを併発した場合またはその入院中に異なるガンを併発した場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
 - (2) それぞれのガンについて入院の必要があると会社が認めた場合に限り、その異なるガンの治療を目的とする通院を第1項に規定する通院に含めます。
6. 通院期間中に、この特約がつぎの各号のいずれかに該当することにより消滅した場合には、この特約の消滅後のその通院期間中の通院についてはこの特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) この特約のガン高度障害給付金の支払事由が発生したとき
 - (3) 主契約の保険金等の支払事由が発生したとき
7. 第5条（ガン入院給付金の支払）第6項の規定により、この特約消滅後の継続入院がこの特約の保険期間中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院については、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。

第9条（この特約の支払限度）

1. ガン診断給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて1回のみとします。
2. 1回の入院についてのガン入院給付金の支払限度は、ガン入院給付金の支払日数120日とします。
3. ガン入院給付金およびガン長期療養給付金の通算支払限度は、ガン入院給付金およびガン長期療養給付金の支払日数を通算して700日とします。この場合、ガン長期療養給付金については、1回の支払につき50日分として通算支払限度に算入するものとします。
4. 1回の入院のその通院についてのガン通院給付金の支払限度は、ガン通院給付金の支払日数30日とします。
5. ガン通院給付金の通算支払限度は、ガン通院給付金の支払日数を通算して700日とします。

第10条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。主契約の保険料払込期間が変更された場合も同様とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。

第 11 条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第 2 条（保険料払込の免除）第 1 項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第 3 条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

3. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第 12 条

- この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、主契約に付加して締結します。
- 会社は、この特約の付加を承諾した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - 主契約締結の後に付加した場合
会社の定める方法により計算した金額を会社が受領した時およびこの特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時の直後に到来する月ごとの契約応当日
- 前項第 2 号の契約応当日を「中途付加日」といいます。
- 第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、会社の定める方法により計算した金額を会社が受領した時またはこの特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から中途付加日の前日までの間に、ガン死亡保険金、ガン高度障害給付金、ガン診断給付金、ガン入院給付金、ガン長期療養給付金、ガン手術給付金もしくはガン通院給付金（以下「ガン死亡保険金等」といいます。）の支払事由となる原因または特約保険料払込の免除事由となる原因が発生した場合には、会社は、この特約の付加を承諾したとき、その原因が発生した時にさかのぼって、この特約上の責任を負います。
- この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。主契約の保険期間が変更された場合も同様とします。

4. ガン死亡保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第 13 条

- 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約によるガン死亡保険金等の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべきガン死亡保険金等から未払込保険料を差し引きます。
- 前項の場合において、支払うべきガン死亡保険金等が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、ガン死亡保険金等を支払いません。

5. ガン死亡保険金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

第 14 条（ガン死亡保険金等の請求手続）

- ガン死亡保険金等の支払事由が発生した場合には、保険契約者およびガン死亡保険金等の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
- ガン死亡保険金等を請求する場合には、付則に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
- 会社は、前項の書類のほか特に必要と認められた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師にこの特約の被保険者の診査を行なわせることがあります。

第 15 条（ガン死亡保険金等の支払の時期および場所）

- ガン死亡保険金等は、事実の確認のため特に時日を要する場合は、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから 7 日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者またはこの特約の被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまでガン死亡保険金等を支払いません。会社が指定した医師によるこの特約の被保険者の診断を求めたときも同様とします。

6. この特約の解約、解除等

第 16 条（特約の解約）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
- 前 2 項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第 17 条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、ガン死亡保険金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、ガン死亡保険金等の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでにガン死亡保険金等の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第 18 条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者、この特約の被保険者または給付金の受取人が給付金（ガン死亡保険金を含みます。また、他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額（ガン死亡保険金およびガン高度障害給付金の金額を含みません。）の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第 1 号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. ガン死亡保険金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、ガン死亡保険金等の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでにガン死亡保険金等の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

7. この特約の失効、消滅および復活

第 19 条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第 20 条（特約の消滅）

1. ガン死亡保険金またはガン高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、この特約は将来に向かって消滅します。ただし、この特約の被保険者が高度障害状態になった場合でこの特約の規定によりガン高度障害給付金が支払われないときを除きます。
2. 主契約または無配当ガン特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第 21 条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

8. 払戻金

第 22 条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第 20 条第 2 項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第 22 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。

2. 第 15 条（ガン死亡保険金等の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

9. ガン入院給付金日額の変更

第 23 条（ガン入院給付金日額の増額）

保険契約者は、この特約の被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かってガン入院給付金日額の増額を請求することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。ただし、ガン診断給付金の支払事由発生前で、かつ、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限り、増額を請求することができます。

- (1) 保険契約者は、会社所定の請求書、保険証券およびこの特約の被保険者についての告知書を提出することを要します。
- (2) 保険契約者は、会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- (3) 会社は、ガン入院給付金日額の増額を承諾した場合、会社の定める方法により計算した金額を会社が受領した時またはこの特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時の直後に到来する月ごとの契約応当日（以下「増額日」といいます。）から増額部分の責任を負います。
- (4) 前号の規定にかかわらず、会社の定める方法により計算した金額を会社が受領した時またはこの特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から増額日の前日までの間に、ガン死亡保険金等の支払事由となる原因または特約保険料払込の免除事由となる原因が発生した場合には、会社は、ガン入院給付金日額の増額を承諾したとき、その原因が発生した時にさかのぼって、増額部分の責任を負います。
- (5) 増額部分については増額日をこの特約の締結日とみなしてこの特約を適用します。
- (6) 会社は、ガン入院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
- (7) この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
- (8) 本条の規定によってガン入院給付金日額が増額された場合には、保険証券に表示します。

第 24 条（ガン入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってガン入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のガン入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 無配当ガン特約のガン入院給付金日額を減額する場合に、この特約のガン入院給付金日額が無配当ガン特約のガン入院給付金日額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、この特約のガン入院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後のこの特約のガン入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合は、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によってガン入院給付金日額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 前条第7号および第8号の規定は、本条の場合に準用します。

10. 契約者配当

第 25 条

この特約に対する契約者配当金はありません。

11. 管轄裁判所

第 26 条

ガン死亡保険金等または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

12. 主約款の規定の準用

第 27 条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特例

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則 ガン死亡保険金等の請求書類

- (1) ガン死亡保険金の請求書類
 1. ガン死亡保険金請求書
 2. 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書）
 3. この特約の被保険者および被保険者の戸籍抄本
 4. 被保険者の印鑑証明書
 5. 最終保険料の払込を証明する書類
 6. 保険証券
- (2) ガン高度障害給付金の請求書類
 1. ガン高度障害給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. この特約の被保険者の高度障害報告書
 4. この特約の被保険者および被保険者の戸籍抄本
 5. 被保険者の印鑑証明書
 6. 最終保険料の払込を証明する書類
 7. 保険証券
- (3) ガン診断給付金の請求書類
 1. ガン診断給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
 4. この特約の被保険者および被保険者の戸籍抄本
 5. 被保険者の印鑑証明書
 6. 最終保険料の払込を証明する書類
 7. 保険証券
- (4) ガン入院給付金の請求書類
 1. ガン入院給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
 4. この特約の被保険者および被保険者の戸籍抄本
 5. 被保険者の印鑑証明書
 6. 最終保険料の払込を証明する書類
 7. 保険証券
- (5) ガン長期療養給付金の請求書類
 1. ガン長期療養給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
 4. この特約の被保険者および被保険者の戸籍抄本
 5. 被保険者の印鑑証明書
 6. 最終保険料の払込を証明する書類
 7. 保険証券
- (6) ガン手術給付金の請求書類
 1. ガン手術給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書
 4. この特約の被保険者および被保険者の戸籍抄本
 5. 被保険者の印鑑証明書
 6. 最終保険料の払込を証明する書類
 7. 保険証券
- (7) ガン通院給付金の請求書類
 1. ガン通院給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書
 4. この特約の被保険者および被保険者の戸籍抄本
 5. 被保険者の印鑑証明書
 6. 最終保険料の払込を証明する書類
 7. 保険証券

無配当特定損傷特約 目次

(この特約の趣旨)

1. この特約の仕組み

- 第1条 特定損傷給付金の支払
- 第2条 この特約の支払限度
- 第3条 特約保険料の払込
- 第4条 特約保険料払込の免除

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

- 第5条

3. 特定損傷給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

- 第6条

4. 特定損傷給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

- 第7条 特定損傷給付金の請求手続
- 第8条 特定損傷給付金の支払の時期および場所

5. この特約の解約、解除等

- 第9条 特約の解約
- 第10条 告知義務違反による解除
- 第11条 重大事由による解除
- 第12条 特約の払戻金

6. この特約の失効、消滅および復活

- 第13条 特約の失効
- 第14条 特約の消滅
- 第15条 特約の復活

7. 特定損傷給付金額の変更

- 第16条 特定損傷給付金額の増額
- 第17条 特定損傷給付金額の減額

8. 契約者配当

- 第18条

9. 管轄裁判所

- 第19条

10. 主約款の規定の準用

- 第20条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 付則1 対象となる特定損傷
- 付則2 治療等の定義
- 付則3 特定損傷給付金の請求書類

無配当特定損傷特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂に対する治療を受けた場合に、特定損傷給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1. この特約の仕組

第1条（特定損傷給付金の支払）

1. 特定損傷給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払金額	受取人	特定損傷給付金を支払わない場合
特定損傷給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎの各号のいずれにも該当する付則2の(1)に定める治療を受けたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の付則1に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による付則1に定める特定損傷（以下「特定損傷」といいます。）に対して受けた治療 (2) 不慮の事故の日から起算して180日以内に受けた治療 (3) 付則2の(2)に定める病院または診療所において受けた治療	特定損傷給付金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 ④ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑤ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑥ 地震、噴火または津波 ⑦ 戦争その他の変乱

2. 前項の規定にかかわらず、被保険者が前項の⑥または⑦の事由により特定損傷給付金の支払事由に該当した場合でも、前項の⑥または⑦の事由により特定損傷給付金の支払事由に該当した被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じて特定損傷給付金の全額を支払いまたは一部を削減して支払います。

第2条（この特約の支払限度）

1. 同一の不慮の事故による特定損傷についての特定損傷給付金の支払は、1回のみとします。
2. 通算支払限度は、特定損傷給付金の支払回数を通算して10回とします。

第3条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間をこえないものとします。主契約の保険料払込期間が変更された場合も同様とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。

第4条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第2条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第3条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第5条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、主契約の契約日から被保険者の年齢（満年で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月をこえるものは1年とします。）が60歳となる契約応当日の前日までの期間を限度とし、保険契約者は、この特約締結の際、会社の定める期間の範囲内で選択することができます。ただし、この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるときは、この特約の保険期間は、主契約の保険料払込期間の満了日までの期間を限度とします。

3. 特定損傷給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第6条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による特定損傷給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき特定損傷給付金から未払込保険料を差し引きま
2. 前項の場合において、支払うべき特定損傷給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、特定損傷給付金を支払いません。

4. 特定損傷給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第7条（特定損傷給付金の請求手続）

1. 特定損傷給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および特定損傷給付金の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 特定損傷給付金を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認められた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第8条（特定損傷給付金の支払の時期および場所）

1. 特定損傷給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特定損傷給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. この特約の解約、解除等

第9条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社による表示を受けて下さい。

第10条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、特定損傷給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、特定損傷給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに特定損傷給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合

- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 特定損傷給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特定損傷給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに特定損傷給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第12条（特約の払戻金）

この特約に対する払戻金はありません。

6. この特約の失効、消滅および復活

第13条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第14条（特約の消滅）

1. 特定損傷給付金の支払が第2条第2項に規定する通算支払限度に達した場合には、この特約は、その日の翌日から将来に向かって消滅します。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第15条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

7. 特定損傷給付金額の変更

第16条（特定損傷給付金額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって特定損傷給付金額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限り、増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限り、増額を請求することができます。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券および被保険者についての告知書を提出することを要します。
3. 会社は、特定損傷給付金額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第10条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第4条（会社の責任開始期）および第19条（詐欺による無効および解除、不法取得目的による無効）の規定は、特定損傷給付金額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって特定損傷給付金額が増額された場合には、保険証券に表示します。

第17条（特定損傷給付金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって特定損傷給付金額を減額することができます。ただし、減額後の特定損傷給付金額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 前項の規定によって特定損傷給付金額を減額した場合には、将来のこの特約の保険料額を減額します。
3. 前条第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

8. 契約者配当

第18条

この特約に対する契約者配当金はありません。

9. 管轄裁判所

第19条

特定損傷給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

10. 主約款の規定の準用

第20条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 対象となる特定損傷

対象となる「特定損傷」とは、つぎのいずれかをいいます。

(1) 骨折

「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

(2) 関節脱臼

「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。

(3) 腱の断裂

「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

付則2 治療等の定義

(1) 治療

「治療」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）をいいます。

(2) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

付則3 特定損傷給付金の請求書類

1. 特定損傷給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 不慮の事故であることを証する書類
4. 被保険者の事故状況報告書
5. 被保険者の戸籍抄本
6. 被保険者の印鑑証明書
7. 最終保険料の払込を証明する書類
8. 保険証券

指定代理請求特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の対象となる保険金等
- 第3条 指定代理請求人の指定および変更指定
- 第4条 指定代理請求人等による保険金等の請求
- 第5条 告知義務違反による解除および重大事由による解除
- 第6条 特約の解約
- 第7条 主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱
- 第8条 主契約が更新される場合の特則

第9条 無配当学資保障保険、学資保障保険またはこども保険に付加した場合の特則

第10条 生存保障付連生定期保険に付加した場合の特則

第11条 保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(O1)、遺族年金特約または遺族年金特約(変額個人年金保険用)による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

指定代理請求特約条項

この特約の趣旨

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した指定代理請求人が請求を行うこと等を可能とするための特約です。

第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の被保険者(以下、「主たる被保険者」といいます。)の同意を得て、保険契約者の申し出により、主契約締結の際または主契約締結の後、主契約に付加して締結します。

第2条 (特約の対象となる保険金等)

この特約の対象となる保険金、給付金または年金(保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。)は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

- (1) 主たる被保険者と受取人が同一人である保険金等
- (2) 主たる被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- (3) その他、会社の定める保険金等

第3条 (指定代理請求人の指定および変更指定)

1 この特約を付加した場合、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください(本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。)。ただし、保険金等の受取人(保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。)が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。

- (1) 主たる被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 主たる被保険者の3親等内の親族
- (3) 主たる被保険者と同居し、または生計を一にしている前2号に準ずる者として会社が認めた者
- (4) 前3号のほか、主たる被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が本項の変更を請求するときは、別表4に定める請求書類(以下、「請求書類」といいます。)を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- (2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第4条 (指定代理請求人等による保険金等の請求)

1 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める事情があるときは、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、請求書類およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

- (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
- (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- (3) その他、前2号に準じる状態であると会社が認めた場合

- 2 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
- 3 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかに該当するときは、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者が不在場合にはその受取人と生計を一にする者）が、請求書類およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
 - (2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
 - (3) 指定代理請求人が指定されていない場合
- 4 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
- 6 前5項に定めるほか、指定代理請求人または第3項に定める保険金等の受取人の代理人による保険金等の請求に際しては、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）またはこれに付加されている特約の特約条項における保険金等の請求、支払の手續に関する規定を準用します。

第5条（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款またはこれに付加されている特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、主たる被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

第6条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第7条（主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱）

この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

第8条（主契約が更新される場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。

第9条（無配当学資保障保険、学資保障保険またはこども保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当学資保障保険、学資保障保険またはこども保険に付加した場合には、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項各号中「主たる被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第10条（生存保障付連生定期保険に付加した場合の特則）

この特約を生存保障付連生定期保険に付加した場合には、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項各号中「主たる被保険者」とあるのは「第1被保険者」と読み替えます。

第11条（保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(O1)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- 1 保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(O1)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。
 - (2) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
- 2 前項第1号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金に付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金等は、保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(O1)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金とします。ただし、この特約が年金基金に付加されている年金で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一人である年金に限ります。」

- (2) 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）

1 この特約を付加した場合、保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。

- (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者
- (2) 年金受取人の3親等内の親族
- (3) 年金受取人と同居し、または生計を一にしている前2号に準ずる者として会社が認めたる者
- (4) 前3号のほか、年金受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めたる者

2 前項の規定にかかわらず、年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金受取人が本項の変更を請求するときは、別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- (2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」

- (3) 第6条（特約の解約）第1項をつぎのとおり読み替えます。

「1 年金受取人は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。」

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

団体扱特約（A） 目次

第1条	特約の適用範囲	第6条	特約の解除
第2条	団体の人員数	第7条	特約の失効
第3条	保険料率	第8条	契約日の特則
第4条	保険料の払込方法	第9条	主約款の適用
第5条	保険料率の自動変更		

団体扱特約（A）

第1条（特約の適用範囲）

この特約は、会社と生命保険団体扱契約（A）を締結した官公署、会社、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者または被保険者とする保険契約で、団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。

第2条（団体の人員数）

団体の人員数とは、団体に所属するこの特約の適用を受ける保険契約の保険契約者数もしくは団体代表者を保険契約者とし団体所属員を被保険者とする保険契約の被保険者数または上記の保険契約者と被保険者とを名よせのうえ合算した人員数をいいます。

第3条（保険料率）

- この特約の適用を受ける半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体の人員数によりつぎのとおりとします。ただし、第2号の場合、半年払の保険契約の保険料率は普通保険料率とします。
 - 団体の人員数が20名以上の場合 団体割引保険料率A
 - 団体の人員数が20名未満の場合 団体割引保険料率B
- 前項において、所在を異にする事業所が2以上あり事業所ごとに保険料が払い込まれる場合、いずれか1の事業所に所属する団体の人員数が20名以上であるときは、他の事業所の保険契約についても団体割引保険料率Aを適用します。
- 第1項の規定にかかわらず、団体割引保険料率Bが適用されている保険契約について、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定によって保険料の一括払を行なう場合には、普通保険料率を基準として、会社の定める割引を行いません。

第4条（保険料の払込方法）

- 第2回以後の保険料は、団体代表者を經由して会社に払い込んで下さい。ただし、事業所ごとに保険料が一括して払い込まれる場合には、事業所代表者を經由して払い込んで下さい。
- 前項の場合には、団体代表者または事業所代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。
- 団体代表者または事業所代表者から保険料が一括して払い込まれた場合には、会社は、1通の保険料領収証を発行し、個々の領収証は発行しません。

第5条（保険料率の自動変更）

団体割引保険料率Aが適用されている保険契約において、団体の人員数が20名未満に減少し6カ月を経過しても20名以上に戻らないときは、半年払の保険契約は普通保険料率が適用される保険契約に、月払の保険契約は団体割引保険料率Bが適用される保険契約に、それぞれ自動的に変更されます。この場合には、団体代表者または事業所代表者を通じて保険契約者に通知します。

第6条（特約の解除）

団体の人員数が10名未満に減少し3カ月（年払または半年払の保険契約の場合には6カ月）を経過しても10名以上に戻らないときは、この特約を解除します。ただし、団体の人員数が20名以上に達していた場合には、20名未満に減少した時から6カ月間は解除しません。

第7条（特約の失効）

つぎの場合に、この特約は効力を失います。

- 保険契約者がその所属する団体から離脱したとき
- 会社と団体との間に締結された生命保険団体扱契約（A）が解除または解約されたとき
- 保険料払込の猶予期間内に保険料が払い込まれないとき
- 団体が定期一括払を停止し、保険契約者が他の保険料払込方法（経路）を選択したとき

第8条（契約日の特則）

1. 主約款の規定にかかわらず、団体代表者との取りきめにより、この特約の付加される保険契約の保険期間の開始日を会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とすることができます。この場合には、契約年齢は、その日を基準として計算します。
2. 前項の場合において、会社の責任開始の日からその月の末日までの間に、主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料払込の免除事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、会社は、責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば支払うべき金額から差し引きまたは徴収します。

第9条（主約款の適用）

この特約に規定のない事項については、主約款の規定によります。

団体扱特約（B） 目次

第1条	特約の適用範囲	第5条	特約の失効
第2条	保険料率	第6条	契約日の特則
第3条	保険料の払込方法	第7条	主約款の適用
第4条	特約の解除		

団体扱特約（B）

第1条（特約の適用範囲）

この特約は、会社と生命保険団体扱契約（B）を締結した組合、連合会、同業団体等、その団体において保険料の一括集金ができる団体（以下「団体」といいます。）の所属員または構成員を保険契約者または被保険者とする保険契約で、団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。

第2条（保険料率）

1. この特約の適用を受ける月払の保険契約の保険料率は、団体割引保険料率Bとします。
2. 前項の規定にかかわらず、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定によって保険料の一括払を行なう場合には、普通保険料率を基準として、会社の定める割引を行いません。
3. 第1項の規定にかかわらず、主約款の規定によって保険料の自動振替貸付を行なう場合には、普通保険料率を適用します。

第3条（保険料の払込方法）

1. 第2回以後の保険料は、団体代表者を經由して会社に払い込んで下さい。
2. 前項の場合には、団体代表者から会社に払い込まれた時に、保険料の払込があったものとします。
3. 団体代表者から保険料が一括して払い込まれた場合には、会社は、1通の保険料領収証を発行し、個々の領収証は発行しません。

第4条（特約の解除）

この特約の適用を受ける保険契約の保険契約者または被保険者の数が10名未満に減少し3ヵ月（年払または半年払の保険契約の場合には6ヵ月）を経過しても10名以上に戻らないときは、この特約を解除します。

第5条（特約の失効）

つぎの場合に、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者がその所属する団体から離脱したとき
- (2) 会社と団体との間に締結された生命保険団体扱契約（B）が解除または解約されたとき
- (3) 保険料払込の猶予期間内に保険料が払い込まれないとき
- (4) 団体が定期一括払を停止し、保険契約者が他の保険料払込方法（経路）を選択したとき

第6条（契約日の特則）

1. 主約款の規定にかかわらず、団体代表者との取りきめにより、この特約の付加される保険契約の保険期間の開始日を会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とすることができます。この場合には、契約年齢は、その日を基準として計算します。
2. 前項の場合において、会社の責任開始の日からその月の末日までの間に、主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料払込の免除事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、会社は、責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば支払うべき金額から差し引きまたは徴収します。

第7条（主約款の適用）

この特約に規定のない事項については、主約款の規定によります。

集団契約特約 目次

第1条 特約の適用範囲

第2条 保険料率

第3条 保険料の払込

第4条 特約の失効

集団契約特約

第1条（特約の適用範囲）

1. この特約で集団とは、保険料の一括集金のできる会社、工場、商店、官公庁、組合、連合会、同業団体等で、それらに所属する者（以下「所属員」といいます。この場合、所属員が会社、商店等であるときは当該所属員の役職員を含むものとし、所属員が組織であるときは当該所属員の役職員および組織を構成している会社、商店等の役職員を含むものとし、その保険契約を、以下「集団契約」といいます。）が50名以上であるものをいいます。
2. この特約は、集団を通じて会社にこの特約の適用を申し出た集団の所属員ならびにその家族および従業員30名以上を被保険者とする保険契約に適用するものとし、その保険契約を、以下「集団契約」といいます。

第2条（保険料率）

1. 集団契約に対しては、被保険者が50名以上の場合に限り、被保険者の数に応じ別に定める保険料率を適用します。
2. 前項の保険料率は、被保険者数の増減に応じ、毎年1回これを調整します。

第3条（保険料の払込）

1. 集団契約の保険料払込方法は、月払、半年払および年払とします。
2. 集団契約においては、集団の代表者を定めて下さい。
3. 第2回以後の保険料は、集団の代表者を經由して払込期月内に会社に払い込んで下さい。
4. 保険料払込の猶予期間中に保険料が払い込まれないときは、保険契約は効力を失います。
5. 会社は、集団契約毎に1通の保険料領収証を発行します。

第4条（特約の失効）

1. 被保険者がその所属する集団から離脱したときは、その者の保険契約について、この特約は効力を失います。
2. 前項の場合には、主約款だけが適用され、また保険料は普通保険料率に基づくものに変更されます。

特別扱保険特約 目次

第1条 特約の適用	第5条 割増保険料法の条件を付けた保険契約の 解約払戻金
第2条 特別条件	第6条 その他
第3条 保険契約内容変更の制限	
第4条 復活の制限	付則 感染症

特別扱保険特約

第1条（特約の適用）

保険契約申込の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める普通の標準に適合しない場合に、普通保険約款のほかこの特約を適用します。

第2条（特別条件）

この特約を適用する保険契約については、被保険者の健康状態その他の程度に応じて、会社は、つぎの各号のいずれかの条件を付けます。

- (1) 特別契約年齢による方法（年増法）
特別契約年齢を定め、この年齢に基づいて保険料、積立金、解約払戻金等を計算します。
- (2) 割増保険料法
普通保険料に会社の定める割増保険料を加算して払込保険料とします。
- (3) 保険金削減支払法
契約日から会社の定める削減期間内に被保険者が死亡または普通保険約款の規定に定める高度障害状態になった場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、保険金額につきの割合を乗じた金額を保険金または高度障害給付金として支払います。ただし、不慮の災害、付則に定める感染症によって被保険者が死亡または高度障害状態になったときは、保険金または高度障害給付金の全額を支払います。

削減期間 契約日から	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	5.0割	3.0割	2.5割	2.0割	1.5割
2年以内		6.0割	5.0割	4.0割	3.0割
3年以内			7.5割	6.0割	4.5割
4年以内				8.0割	6.0割
5年以内					8.0割

- (4) 年増法および保険金削減支払法の併用
- (5) 割増保険料法および保険金削減支払法の併用

第3条（保険契約内容変更の制限）

この特約をつけた保険契約については、保険期間もしくは保険料払込期間の延長または保険契約の更新に関する普通保険約款の規定は適用しません。

第4条（復活の制限）

この特約をつけた保険契約が普通保険約款の規定により効力を失ったときは、普通保険約款の規定にかかわらず、失効後1年以内に限り復活の請求ができます。

第5条（割増保険料法の条件を付けた保険契約の解約払戻金）

この特約により割増保険料法の条件を付けた保険契約において、保険期間と保険料払込期間が同一である場合には、割増保険料に対する解約払戻金はありません。

第6条（その他）

保険契約に無配当養老保険特約を付加したときは、無配当養老保険特約についてこの特約を適用します。この場合、「保険契約」を「無配当養老保険特約」と、「普通保険約款」を「普通保険約款（無配当養老保険特約条項を含みます。）」と、「契約日」を「契約日（無配当養老保険特約が中途付加されたときは、無配当養老保険特約の中途付加日とします。）」と、「保険期間と保険料払込期間が同一である場合」を「特約の保険期間と特約の保険料払込期間が同一である場合」と、「割増保険料に対する解約払戻金」を「特約の割増保険料に対する解約払戻金」とそれぞれ読み替えるものとします。

付則 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特別)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症（ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。以下、同じとします。）についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特別は適用されないものとします。

特約用特別扱保険特約 目次

第1条	特約の締結	第6条	割増保険料法の条件を付けた主特約の解約払戻金
第2条	特別条件		
第3条	保険契約内容変更の制限	別表1	特定疾病一覧表
第4条	復活の制限	別表2	特定部位一覧表
第5条	更新の制限	別表3	感染症

特約用特別扱保険特約

第1条（特約の締結）

無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当手術特約、無配当成人病手術特約、無配当通院特約、無配当女性疾病入院特約または無配当長期入院特約（以下「主特約」といいます。）を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める普通の標準に適合しない場合に、会社は、主特約にこの特約を付加して締結します。

第2条（特別条件）

この特約を適用する主特約については、被保険者の健康状態その他の程度に応じて、会社は、つぎの各号のいずれかの条件を付けます。

(1) 割増保険料法

主特約の普通保険料に会社の定める割増保険料を加算して主特約の払込保険料とします。

(2) 特定疾病・特定部位不払法

この特約を付加する際に会社の定めた不払期間中に別表1のうちから会社が指定した疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。以下「特定疾病」といいます。）または別表2のうちから会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた疾病を直接の原因とし、主特約に定める入院給付金、長期療養給付金、手術給付金、成人病手術給付金、通院給付金または長期入院給付金（以下「給付金」といいます。）の支払事由が発生した場合には、会社は、給付金を支払いません。ただし、主契約の普通保険約款の付則1に定める不慮の事故、不慮の事故以外の外因、別表3に定める感染症によって被保険者が主特約に定める給付金の支払事由に該当した場合には給付金の全額を支払います。また、被保険者が会社の定めた不払期間の満了日を含んで継続して入院した場合には、その入院については不払期間の満了日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

(3) 割増保険料法および特定疾病・特定部位不払法の併用

第3条（保険契約内容変更の制限）

主特約にこの特約を付加した場合には、主特約の保険期間もしくは保険料払込期間の延長を伴う主契約の保険契約内容の変更または主特約の入院給付金日額、通院給付金日額もしくは長期入院給付金日額の増額の取扱をしません。

第4条（復活の制限）

この特約を付加した主特約がその特約条項の規定により効力を失ったときは、失効後1年以内に限り復活の請求ができます。

第5条（更新の制限）

この特約を付加した主特約については、更新の取扱をしません。

第6条（割増保険料法の条件を付けた主特約の解約払戻金）

この特約により割増保険料法の条件を付けた主特約において、主特約の保険期間と主特約の保険料払込期間が同一である場合には、主特約の割増保険料に対する解約払戻金はありません。

別表1 特定疾病一覧表

分類番号	特定疾病
1.	腎、尿管結石
2.	胆石、胆嚢炎
3.	異常妊娠、異常分娩
4.	外傷に伴う合併症、後遺症

別表2 特定部位一覧表

分類番号	特定部位
1.	眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）
2.	耳（外耳、鼓膜、中耳、内耳、聴神経および乳様突起を含みます。）
3.	鼻（外鼻、鼻腔および副鼻腔を含みます。）
4.	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5.	咽頭および喉頭（声帯を含みます。）
6.	甲状腺
7.	食道
8.	胃および十二指腸
9.	小腸および大腸
10.	盲腸（虫垂を含みます。）
11.	直腸および肛門
12.	肝臓、胆嚢および胆管
13.	脾臓
14.	気管、気管支、肺臓、胸膜および胸郭
15.	腎臓（腎盂を含みます。）
16.	尿管、尿道および膀胱
17.	睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
18.	前立腺
19.	子宮
20.	卵巣および卵管
21.	乳房（乳腺を含みます。）
22.	皮膚
23.	頸椎部（当該神経を含みます。）
24.	胸椎部（当該神経を含みます。）
25.	腰椎部（当該神経を含みます。）
26.	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
27.	左肩関節部
28.	右肩関節部
29.	左股関節部
30.	右股関節部
31.	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32.	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33.	左下肢（左股関節部を除きます。）
34.	右下肢（右股関節部を除きます。）
35.	鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）

別表3 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特別)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りませう。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特別は適用されないものとします。

保険料口座振替特約(O1) 目次

第1条	特約の適用	第5条	保険料口座振替不能の場合の取扱
第2条	契約日の特則	第6条	諸変更
第3条	保険料率	第7条	特約の消滅
第4条	保険料の払込	第8条	主約款の適用

保険料口座振替特約(O1)

第1条（特約の適用）

この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、つぎに定める要件をみたす場合に適用します。

- (1) 保険契約者の指定する預金口座等（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置されていること
- (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、この特約を適用する保険契約の保険料（特約の保険料を含みます。以下同様とします。）を指定口座から会社の預金口座に振り替えるよう依頼すること

第2条（契約日の特則）

1. この特約を適用し、第1回保険料から口座振替を行なう場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の責任開始期の規定中、「第1回保険料を受領した」とあるのを「第1回保険料を振り替えた」と読み替えるものとします。
2. 月払契約において保険契約締結時からこの特約が適用される場合には、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を保険契約の保険期間の開始日および契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。
3. 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生した場合には、前項の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、不足分をその保険金または給付金から差し引きます。

第3条（保険料率）

1. この特約の適用を受ける月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
2. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって保険料の一括払を行なう場合には、普通保険料率を基準として、会社の定める割引を行いません。

第4条（保険料の払込）

1. 保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料の口座振替を行なう場合は、払込期月中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日）に指定口座から保険料相当額を会社の預金口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
4. 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

1. 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。
2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払契約の場合、翌月の振替日に再度翌月分とともに2カ月分の保険料の口座振替を行いません。ただし、指定口座の預入額が2カ月分の保険料相当額に満たない場合には、1カ月分の保険料の口座振替を行ない、払込期月を過ぎた保険料について払込があったものとします（定期一括払を行なっているときは、振替日の翌月の応当日に、定期一括払の保険料相当額のみ再度口座振替を行いません。）。
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行いません。
3. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、払込期月を過ぎた保険料（定期一括払を行なっているときは、一括払込すべき保険料）を主約款に定める猶予期間中に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

第6条（諸変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の預金口座等に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関に申し出て下さい。
2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て下さい。この場合には、保険契約者は、他の払込方法（経路）を選択して下さい。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するかまたは他の払込方法（経路）を選択して下さい。
4. 会社は、会社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (3) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
- (4) 第1条に定める要件を欠いたとき

第8条（主約款の適用）

この特約に規定のない事項については、主約款の規定を適用します。

保険契約の失効取消に関する特則（Ⅱ） 目次

第1条 失効取消の適用

保険契約の失効取消に関する特則（Ⅱ）

第1条（失効取消の適用）

- 1 この特則は、失効についての規定がある保険契約（特約を含みます。以下、同じとします。）に適用されます。
- 2 この特則が適用された保険契約については、つぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。
 - (1) 主たる保険契約（以下、「主契約」と言います。）の普通保険約款に定める猶予期間中に保険料の払込がない場合でも、失効取消可能期間^(※1)中に失効取消にかかる延滞保険料^(※2)の払込があったときは、保険契約は失効しなかったものとして取り扱います。
 - (2) 失効取消可能期間中に保険金・給付金等^(※3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合で、失効取消可能期間中に第(1)号に定める失効取消にかかる延滞保険料の払込があったときは、保険金・給付金等の支払または保険料の払込の免除を行います。^(補1)
 - (3) 失効取消可能期間中は、保険契約者は、保険契約を復活することはできません。

第1条の補則

補1 保険契約者と被保険者を同一とする保険契約において、失効取消可能期間中に死亡保険金等^(※4)の支払事由が生じた場合には、死亡保険金等の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、死亡保険金等から失効取消にかかる延滞保険料を差し引いた金額を支払います。死亡保険金等が、予定利率変動型個人年金保険の死亡保険金および災害死亡保険金の場合には、死亡保険金等から失効取消にかかる延滞保険料を差し引かないものとします。

第1条の用語の意義

- * 1 失効取消可能期間
猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までをいいます。本条において同じとします。
- * 2 失効取消にかかる延滞保険料
失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。本条において同じとします。
- * 3 保険金・給付金等
名称の如何を問わず、保険契約において定めるすべての給付をいいます。本条において同じとします。
- * 4 死亡保険金等
死亡に際して支払う給付等をいい、名称の如何を問いません。本条において同じとします。

別表4 請求書類

〔I〕 保険金・年金等の請求の場合

請求項目	手続書類
死亡保険金 特約死亡保険金 家族年金 特約家族年金 災害死亡保険金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (6) 家族年金受取人の戸籍抄本 (7) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (8) 家族年金受取人の印鑑証明書 (9) 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (10) 家族年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (11) 最終の保険料領収証 (12) 保険証券
高度障害保険金 特約高度障害保険金 高度障害年金 特約高度障害年金 災害高度障害保険金 障害給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金または障害給付金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (6) 高度障害年金受取人の戸籍抄本 (7) 障害給付金受取人の戸籍抄本 (8) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (9) 高度障害年金受取人の印鑑証明書 (10) 障害給付金受取人の印鑑証明書 (11) 高度障害保険金受取人、高度障害年金受取人または障害給付金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (12) 最終の保険料領収証 (13) 保険証券
満期保険金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金の受取人の印鑑証明書 (5) 満期保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
保険料払込免除 疾病障害による保険料払込免除	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による保険料払込免除を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

請求項目	手続書類
災害入院給付金 疾病入院給付金 入院初期加算給付金 見舞給付金（入院による場合） 成人病入院給付金 5大生活習慣病入院給付金 女性疾病入院給付金 がん入院給付金 がん治療給付金 がん経過観察給付金 がん診断一時金 上皮内がん診断一時金 入院一時金 長期入院給付金 通院給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害入院給付金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 入院した病院または診療所の入院証明書（通院給付金の場合、通院した病院または診療所の通院証明書）＊ (5) 被保険者の住民票（配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約および配偶者新医療がん特約の場合はその被保険者の戸籍抄本） (6) 給付金の受取人の戸籍抄本 (7) 給付金の受取人の印鑑証明書 (8) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (9) 最終の保険料領収証 (10) 保険証券
手術給付金 手術・放射線治療給付金 骨髄・末梢血幹細胞採取給付金 見舞給付金（手術による場合） 成人病手術給付金 5大生活習慣病手術・放射線治療給付金 がん手術給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 手術または放射線治療を受けた病院または診療所の手術証明書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約および配偶者新医療がん特約の場合はその被保険者の戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
特定損傷給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 特定損傷給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
介護年金 特約介護年金 介護給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 介護年金・介護給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 介護年金・介護給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 介護年金・介護給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護保障証書
死亡給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護保障証書
健康祝金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 健康祝金の受取人の戸籍抄本 (4) 健康祝金の受取人の印鑑証明書 (5) 健康祝金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 介護保障証書

請求項目	手続書類
年金	(1) 請求書＊ (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 年金証書
死亡一時金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 年金受取人の住民票 (4) 死亡一時金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
解約返戻金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
契約者貸付	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
低解約返戻金型積立利率変動型終身保険および米国ドル建終身保険の生存給付金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 生存給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 生存給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 生存給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 保険証券
無事故給付金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
特定疾病保険金 特約特定疾病保険金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 特定疾病保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 特定疾病保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
保険金等の指定代理請求	(1) 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合）

請求項目	手続書類
保険料払込免除特約による 保険料払込免除・既払込保 険料相当額の支払	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本（既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限ります。） (5) 保険契約者の印鑑証明書（既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限ります。） (6) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
死亡時支払金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡時支払金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡時支払金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡時支払金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
被保険者の死亡の報告およ び解約返戻金相当額の支払	(1) 死亡報告書および請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本 (5) 保険契約者の印鑑証明書 (6) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
米国ドル建年金支払型特殊 養老保険の年金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証（第1回年金の場合のみ） (7) 年金証書（第1回年金の場合は保険証券）
米国ドル建年金支払型特殊 養老保険の死亡一時金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 年金受取人の戸籍抄本 (5) 年金受取人の印鑑証明書 (6) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
米国ドル建年金支払型特殊 養老保険の年金の一括支払	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書

（備考）

1. 上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。
4. この別表は、各保険共用のものとしたので、特定保険については関係のないものがあり、また修正を要するものがあります。特定保険についての特定の場合の必要書類は、お申出があればご案内します。

5. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人（家族年金受取人を含みます。）とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金（年金を含みます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または労働基準法施行規則第 42 条（遺族補償を受ける者）等に規定する遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金（家族年金を含みます。）または高度障害保険金（高度障害年金を含みます。）の請求の際、第 1 号または第 2 号のいずれかおよび第 3 号の書類も必要とします。ただし、これらの者が 2 人以上であるときは、そのうち 1 人からの提出で足りるものとします。また、被保険者に高度障害保険金または高度障害年金を支払う場合は、書類提出の必要はありません。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	手続書類
保険契約の復活	(1) 申込書* (2) 被保険者についての告知書*
契約内容の変更 (1) 保険金額、基準保険金額、基本入院給付金日額または年金額の減額、増額（復旧） (2) 年金月額の変更 (3) 保険料払込方法〈回数〉の変更 (4) 保険期間の変更 (5) 保険料払込期間の変更 (6) 払済保険への変更 (7) 延長定期保険への変更 (8) 生存給付金支払日の変更 (9) 年金開始日の繰上げ・繰下げ	(1) 請求書* (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての告知書*（会社が特に提出を求めた場合）
会社への通知による保険金受取人、家族年金受取人、死亡時支払金受取人または死亡一時金受取人の変更 会社への通知による後継年金受取人の指定・変更	(1) 請求書* (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (4) 保険証券または年金証書
遺言による保険金受取人、家族年金受取人、死亡時支払金受取人または死亡一時金受取人の変更	(1) 請求書* (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者または年金受取人の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券または年金証書
保険契約者の変更	(1) 請求書* (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
年金種類の変更	(1) 請求書* (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 年金受取人の配偶者の戸籍抄本（会社が特に提出を求めた場合）
指定代理請求人の変更指定	(1) 請求書* (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 指定代理請求人の住民票
受取人による保険契約または特約の存続	(1) 請求書* (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類

（備考）

1. 前表と同じとします。被保険者の告知書を要する場合には、会社指定の医師による被保険者の診断を求めることがあります。



引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客様 ^{ミナジブロック} 0120-37-2269 通話料無料

ジブラルタ生命のホームページ

<https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先(担当者)